

政令第三百四十七号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政

令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びにこれらの法律及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 給付の通則に関する経過措置（第三条・第四条）

第三章 退職共済年金等に関する経過措置

第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の特例（第五条―第十三条）

第二節 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例

第一款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前地共済法等の規定の適用（第十四条―第五十二条）

第二款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例（第五十三条―第一百五十五条）

第三節 退職等年金給付に係る併給の調整の特例等（第一百六十六条―第一百八十八条）

第四節 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の特例（第一百九十九条―第四百十条）

第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例（第四百一十一条）

第六節 費用の負担等に関する経過措置（第四百四十二条―第五百五十二条）

第四章 厚生年金保険給付及び退職等年金給付に関する経過措置（第五百五十三条―第六百六十一条）

第五章 その他の経過措置（第六百六十二条―第八百八十条）

附則

## 第一章 総則

### (趣旨)

第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行に伴い、組合が支給する平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間を有する者に係る改正前地共済法による長期給付の支給要件、当該長期給付の額の算定、当該長期給付に係る費用の負担等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

### (用語の定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、昭和六十年国民年金等改正法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法、改正前地共済法、改正前地共済施行法、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法、改正前私学共済法、旧地方公務員共済組合員期間又は改正後厚生年金

保険法 それぞれ平成二十四年一元化法附則第四条第一号から第九号まで若しくは第十二号又は第七条第一項に規定する改正前厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、昭和六十年国民年金等改正法、改正前国共済法、改正前国共済施行法、旧国共済法、昭和六十年国共済改正法、改正前地共済法、改正前地共済施行法、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法、改正前私学共済法、旧地方公務員共済組合員期間又は改正後厚生年金保険法をいう。

二 第一号厚生年金被保険者、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者期間、第四号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者期間 それぞれ改正後厚生年金保険法第二条の五第一項各号に規定する第一号厚生年金被保険者、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者期間、第四号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者期間をいう。

三 なお効力を有する改正前地共済法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいう。

四 改正後地共済法 平成二十四年改正法第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）をいう。

五 なお効力を有する改正前地共済施行法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済施行法をいう。

六 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年地共済改正法（平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法をいう。以下同じ。）をいう。

七 改正前地共済令 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号。以下「平成二十七年地共済改正令」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいう。

八 なお効力を有する改正前地共済令 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済令をいう。

九 改正後地共済令 平成二十七年地共済改正令第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令をいう。

十 組合 地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）をいう。

## 第二章 給付の通則に関する経過措置

（改正後地共済法における報酬又は期末手当等に関する特例）

第三条 当分の間、改正後厚生年金保険法第三条第一項第三号に掲げる報酬若しくは同項第四号に掲げる賞与又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第五項に規定する報酬若しくは同条第六項に規定する賞与のうちその全部又は一部が通貨以外のもので支払われるものについては、総務大臣の定めるところにより、改正後地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬又は同項第六号に規定する期末手当等に相当するものとみなす。

（年金の支払の調整に関する経過措置）

第四条 次に掲げる年金である給付の受給権者が、当該受給権者が受給権を有する年金である給付（以下こ

の条において「乙年金」という。）以外の第二号から第四号までに掲げる年金である給付（以下この条において「甲年金」という。）の受給権を取得したため、乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

一 改正後厚生年金保険法による年金である保険給付（組合が支給するものに限る。）

二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）

三 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付

四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により組合が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。）

2 乙年金の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として乙年金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下こ

の項において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき甲年金があるときは、主務省令で定めるところにより、甲年金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

3 甲年金及び乙年金のいずれもが第一項第二号に掲げる年金である給付であるとき、又は同項第三号に掲げる年金である給付であるときは、前二項の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する内払又は第二項の規定による充当に係る額の計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

### 第三章 退職共済年金等に関する経過措置

#### 第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の特例

(改正前地共済法の改正前支給要件規定の読替え)

第五条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前支給要件規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前地共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。



第七十八条の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第七十八条第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第八十四条第二項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（第八十四条第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
第七十八条第二項 第八十四条の前の見出し	退職共済年金 障害共済年金	旧職域加算退職給付 旧職域加算障害給付

第八十四条第一

項

障害共済年金

支給する

旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）

支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。次条第二項及び第八十六条第一項において同じ。）と保険料免除期間（同法第五条第三項に規定する保険料免除期間をいう。次条第二項及び第八十六条第一項において同じ。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない。

		い
第八十四条第二項	障害の程度に応じ て重度のものから 一級、二級及び三 級とし、各級の障 害の状態は、政令 で定める	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保 険法第四十七条第二項に定めるところによる
第八十五条第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
第八十五条第二項及び第八十六条第一項	障害共済年金 支給する	旧職域加算障害給付 支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当 該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間が あり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険

	第八十六条第二項	附則第十八条の二の見出し、同条第一項及び第三項、第十九条の前の見出し、同条、第二十四
	障害共済年金	退職共済年金
料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない	旧職域加算障害給付	旧職域加算退職給付

<p>条の二の前の見出し、同条第一項及び第三項、第二十六条の見出し並びに同条第二項から第四項まで</p>		
--	--	--

(改正前地共済法の改正前遺族支給要件規定の読替え)

第六条 平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前遺族支給要件規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前地共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十九条の見出し	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
-----------	--------	-----------

第九十九条第一

項

遺族共済年金

旧職域加算遺族給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち死亡を給付事由とするものをいう。次項において同じ。）

支給する

支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、当該者が死亡した日の前日において、当該死亡した日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。）と保険料免除期間（同条第三項に規定する保険料免除期間

2 平成三十八年四月一日前に死亡した者に係る前項の表第九十九条第一項の項の規定の適用については、

		<p>をいう。)とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない</p>
<p>第九十九条第一項第三号</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（障害を給付事由とするものに限る。）</p>
<p>第九十九条第一項第四号</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（退職を給付事由とするものに限る。）</p>
<p>第九十九条第二項</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>

同項中「満たないとき」とあるのは、「満たないとき（当該死亡した日において当該死亡した日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡した日の前日において国民年金の被保険者でなかつた者については、当該死亡した日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間）のうち当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡した日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）

第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前地共済法	子又は孫は、	夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子又は孫は
第二条第三項	あつてまだ配偶者	あるか、又は二十歳未満で障害等級（被用者年金制度の一元化



<p>改正前地共済法 第四十四条第二 項</p>	
<p>組合員期間</p>	<p>ある者</p> <p>等級</p> <p>がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十四条第二項に規定する障害等級</p>
<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。（以下同じ。）</p>	<p>あり、かつ、まだ配偶者がいない者</p> <p>等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。（以下同じ。）</p>

	<p>改正前地共済法 第四十七条第一 項</p>
<p>別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p>	<p>あるときは、前二条の規定に準じて、これを</p>
<p>改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>	<p>あるときは、</p> <p>配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる</p>
<p>遺族（弔慰金又は遺族共済年金について、これらの給付に係る組合員であつた者の他の</p>	<p>遺族（弔慰金又は遺族共済年金について、これらの給付に係る組合員であつた者の他の</p>

平成二十四年一	<p>元化法附則第六 十条第五項の規 定により読み替 えられた改正前 地共済法第五十 一条ただし書</p>	
退職共済年金	遺族共済年金	<p>遺族）に支給し、 支給すべき遺族が ないときは、当該 死亡した者の相続 人に支給する</p>
旧職域加算退職給付	<p>旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち 死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>	<p>旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五 項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この条及 び第七十四条第一項において「改正前地共済法による職域加算 額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下 同じ。）</p>

<p>項</p> <p>第七十六条第一</p> <p>改正前地共済法</p>	<p>項</p> <p>第七十四条第一</p> <p>改正前地共済法</p>	<p>元化法附則第六</p> <p>十条第五項の規</p> <p>定により読み替</p> <p>えられた改正前</p> <p>地共済法第五十</p> <p>二条ただし書</p>				
<p>遺族共済年金</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>遺族共済年金</p>
<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p> <p>旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>

改正前地共済法 第七十六条第二 項	退職共済年金の額 のうち第七十九条 第一項第二号に掲 げる金額に相当す る金額	旧職域加算退職給付
障害共済年金の額 のうち第八十七条 第一項第二号若し くは第二項第二号 に掲げる金額（当 該障害共済年金の 額が同条第四項又 は第九十条第二項	旧職域加算障害給付	

<p>遺族共済年金の額のうち第九十九条の二第一項第一号</p>	<p>(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額)に相当する金額</p>
<p>旧職域加算遺族給付</p>	

---

イ(2)若しくは同号  
ロ(2)に掲げる金額  
(同条第三項の規  
定により読み替え  
られたこれらの規  
定に掲げる金額)  
当該遺族共済年金  
の額が同条第四項  
の規定により算定  
されたものである  
ときは、同項に定  
める金額のうち政  
令で定める金額)

---

<p>改正前地共済法 第七十九条第一 項第二号</p>		<p>項 第七十九条第一</p>	<p>改正前地共済法</p>	<p>第七十九条の前 の見出し</p>	
<p>月数</p>	<p>額 第一号に掲げる金</p>	<p>金額の合算額 次の各号に掲げる</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>を含む。)に相当 する金額</p>
<p>月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>	<p>零</p>	<p>第二号に掲げる金額</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	



改正前地共済法 第八十条の二第 二項第一号及び		改正前地共済法 第八十条の二第 一項	
退職共済年金	付 する年金である給 退職を給付事由と する年金である給	退職共済年金 若しくは遺族共済 年金	退職共済年金 がその権利を取得 した日の翌日の属 する月
旧職域加算退職給付	旧職域加算退職給付	給付 、遺族共済年金、旧職域加算障害給付若しくは旧職域加算遺族	旧職域加算退職給付 の平成二十七年十月一日



<p>改正前地共済法 第八十七条の前</p>	<p>改正前地共済法 第八十三条（見出しを含む。）</p>	
<p>障害共済年金</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>定したその支給の 停止を行わないも のとされた金額又 は第八十二条第一 項の規定の例によ り支給を停止する ものとされた金額 を勘案して</p>
<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	

改正前地共済法 第八十七条第一 項 第二号	月数（ 	障害共済年金の 	障害共済年金（ 	公務等による障害 共済年金 	次の各号に掲げる 金額の合算額 	の 見 出 し	改正前地共済法 第八十七条第一 項	障害共済年金 	旧職域加算障害給付 
							次 の 各 号 に 掲 げ る 金 額 の 合 算 額	次 の 各 号 に 掲 げ る 金 額 の 合 算 額	旧職域加算障害給付の 

改正前地共済法 第八十七条第二 項第二号	月数が	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数が
改正前地共済法 第八十七条第四 項	公務等による障害 共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
五十円	五十銭	と する。 ）
百円	一円	と する。 ）
と する。 ）	と する。 ）から厚生年金相当額（公務等による旧職域加算障害 給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法に よる障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一 項ただし書（改正後厚生年金保険法第四十七条の二第二項、第 四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項 において準用する場合を含む。以下この項及び第九十九条の二	と する。 ）

---

---

第四項において同じ。)の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合

---

出 第八十九条の見 改正前地共済法	項 第八十七条第五	改正前地共済法		
障害共済年金	とする	障害共済年金	障害共済年金の	
旧職域加算障害給付	同日とする	旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付の	法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。第九十九条の二第四項において「改正後地共済令」という。）第二十五条の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。第九十条第二項において同じ。）を控除して得た金額

改正前地共済法 第八十九条第二				改正前地共済法 第八十九条第一 項
障害共済年金	障害共済年金の額	減退し、又は増進 した後における障 害の程度	請求	障害共済年金の受 給権者の障害の程 度が減退した
旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付の額	障害の程度	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合 として総務省令で定める場合を除き、当該旧職域加算障害給付 の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一 年を経過した日後の請求に限る。）	旧職域加算障害給付の受給権者について、その障害の程度を診 査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると 認める



改正前地共済法 第九十条第二項							項及び第三項並びに第九十条第一項
定める	障害共済年金の額	う 障害共済年金をい	ち 障害共済年金のう	障害共済年金	公務等によらない 障害共済年金	公務等による障害 共済年金	
定める金額に改定率を乗じて得た額から厚生年金相当額を控除	旧職域加算障害給付の額	旧職域加算障害給付をいう	旧職域加算障害給付のうち	公務等によらない旧職域加算障害給付	公務等によらない旧職域加算障害給付	公務等による旧職域加算障害給付	

	改正前地共済法 第九十条第二項	各号	改正前地共済法 第九十条第四項			改正前地共済法 第九十条第五項 から第七項まで
	、第三項及び第五 項	障害共済年金	障害共済年金の受 給権者	公務等による障害 共済年金	公務等によらない 障害共済年金	障害共済年金
して得た	及び第五項	旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付の受給権者	公務等による旧職域加算障害給付	公務等によらない旧職域加算障害給付	旧職域加算障害給付

<p>、第九十一条、第九十四条（見出しを含む。）及び第九十五条の見出し</p>			<p>改正前地共済法第九十九条の二の前の見出し並びに同条第一項</p>
	<p>公務等による障害共済年金</p>	<p>算定される障害共済年金</p>	<p>遺族共済年金</p>
	<p>公務等による旧職域加算障害給付</p>	<p>算定される旧職域加算障害給付</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>

各号列記以外の 部分及び同項第 一号	改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号イ	(2) 改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号イ	改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号ロ
	(1)及び(2)に掲げる 金額の合算額	月数（	(1)及び(2)に掲げる 金額の合算額
	(2)に掲げる金額	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（	(2)に掲げる金額

改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第一号ロ (2)	月数	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数
改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号	退職共済年金その 他の退職又は老齡 を給付事由とする 年金である給付で あつて政令で定め るもの（以下この 条、次条及び第九 十九条の四の二に おいて「退職共済	旧職域加算退職給付

	<p>年金等」という。 のいずれか</p>	
<p>改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号イ</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>
<p>改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号イ</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>(1) 第九十九条の二 第一項第二号イ</p>	<p>国家公務員共済組 合法による年金で ある給付で退職共 済年金</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前 国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの</p>
<p>(2) 第九十九条の二 第一項第二号イ</p>	<p>金額から政令で定 める額を控除した 金額</p>	<p>金額</p>
	<p>相当する額に当該 政令で定める額を</p>	<p>相当する額</p>

	<p>加算した額</p>	
<p>改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号ロ</p>	<p>退職共済年金等の 額の合計額（第八 十条第一項の規定 又は他の法令の規 定でこれに相当す るものとして政令 で定めるものによ り加給年金額が加 算された退職共済 年金等にあつては 、これらの規定を 適用しない額とす</p>	<p>旧職域加算退職給付に相当する額</p>

				改正前地共済法 第九十九条の二 第三項	
遺族共済年金の	第一項第一号イ(2)	前二項	共済年金	公務等による遺族 共済年金	遺族共済年金(
旧職域加算遺族給付の	同項第一号イ(2)	第一項		公務等による旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付(
					相当する額に政令 で定める額を加算 した額
					相当する額
					控除した額
					政令で定める額を
					に相当する額から
					る。以下同じ。)



				改正前地共済法 第九十九条の二 第四項	
月数 「	月数（	遺族共済年金が公 務等による遺族共 済年金	金額又は第二項第 一号イに掲げる第 一項第一号ロの規 定の例により算定 した金額	五十円	百円
合算した月数 」	合算した月数（	旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付	金額	五十銭	一円
					とする。）から厚生年金相当額（公務等による旧職域加算遺族

---

---

給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受け権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受け権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として改正後地共済令第二十五条の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以

	改正前地共済法	第九十九条の二 第六項	改正前地共済法	第九十九条の二 の二第一項		前各項	遺族共済年金	遺族共済年金	退職共済年金等の いずれか	とき、又は同条第 二項第一号ロに掲 げる金額が同号イ に定める金額を上	上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合 におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い 額をいう。)を控除して得た金額	第一項、第三項及び第四項	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	旧職域加算退職給付	ときは、同項第二号イ
--	---------	----------------	---------	------------------	--	-----	--------	--------	------------------	--	---	--------------	-----------	-----------	-----------	------------

改正前地共済法 第九十九条の二 の二第三項								
遺族共済年金（一）	第一項中	前二項	前二項	遺族共済年金が公務等による遺族共済年金	遺族共済年金	金額又は同条第二項第二号に定める金額	二号イ	回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ
旧職域加算遺族給付（一）とあるのは「旧職域加算遺族給付	同項中	第一項		旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	金額		

	とあるのは「遺族共済年金」	
改正前地共済法第九十九条の四の二第一項	遺族共済年金 退職共済年金等のいずれか	旧職域加算遺族給付 旧職域加算退職給付
	退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額	旧職域加算退職給付

<p>第九十九条の七</p> <p>改正前地共済法</p>	<p>第九十九条の四</p> <p>の二第三項</p>	<p>改正前地共済法</p>				
<p>遺族共済年金</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>前二項</p>	<p>を限度</p> <p>額に相当する金額</p> <p>額を控除して得た</p> <p>から政令で定める</p>	<p>額を超える</p> <p>額を控除して得た</p> <p>から政令で定める</p>	<p>支給停止額が</p>	
<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>第一項</p>	<p>を限度</p>	<p>を超える</p>	<p>当該旧職域加算退職給付の額が</p>	

<p>の見出し及び同 条第一項</p>	<p>改正前地共済法 第九十九条の七 第二項</p>
<p>遺族共済年金</p>	<p>二 障害等級の一 級又は二級に該 当する障害の状 態にある子又は 孫（十八歳に達 する日以後の最 初の三月三十一 日までの間にあ る子又は孫を除 く。）について</p>
<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。 三 子又は孫が、二十歳に達したとき。</p>

	、その事情がなくなつたとき。	
改正前地共済法第九十九条の八の見出し	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の八	公務等による遺族共済年金	公務等による旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の九	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第一百五十五条第一項本文	第一百七十七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規定	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条



<p>に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者</p>	<p>の四に規定する標準賞与額をいう。以下この条において同じ。        )が改定される者</p>
<p>同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定される者</p>

改正前地共済法					
あつた	できる	組合員期間	は	<p>の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者</p>	
あつたものとみなされる	みならず	旧地共済施行日前期間	に	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたとき</p>	

<p>第七七条の三第 一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の三第 一項第一号</p>	<p>第一号特例適用者 の掛金の標準とな つた給料の額に一 から離婚特例割合 (按分割合を基礎 として総務省令で 定めるところによ り算定した率をい う。以下同じ。) を控除して得た率 を乗じて</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に定める額 (第三号厚生年金被保険者期間(改正後厚生年金保険法第二条 の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をい う。以下同じ。))に係るものに限る。)を第四十四条第二項に 規定する政令で定める数値で除して</p>

改正前地共済法	改正前地共済法 第七七条の三第 一項第二号	あつた	第二号特例適用者 の掛金の標準とな つた給料の額（掛 金の標準となつた 給料の額を有しな い月にあつては、 零）に、第一号特 例適用者の掛金の 標準となつた給料 の額に離婚特例割 合を乗じて得た額 を加えて	あつたものとみなされる	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号に定める額 （第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）を第四十 四条第二項に規定する政令で定める数値で除して
---------	-----------------------------	-----	--	-------------	--

<p>第七十七条の三第 二項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>改正前地共済法 第七十七条の三第 二項第一号</p>	<p>第一号特例適用者 の掛金の標準とな つた期末手当等の 額に一から離婚特 例割合を控除して 得た率を乗じて得 た額</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第一号に定める額 (第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)</p>
<p>改正前地共済法 第七十七条の三第 二項第二号</p>	<p>第二号特例適用者 の掛金の標準とな つた期末手当等の 額(掛金の標準と</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第二号に定める額 (第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)</p>

改正前地共済法	三項 第七七条の三第 改正前地共済法	
あつた	あつた期間 方公共団体の長で 組合員期間又は地	なつた期末手当等 の額を有しない月 にあつては、零） に、第一号特例適 用者の掛金の標準 となつた期末手当 等の額に離婚特例 割合を乗じて得た 額を加えて得た額
あつたものとみなされる	旧地共済施行日前期間	

<p>第七百七条の三第 四項</p>	<p>改正前地共済法 第七百七条の四の 見出し</p>					<p>退職共済年金</p>								
<p>改正前地共済法 第七百七条の四第</p>	<p>改正前地共済法 第七百七条の四第 一項</p>	<p>退職共済年金</p>		<p>組合員期間又は地</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>あつた日</p>	<p>あつた期間</p>	<p>方公共団体の長で</p>	<p>組合員期間又は地</p>	<p>組合員期間の</p>	<p>退職共済年金</p>		<p>旧職域加算退職給付</p>	
<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>あつたものとみなされる日</p>		<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間の</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>			<p>旧職域加算退職給付</p>					

改正前地共済法	二項				一項			
	方公共団体の長であつた期間	組合員期間のあつた日	組合員期間で定めるときは、組合	組合員期間	この条を請求することができる	を請求することが	を請求することが	を請求することが
	旧地共済施行日前期間のあつたものとみなされる日	旧地共済施行日前期間であつたものとみなされる日	定めるときであつて、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、組合	旧地共済施行日前期間	この条及び第七十条の十	の請求があつたものとみなす	の請求があつたものとみなす	があつたものとみなされる



<p>第七七条の七第一項ただし書</p>	<p>障害共済年金</p>		<p>旧職域加算障害給付</p>
<p>改正前地共済法 第七七条の七第二項</p>	<p>あつた 組合員期間 当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額</p>	<p>あつたものとみなされる 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）</p>	
<p>改正前地共済法 第七七条の七第三項</p>	<p>あつた 組合員期間 当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつ</p>	<p>あつたものとみなされる 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第三項に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）</p>	

	た期末手当等の額	
改正前地共済法 第七條の七第 四項	組合員期間又は地 方公共団体の長で あつた期間	旧地共済施行日前期間
改正前地共済法 第七條の七第 五項	あつた	あつたものとみなされる
改正前地共済法 第七條の八の 見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法 第七條の八第 一項	退職共済年金 あつた	旧職域加算退職給付 あつたものとみなされる

<p>改正前地共済法 第七十七条の十第 一項ただし書</p>	<p>改正前地共済法 第七十七条の十第 一項ただし書</p>		<p>改正前地共済法 第七十七条の十第 一項</p>	<p>改正前地共済法 第七十七条の八第 二項</p>
<p>組合員期間</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>用 特定離婚特例の適</p>	<p>例の適用の請求 規定による離婚特</p>	<p>障害共済年金</p>
<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>特定期間に係る旧地共済施行日前期間の特定離婚特例の適用</p>	<p>報酬の改定又は決定の請求</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準 旧職域加算障害給付</p>

二項	改正前地共済法 第百八条第二項	改正前地共済法 第百八条第三項	改正前地共済法 第百十一条第一項
遺族共済年金	障害共済年金	組合員期間	退職共済年金又は 障害共済年金の額 のうち第七十六条 第二項の規定によ り支給の停止を行 わないこととされ る部分に相当する
旧職域加算遺族給付	旧職域加算障害給付	旧地共済施行日前期間	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額

<p>項 第百十一条第三</p>	<p>改正前地共済法</p>		<p>改正前地共済法 第百十一条第二</p>
<p>障害共済年金の額</p>	<p>退職共済年金又は 組合員期間</p>	<p>額 る部分に相当する わなないこととされ り支給の停止を行 第二項の規定によ のうち第七十六条</p>	<p>遺族共済年金の受 給権者</p>
<p>旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>		<p>旧職域加算遺族給付の受給権者</p>

<p>改正前地共済法 第二百四十四條の 第二十六第一項</p>	<p>五十円</p>	<p>項及び第五項 二十四の二第一 項及び第五項</p>	<p>改正前地共済法 第二百四十四條の 第二十六第一項</p>	<p>のうち第七十六條 第二項の規定によ り支給の停止を行 わないこととされ る部分に相当する 額</p>
<p>百円</p>	<p>五十銭</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>退職共済年金</p>	
<p>一円</p>	<p>五十銭</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	

<p>改正前地共済法 附則第十八条の 二の見出し</p>	<p>改正前地共済法 附則第十八条の 二第二項</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>前項</p>
<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項</p>	<p>又は附則第九条の</p>	<p>若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則</p>

改正前地共済法 附則第十八条の 二第四項	二の二第一項	第七条の三第一項 平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた前項
改正前地共済法 附則第二十二條 及び第二十四條 の二の前の見出 し	前項 退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法 附則第二十四條	前項 退職共済年金	旧職域加算退職給付 平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおそ
	前項	同項



<p>の二第二項</p>	<p>又は附則第九条の二の二第一項</p>	<p>の効力を有するものとされた前項</p> <p>若しくは附則第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第一項</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十四条 の二第四項</p>	<p>前項</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十六条 の見出し</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十六条 第五項</p>	<p>第一項から前項まで</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項</p>

改正前地共済法				改正前地共済法 附則第二十六条 第九項前段		
	第一項から	退職共済年金	第一項から			定 条の七第一項の規 びに附則第二十五 部分及び第三項並 項各号列記以外の の五第一項、第二 、附則第二十五条 の五第一項、第二 項各号列記以外の 部分及び第三項並 びに附則第二十五 条の七第一項の規 定
	第二項から	旧職域加算退職給付	第二項から	の規定	附則第二十条の二第二項第三号	旧職域加算退職給付

<p>改正前地共済法 附則第二十六条</p>	<p>第十項 附則第二十六条</p>				
<p>退職共済年金</p>	<p>額 算額を加算した金</p>	<p>該合算額に特例加 算額を加算した金</p>	<p>額の合算額又は当 額の合算額又は当</p>	<p>第三号に掲げる金 第二項第二号及び 附則第二十条の二</p>	<p>り これらの規定によ 第七十九条第一項</p>
<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額 同号の規定により 第七十九条第一項第二号 旧職域加算退職給付</p>				

<p>の四（見出しを 含む。）</p>	<p>改正前地共済法 附則第二十七条 の見出し</p>	<p>改正前地共済法 附則第二十七条 第一項及び第二 十八条の四の見 出し</p>	<p>改正前地共済法 附則第二十八条 の四第二項</p>
	<p>障害共済年金</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>退職共済年金の額 を 遺族共済年金の額</p>
	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>旧職域加算退職給付の額を 旧職域加算遺族給付の額を</p>

<p>改正前地共済法 附則第二十八条</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>を</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十八条</p>	<p>第四十四条の二か ら第四十四条の五</p>	<p>を</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十八条</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>を</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十八条 の十の見出し及 び同条第二号</p>	<p>第二号、第二十 八条の九（見出 しを含む。）並 びに第二十八条</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第 六十条第十一項の規定により適用するものとされた改正後厚生</p>

<p>の十二の二第一 項</p>	<p>まで</p>	<p>年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十八条 の十二の二第二 項</p>	<p>第四十四条の二（ 第四十四条の三か ら第四十四条の五 まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十八条 の十二の二第三 項</p>	<p>第四十四条の三（ 第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>改正前地共済法</p>	<p>第四十四条の四（</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正</p>

<p>附則第二十八条 の十二の二第四 項</p>	<p>第四十四条の五</p>	<p>後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十八条 の十二の二第五 項</p>	<p>第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十八条 の十二の四</p>	<p>組合員期間又は地 方公共団体の長で あつた期間 退職共済年金</p>	<p>組合員期間 旧職域加算退職給付</p>
<p>改正前地共済法 附則第二十八条</p>	<p>、附則第二十条の 二第二項第一号、</p>	<p>の規定</p>

<p>の十二の五</p>	<p>附則第二十条の三 第一項及び附則第二十八条の第十三第一項の規定</p>	<p>同号</p>
<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一号</p>	<p>これらの規定による第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法</p>



<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条第一項</p>	<p>規定中「千分の五・四八一」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、</p>	<p>等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする</p>
<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条第一項</p>	<p>附則第二十条の第二項中「千分の五・四八一」とあ</p>	<p>規定中</p>
<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条第一項</p>	<p>附則第二十条の第二項中</p>	<p>附則第二十条の第二項中</p>

三項	<p>るのは「千分の七・三〇八」と、</p>	
<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条</p>	<p>組合員期間が二十年未満</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年未満</p>
<p>改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第一項、第二項及び第五項並びに第三十五条第一</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>

項から第三項ま  
で

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	<p>国の旧法」若しくは「国の新法</p>	<p>国の旧法</p>
<p>地方公務員等共済組合法（以下「法」という</p>	<p>法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための</p>	

<p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という</p>	
<p>という。</p> <p>以下同じ</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ</p> <p>施行法（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）を</p>

	<p>国の旧法若しくは 国の新法</p>	<p>国の旧法</p>
<p>第二十五条の二 第三号</p>	<p>国の新法</p>	<p>国の新法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ。）</p>

<p>第二十五條の三 第一項第八号</p>	<p>第二十五條の二 第四号</p>	
<p>学校教職員共済法 施行令第七條にお</p>	<p>私立学校教職員共 済法第二十五條</p>	<p>昭和六十年国の改 正法</p>
<p>限る。)</p>	<p>限る。)</p>	<p>昭和六十年国の改正法（平成二十四年一元化法附則第三十六條第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八條の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をいう。以下同じ。）</p> <p>私立学校教職員共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五條</p>

<p>第二十五条の三 第二項第十号</p>	<p>第二十五条の三 第一項第十号</p>	
<p>第二十三条の六第 二項</p>	<p>第二十三条の六第 二項</p> <p>分に限る</p> <p>一条の七の四（同 条第五号に係る部 分に限る</p>	<p>いて準用する国家 公務員共済組合法 施行令第十一条の 七の四（同条第五 号に係る部分に限 る</p>
<p>平成二十七年政令第 二十三條の六第二項</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（ 号）第一条の規定による改正後の第 二十三條の六第二項</p>	<p>限る</p>

第二十五条の四 の二の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第二十五条の四 の二第一項	退職共済年金  組合員期間（	旧職域加算退職給付（法第七十八条第一項に規定する旧職域加算退職給付をいう。以下同じ。）  旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十 二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一 元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを 合算した期間をいう。以下同じ。）（
基礎として法第七 十九条第一項第一 号の規定により算 定した金額に次項 の規定により算定	基礎として	基礎として



した平均支給率を  
乗じて得た金額（  
昭和六十年改正法  
附則第十六条第一  
項の規定が適用さ  
れる場合にあつて  
は、当該乗じて得  
た金額に受給権取  
得月前組合員期間  
を基礎として同項  
の規定の例により  
算定した金額を加  
算した金額）と

<p>第二十五条の四の二第三項</p>	<p>が前項第一号に該当する</p>	<p>に当該者が組合員である</p>
<p>第二十五条の四の二第四項</p>	<p>退職共済年金の受給権者</p>	<p>旧職域加算退職給付の受給権者</p>
<p>第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額</p>
<p>第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額</p>	<p>旧職域加算退職給付（当該職域加算退職給付に平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を</p>	<p>第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額</p>



第二十五条の十					
障害共済年金	済年金 支給される障害共	併合障害共済年金	それぞれみなして	同条第一項第二号 又は第二項第二号	号 あるものと、第二 げる金額の一部で 第二項第一号に掲 第一項第一号又は 額は法第八十七条
旧職域加算障害給付	支給される旧職域加算障害給付	併合旧職域加算障害給付	みなして	第八十七条第一項第二号又は第二項第二号	

三の見出し及び 同条第一項	第二十六条の十	三の見出し	第二十六条の十	三第一項				第二十六条の十	四の見出し	第二十六条の十
	退職共済年金等	遺族共済年金	又は第二項の規定	遺族共済年金は		遺族共済年金の	退職共済年金等の	いずれか	遺族共済年金	遺族共済年金
	旧職域加算退職給付	旧職域加算遺族給付	の規定	旧職域加算遺族給付（法第九十九条第一項に規定する旧職域加算遺族給付をいう。以下同じ。）は		旧職域加算遺族給付の	旧職域加算退職給付		旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付

<p>四第一項</p>	<p>退職共済年金等の いずれか</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>第二十六条の十</p>	<p>又は第二項の規定</p>	<p>の規定</p>
<p>四第二項</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>
<p>第二十六条の二 十一の見出し</p>	<p>退職共済年金等</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>第二十六条の二 十一</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>第二十六条の二 十二、第二十六 条の二十七（見 出しを含む。） 、第二十六条の</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>

第二十七条第一		二十八及び第二十六條の三十（見出しを含む。）
退職共済年金又は	<p>退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六條第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額</p>	
旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額		旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額

<p>項第二号から第 四号まで</p>	<p>第二十七条第二 項</p>	<p>障害共済年金の額</p>	<p>遺族共済年金の受 給権者</p>	<p>当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額</p>	<p>又は第二項第二号の規定</p>
	<p>旧職域加算遺族給付の受給権者</p>		<p>旧職域加算遺族給付の額</p>		<p>の規定</p>



遺族共済年金の額	旧職域加算遺族給付の額
同条第一項第二号	同号
退職共済年金又は 国の新法による退 職共済年金	旧職域加算退職給付
遺族共済年金の職 域相当額に相当す る金額	旧職域加算遺族給付の額
退職共済年金の職 域相当額に相当す る金額の二分の一 に相当する金額又 は国の退職共済年	旧職域加算退職給付の額

	<p>金の職域加算額に相当する金額</p>	
<p>第二十七条第三項</p>	<p>、法第八十一条第三項若しくは附則第二十五条の五第一項の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項</p>	<p>又は法第九十九条の四第一項から第三項まで</p>

	<p>退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額</p>	<p>旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付</p>
<p>第二十七条第四項</p>	<p>退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付</p>
<p>、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは</p>	<p>若しくは</p>	
<p>、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第</p>	<p>又は法第九十九条の四第一項から第三項まで</p>	

	<p>九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項</p>	
<p>附則第三十条の二の十六の見出し</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>附則第三十条の二の十六第一項</p>	<p>組合員期間 法第七十九条第一項又は第一百二条第一項</p>	<p>旧地共済施行日前期間 法第七十九条第一項第二号</p>
<p>附則第三十条の二の二十の見出し</p>	<p>退職共済年金 一項</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>



<p>二の二十第二項、第四項及び第五項</p>		
<p>附則第三十条の二の二十第六項</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>

(併給の調整に関する経過措置)

第八条 改正前地共済法による職域加算額の受給権者が次の各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に掲げる年金は、それぞれ当該各号に定める年金であるものとみなし、当該各号に掲げる年金でないものとみなす。

- 一 老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。） 旧職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）
- 二 老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。） 改正前国共済法による年金で

ある給付（旧職域加算退職給付に相当するものに限る。）

三 障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。） 旧職域加算障害給付

（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

四 障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。） 改正前国共済法によ

る年金である給付（旧職域加算障害給付に相当するものに限る。）

五 遺族厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。） 旧職域加算遺族給付

（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）

六 遺族厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を有する者に係るものに限る。） 改正前国共済法によ

る年金である給付（旧職域加算遺族給付に相当するものに限る。）

第九条 改正後厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金の受

給権者が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく改正前地共済法による職域加算額（平成二十四年

一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条

第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の受給権を有す

るときは、その受給権を有する間、当該改正前地共済法による職域加算額は、その支給を停止する。

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十六条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(改正前地共済法による職域加算額について適用しない改正前地共済法等の規定)

第十条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第四十八条、第六十八条第四項、第六項及び第七項、第十九条第三項、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第九十三条、第九十九条の二第二項及び第五項、第九十九条の二の二第二項、第九十九条の三、第九十九条の四、第九十九条の四の二第二項、第九十九条の五、第九十九条の六、第百条から第百四条まで、第百五条第一項ただし書並びに第一号及び第二号、第二項並びに第三項、第百六条から第百七条の二まで、第百七条の十第三項及び第四項、第百七条から第百二十一条まで、第百四十四条の二十三並びに附則第十八条の二第五項から第七項まで、第二十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十四条の二第五項か



ら第十項まで、第二十四条の三、第二十五条の二から第二十五条の七まで、第二十六条第九項後段、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十八条の二及び第二十八条の三の規定

二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年地共済改正令第十四条の規定による廃止前の地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の規定

（改正前地共済法による職域加算額について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等）

第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項、第五十九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第一項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項及び第二項、第一百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十三條の二 第一項</p>	<p>保険給付</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）</p>
<p>第四十三條の二 第二項第一号</p>	<p>当該年度 標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）</p>	<p>前年度の標準報酬（当該年度 なお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法</p>

<p>第四十三條の二</p>	
<p>第二項第二号</p>	
<p>前々年度等の標準</p>	<p>標準報酬（以下「掛金の標準となつた給料の額」と同条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額」という。）（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。）</p> <p>掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等」という。）</p>

	第四十三條の二	報酬	
第四項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	
第四十三條の三	受給権者	改正前地共済法による職域加算額の受給権者	
第一項			
第四十三條の三	前年度の標準報酬及び前々年度等の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等	
第二項			
第四十三條の四	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等	
第二項第一号			
第四十三條の四	前々年度等の標準報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等	
第二項第二号	報酬		
第四十三條の四	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等	

			第三項		
			第四十三條の五	前年度の標準報酬	前年度の掛金の標準となつた給料の額等
			第二項第一号	前々年度等の標準報酬	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
			第四十三條の五	前々年度等の標準	前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
			第三項	報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
			第四十六條第一項	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額
			給権者	老齡厚生年金の受給権者	なお効力を有する改正前地共済法第七十八條第一項又は附則第十八條の二第三項、第十九條、第二十四條の二第三項若しくは第二十六條第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権者
	被保険者				地方公務員共済組合の組合員
日（厚生労働省令					ときは、当該組合員である間、当該旧職域加算退職給付

---

で定める日を除く  
。）、国会議員若  
しくは地方公共団  
体の議会の議員（  
前月以前の月に属  
する日から引き続  
き当該国会議員又  
は地方公共団体の  
議会の議員である  
者に限る。）であ  
る日又は七十歳以  
上の使用される者  
（前月以前の月に

---

---

属する日から引き  
続き当該適用事業  
所において第二十  
七条の厚生労働省  
令で定める要件に  
該当する者に限る  
。 ) である日が属  
する月において、  
その者の標準報酬  
月額とその月以前  
の一年間の標準賞  
与額の総額を十二  
で除して得た額と

---

---

を合算して得た額  
(国会議員又は地  
方公共団体の議会  
の議員については  
、その者の標準報  
酬月額に相当する  
額として政令で定  
める額とその月以  
前の一年間の標準  
賞与額及び標準賞  
与額に相当する額  
として政令で定め  
る額を十二で除し

---



---

て得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞

---

---

与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。

---

---

以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から

---

---

支給停止調整額を  
控除して得た額の  
二分の一に相当す  
る額に十二を乗じ  
て得た額（以下こ  
の項において「支  
給停止基準額」と  
いう。）に相当す  
る部分の支給を停  
止する。ただし、  
支給停止基準額が  
老齢厚生年金の額  
以上であるときは

---



第六十一条第一			第六十条第二項	項			第五十九条第二	第五十四条第二
遺族厚生年金	同号	前項第一号	遺族厚生年金	遺族厚生年金を	遺族厚生年金の	前項	被保険者	障害厚生年金
旧職域加算遺族給付	これら	、第三項及び第四項 なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付を	の 旧職域加算遺族給付（以下「旧職域加算遺族給付」という。）	項 なお効力を有する改正前地共済法第二条第一項第三号及び第三	当該組合員	旧職域加算障害給付

項	第六十五條の二	遺族厚生年金	被保險者	遺族厚生年金	遺族厚生年金	被保險者	第六十六條第二	項	第六十七條第一	項及び第六十八	條	第九十二條第一	項	改正前地共済法による職域加算額を
項	遺族厚生年金	被保險者	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	被保險者	第六十六條第二	項	第六十七條第一	項及び第六十八	條	第九十二條第一	改正前地共済法による掛金その他改正前地共済法	
項	遺族厚生年金	被保險者	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	被保險者	第六十六條第二	項	第六十七條第一	項及び第六十八	條	第九十二條第一	改正前地共済法による職域加算額を	

	第九十二条第二項	第百条の二第一項
<p>又は一時金として支払うものとされる保険給付</p>	<p>年金たる保険給付</p>	<p>実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実</p>
<p>改正前地共済法による職域加算額</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額</p>	<p>組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）は、改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため、相互に、掛金の標準となつた給料の額等に関する事項、受給権者に対する改正前地共済法による職域加算額の支給状況</p>



	施	
<p>第百条の二第三項及び第四項</p>	<p>実施機関</p> <p>年金たる保険給付に関する処分に関し</p>	<p>組合</p> <p>改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため</p>
<p>附則第十七条の四の前の見出し</p>	<p>平均標準報酬月額</p>	<p>平均給与月額</p>
<p>附則第十七条の四第六項本文</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公</p>

<p>員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。        〓の平均標準報酬月額</p>	<p>務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給与月額</p>
<p>となる標準報酬月額</p>	<p>となる掛金の標準となつた給料の額</p>
<p>第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項</p>	<p>同項及び平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条第二項</p>

別表	当該旧地方公務員 共済組合員期間	当該旧地共済施行日前期間
	標準報酬月額に、	掛金の標準となつた給料の額に、
被保険者	地方公務員共済組合の組合員	

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定

を適用する場合には、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号。以下この項及び第十七条第二項において「平成二十七年厚生労働省関係整備政令」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号。以下「改正後厚年令」という。）第三条の四及び第三条の四の二の規定並びに平成二十七年厚生労働省関係整備政令第三十一条の規定による改正後の国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号。以下この項及び第十七条第二項において「改正後再評価令」という。）第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第二の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生令第 三条の四	改正後厚生令第 法第四十三條の二 第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第 六十条第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四 年一元化法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金 制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元 化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一 部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による 長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令 第三百四十七号）第十一条第一項の規定により読み替えられた 規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。次 条において同じ。）第四十三條の二第一項第二号イ
改正後厚生令第	法第四十三條の四	適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の四第一項第一号

<p>三条の四の二</p>	<p>改正後再評価令 第四条の見出し</p>	<p>第一項第一号 厚生年金保険法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>
<p>改正後再評価令 第四条第一項</p>	<p>厚生年金保険法第 四十三條第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十條第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。第六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十一条第一項の規定により読み替えられ</p>	

	<p>同法</p>	<p>た規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。 以下同じ。) 第四十四条第二項</p>
<p>改正後再評価令 第四条第三項及 び第五条(見出 しを含む。)</p>	<p>厚生年金保険法 同法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法 適用する改正後厚生年金保険法</p>
<p>改正後再評価令 第六条第一項</p>	<p>国民年金法等の一 部を改正する法律 (平成十二年法律 第十八号。以下</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替 えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (平成十二年法律第二十二号。次項において</p>
	<p>附則第二十一条第 一項及び第二項</p>	<p>附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項</p>

改正後再評価令 第六条第二項	附則別表第一 定めるとおり	附則別表 定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一・二 二）
改正後再評価令 別表第一	被保険者	地方公務員共済組合の組合員

（改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え）

第十二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。）附則第八条の規定並びに六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。）附則第八条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この項及び第十八条第一項において「平成十二年地共済改正法」という。）附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成六年地共済 障害共済年金	旧職域加算障害給付
-------------------	-----------

<p>改正法附則第八 条の見出し</p>		
<p>平成六年地共済 改正法附則第八 条第一項</p>	<p>法による 法第八十四条第二 項</p>	<p>第一条の規定による改正前の法による なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等 を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二 十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という 。附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなお その効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の 規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年 金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一 元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の 一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法によ</p>



<p>平成六年地共済 改正法附則第八 条第二項及び第 三項</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>項</p>	<p>法第八十四条第一 項</p>	<p>同条第一項の障害 共済年金</p>	
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 九条</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項の旧職域加算障害給付</p>	<p>る長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。） 第五条の規定により読み替えられた規定にあつては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。 （）第八十四条第二項</p>
<p>法による年金である給付等の額</p>					

<p>十条の前の見出し</p>	<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十条第一項</p>
<p></p>	<p>法第七十九条第一 項</p>
<p></p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政</p>

<p>から第三項まで</p>	<p>昭和六十年改正法 附則第百八条第二 項</p>	
<p>及び第三項</p>	<p>百八条第二項 力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第 一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効 正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の 条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二</p>	<p>号 令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という 。）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み 替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のも のとする。以下この条において同じ。）第七十九条第一項第二</p>

<p>昭和六十年改正法 附則第三十条第一 項</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条 第一項</p>
<p>附則第二十条の二 第二項第二号及び 第三号（法附則第 二十条の三第一項 及び第四項、附則 第二十五条の二第 二項、附則第二十 五条の三第二項及 び第五項、附則第 二十五条の四第二</p>	<p>附則第二十六条第五項</p>

<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十条第一項第一 号</p>	
<p>第七十九条第一項</p>	<p>項及び第五項並び に附則第二十六条 第五項</p> <p>昭和六十年改正法 附則第四百条第二 項においてその例 による場合を含む 。</p>
<p>第七十九条第一項第二号</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四百条 第二項</p> <p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十 二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一 元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを 合算した期間をいう。以下同じ。）</p>



<p>十条第三項</p>		<p>制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の第四十四条第二項に</p>
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十条第四項</p>	<p>法第四十四条第二 項中「組合員期間</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追</p>

	<p>加費用対象期間」という。)とを合算した期間をいう。以下同じ。)</p>
<p>第七十九条第一項各号中「組合員期間の</p>	<p>第七十九条第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
<p>第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の</p>	<p>「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
<p>第九十九条の二第月数を組合員期間</p>	<p>月数を旧地共済施行日前期間</p>
<p>第九十九条の二第</p>	<p>第九十九条の二第一項第一号イ中「旧地方公務員共済組合員期</p>



平成十二年地共			
法による年金であ	の月数	準日後組合員期間 「とあるのは「基 組員期間の月数 号及び第三号中「 条の二第二項第二 」と、附則第二十	一項第一号イ中「 組合員期間の 同号口中「組合員 期間
改正前地共済法による職域加算額		の月数	間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した 同号口中「旧地方公務員共済組合員期間が」とあるのは「基準 日後組合員期間が」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数 と追加費用対象期間の月数とを合算した月数

<p>濟改正法附則第 十一條第一項</p>	<p>金額に従前額改定 率を乗じて得た金 額に</p>	<p>金額に従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に</p>
<p>平成十二年地共 濟改正法附則第 十一條第一項第 一号</p>	<p>組合員期間 第七十九條第一項</p>	<p>旧地共濟施行日前期間 第七十九條第一項第二号</p>
<p>平成十二年地共 濟改正法附則第 十一條第一項第 二号</p>	<p>組合員期間 第七十九條第一項 として法 第七十九條第一項 から第三項まで並 びに附則第二十条</p>	<p>旧地共濟施行日前期間 としてなお効力を有する改正前地共濟法 第七十九條第一項第二号 及び第三号並びになお効力を有する昭和六十年改正法</p>

	<p>の二第二項第二号 及び第三号並びに 昭和六十年改正法</p>	
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十一条第二項</p>	<p>組合員期間 、法 第七十九条第一項</p>	<p>旧地共済施行日前期間 、なお効力を有する改正前地共済法 第七十九条第一項第二号</p>
<p>昭和六十年改正法 から第三項まで</p>	<p>なお効力を有する昭和六十年改正法 及び第三項</p>	
<p>附則第二十条の二 第二項第二号及び 第三号（法附則第 二十条の三第一項 及び第四項、附則</p>	<p>附則第二十六条第五項</p>	

<p>平 成 十 二 年 地 共 済 改 正 法 附 則 第</p>	
<p>地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 等 の 一 部 を</p>	<p>第 二 十 五 条 の 二 第 二 項、 附 則 第 二 十 五 条 の 三 第 二 項 及 び 第 五 項、 附 則 第 二 十 五 条 の 四 第 二 項 及 び 第 五 項 並 び に 附 則 第 二 十 六 条 第 五 項</p> <p>に お い て そ の 例 に よ る 場 合 を 含 む。 の 規 定</p>
<p>被 用 者 年 金 制 度 の 一 元 化 等 を 図 る た め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 及 び 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 及 び 被 用 者 年 金</p>	<p>の 規 定</p>

十一 条第三項

<p>改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の</p>	<p>制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する</p>
<p>附則第十一条第二項</p>	<p>附則第十一条第三項</p>
<p>係る</p>	<p>係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により</p>

	<p>同法第二条</p>	<p>読み替えて適用する</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条</p>
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十一条第四項</p>	<p>、法 長期給付」と、「 組合員期間</p>	<p>、なお効力を有する改正前地共済法 長期給付」と、「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化 法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間 と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加 費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算 した期間をいう。以下同じ。）</p>
	<p>別表第二の各号に 掲げる受給権者の 区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>

<p>める率</p>	
<p>第七十九条第一項 第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の</p>	<p>第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>

<p>一・一五四」と、 「組合員期間の</p>	
<p>組合員期間の月数 「とあるのは「基 準日後組合員期間 の月数」と、第八 十七条第一項第一 号中「千分の五・ 四八一」とあるの は「千分の五・七 六九」と、「組合 員期間の月数（当 該月数が三日月未</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数 とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」 と、第八十七条第一項第二号中「千分の一・〇九六」とあるの は「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の 月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>



<p>満であるときは、 三百月」とある のは「基準日後組 合員期間の月数」 と、同項第二号中 「千分の一・〇九 六」とあるのは「 千分の一・一五四 」と、「組合員期 間の月数</p>	<p>同条第二項第一号 中「千分の五・四 八一」とあるのは</p>
	<p>同条第二項第二号</p>

<p>「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号</p>	<p>月数を組合員期間</p>
	<p>月数を旧地共済施行日前期間</p>
<p>第九十九条の二第二項第一号イ(1)中 「千分の五・四八</p>	<p>第九十九条の二第二項第一号イ(2)</p>

<p>「とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるとき）」とあるのは、「基準日後組合員期間の月数」と、同号イ(2)</p>	<p>組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるとき</p>
<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数</p>	<p>月未満であるとき</p>

<p>は、三ヶ月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」とあるのは</p>	<p>組合員期間」とあるのは「基準日後</p>
	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」</p>

<p>組合員期間」と、 同号ロ(2)(ii)</p>	<p>と、同号ロ(2)(ii)</p>
<p>組合員期間」とあ るのは「基準日後 組合員期間」と、 附則第二十条の二 第二項第二号中「 千分の五・四八一 」とあるのは「千 分の五・七六九」 と、「組合員期間 の月数」とあるの は「基準日後組合</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数 とを合算した</p>

---

員期間の月数」と  
、同項第三号イ中  
「千分の一・〇九  
六」とあるのは「  
千分の一・一五四  
」と、「組合員期  
間の月数」とある  
のは「基準日後組  
合員期間の月数」  
と、同号ロ中「千  
分の〇・五四八」  
とあるのは「千分  
の〇・五七七」と

---

	、「組合員期間の	
平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二の見 出し	法による年金であ る給付の額	改正前地共済法による職域加算額
平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二第一 項	年金である給付 法第四十四条の二 から第四十四条の 五まで	改正前地共済法による職域加算額  適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第 六十条第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四 年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和 二十九年法律第百十五号）をいい、平成二十七年経過措置政令 第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、 同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第二十 三条の二から第四十三条の五まで

<p>平成十二年地共 濟改正法附則第 十一条の二第二 項</p>	<p>法第四十四条の二 （法第四十四条の 三から第四十四条 の五まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正 後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで</p>
<p>平成十二年地共 濟改正法附則第 十一条の二第二 項第一号</p>	<p>法第四十四条の二 第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項</p>
<p>平成十二年地共 濟改正法附則第 十一条の二第三 項</p>	<p>法第四十四条の三 （法第四十四条の 五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正 後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>平成十二年地共</p>	<p>法第四十四条の四</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正</p>



表備考 平成十二年地共 済改正法附則別 項	法第四十四条の二 第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号
平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二第五 項	法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二第五 項	(法第四十四条の 五	後厚生年金保険法第四十三条の五

2 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号。以下この項及び第十八条第二項において「平成十五年地共済改正令」という。）附則第五条第一項から第四項まで及び第六条から第九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

る平成十五年地共済改正令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第五条第一 項</p>	<p>法による障害共済 年金（</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（第三項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」といい、</p>
<p>について平成十二年改正法</p>	<p>について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過</p>	

<p>項</p> <p>附則第五条第二</p>	
<p>年金について</p> <p>法による障害共済</p>	<p>適用する法</p> <p>法</p> <p>、平成十二年改正</p>
<p>条第一項の規定により読み替えて適用する</p> <p>旧職域加算障害給付について平成二十七年経過措置政令第十二</p>	<p>措置政令」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法</p> <p>、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法</p> <p>適用するなお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、平成二十七年経過措置政令第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）</p>

	<p>、平成十二年改正法</p>	<p>、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法</p>
<p>附則第五条第三項</p>	<p>法による遺族共済年金（法）</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」といい、なお効力を有する改正前地共済法</p>
<p>附則第五条第四項</p>	<p>法による遺族共済年金について</p>	<p>旧職域加算遺族給付について平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する</p>
<p>、平成十二年改正法</p>	<p>、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法</p>	<p>適用する法</p>
<p>平成十二年改正法</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法</p>	<p>適用する法</p>

	附則第六条第一項	附則第六条第一項第二号	附則第七条第一項	附則第七条第一項第二号	附則第七条第三項	
適用する法	法第九十五条	として法	法第九十五条に公務等による障害共済年金	として法	、法 「組合員期間	別表第二の各号に
適用するなお効力を有する改正前地共済法	なお効力を有する改正前地共済法第九十五条	としてなお効力を有する改正前地共済法	なお効力を有する改正前地共済法第九十五条に公務等による旧職域加算障害給付	としてなお効力を有する改正前地共済法	、なお効力を有する改正前地共済法 「旧地共済施行日前期間	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

<p>附則第八條第一</p>		
<p>支給する法</p>	<p>掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律</p>	
<p>支給するなお効力を有する改正前地共済法</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律</p>	

附則第九條第一 項第二号	附則第九條第一 項	附則第九條第一 項	附則第九條第一 項	附則第八條第一 項第二号	附則第八條第一 項
、法	公務等による遺族 共済年金の法 として法	公務等による遺族 共済年金の法	法第九十九條の二 第三項	、法	公務等による遺族 共済年金の法 として法
、なお効力を有する改正前地共済法	としてなお効力を有する改正前地共済法	公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前地共済法	なお効力を有する改正前地共済法第九十九條の二第三項	、なお効力を有する改正前地共済法	公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前地共済法

項

「組合員期間」	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率
「旧地共済施行日前期間」	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法



(改正前地共済法による職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用)

第十三条 改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条、第六十八条第四項及び第七項から第十項まで、第百十七条から第百二十一条まで並びに別表第二の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十三条及び第六十四条第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後地共済法 第六十八条第四 項	同じ	<p>同じ。) 及び旧職域加算障害給付(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)</p> <p>附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下この項及び第七項において同じ</p>
-------------------------	----	--

改正後地共済法 第六十八条第四 項ただし書	(当該障害厚生年 金 障害厚生年金の額 障害厚生年金の支 給	及び旧職域加算障害給付の額(当該障害厚生年金及び旧職域加 算障害給付 障害厚生年金の額及び当該旧職域加算障害給付の額 障害厚生年金及び当該旧職域加算障害給付の支給
改正後地共済法 第六十八条第七 項	前三項 第四項 若しくは 、第五項の障害手 当金又は前項の退 職老齢年金給付の 支給状況につき、 退職老齢年金給付	第四項 同項 、旧職域加算障害給付又は の支給状況につき、これらの年金である給付

改正後地共済法 第百十七条第一 項	及び退職等年金給 付 徴収金	、退職等年金給付及び平成二十四年一元化法附則第六十条第五 項に規定する改正前地共済法による職域加算額 徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前 のこの法律による長期給付に係る掛金
平成二十四年一 元化法附則第六 十三条第一項	）の	）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等 共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（ 平成二十七年政令第三百四十七号。以下この項及び次条第一項 において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規 定により読み替えられた附則第六十条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前地共済法第七十八条第一

<p>平成二十四年一元化法附則第六十三条第二項から第四項まで</p>	<p>老齢厚生年金等</p>	<p>老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六</p>	<p>厚生年金保険法第五十九条第一項に</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有する</p>
	<p>当該老齢厚生年金等</p>	<p>当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等</p> <p>項に規定する旧職域加算退職給付又は平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十四条第一項に規定する旧職域加算障害給付（以下この条及び次条第一項において「旧職域加算退職給付等」という。）の</p>

<p>平成二十四年一元化法附則第六 十四條第二項</p>	<p>十四條第一項</p>		
<p>遺族厚生年金</p>	<p>当該遺族厚生年金</p>	<p>老齡厚生年金等</p>	<p>規定する遺族厚生年金を受けることができる</p>
<p>遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付</p>	<p>当該遺族厚生年金及び当該旧職域加算遺族給付</p>	<p>老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等</p>	<p>ものとされた改正前地共済法第二條第一項第三号に規定する遺族厚生年金及び平成二十七年経過措置政令第六條第一項の規定により読み替えられた附則第六十條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九條第一項に規定する旧職域加算遺族給付（以下この条において「旧職域加算遺族給付」という。）の</p>

2 前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第六十三条の規定にかかわらず、改正前地共済法による職域加算額（退職又は死亡を給付事由とするものに限る。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる期間が二十年未満である者に支給する当該改正前地共済法による職域加算額の算定については、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員期間が二十年未満」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（退職又は死亡を給付事由とするものに限る。以下この条において「改正前地共済法による職域加算額」という。）の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満」と、「又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額」とあるのは「に支給する改正前地共済法による職域加算額」と、「当該退職共済年金又は遺族共済年金の額」とあるのは「当該改正前地共済法による職域加算額」と読み替えるものとする。

## 第二節 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例

### 第一款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前地共済法等の規定の適用

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前地共済法第二条第三項</p>	<p>第八十四条第二項に規定する障害等級</p>	<p>障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済</p>	<p>別表第二の各号に掲げる受給権者の</p>	<p>平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十三条第</p>

<p>法第四十四条第 二項</p>	<p>区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定 める率</p>	<p>一項に規定する再評価率</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法第四十六条の 見出し</p>	<p>同順位者</p>	<p>遺族</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法第四十六条</p>	<p>前条 受けるべき遺族に 同順位者</p>	<p>第九十九条第一項 受けることができる遺族</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法第四十七条第</p>	<p>あるときは、前二 条の規定に準じて 、これを</p>	<p>あるときは、</p>



<p>法第八十九条第 八項</p>	<p>一項</p>
<p>請求</p>	<p>遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する</p>
<p>請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合</p>	<p>配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる</p> <p>級以外の障害等級に該当すると認める</p> <p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等</p>

<p>一項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第五項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の</p>	
<p>減退し、又は増進した後における障害の程度</p>	<p>第四十五条</p>	<p>受けるべきに同順位者が二人</p>	<p>第七十九条第三項</p>
<p>として総務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）</p>	<p>障害の程度</p>	<p>前条第一項 受けることができる が二人</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚</p>

<p>二の二第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第七七条の四第一項</p>
<p>前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された</p>	<p>前条第一項及び第二項の規定により</p>
<p>生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条第三項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及</p>

	<p>び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた</p>
<p>対象期間に係る組合員期間</p>	<p>対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）に係る旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>地方公共団体の長</p>	<p>平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の地方公共団体の長</p>
<p>対象期間以外の期</p>	<p>改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する</p>

		<p>なお効力を有する改正前地共済法第一百七条の四</p> <p>第二項</p>			
離婚特例が適用さ	地方公共団体の長	組合員期間	当該	前条第一項及び第二項の規定により	離婚特例適用請求
標準報酬月額及び標準賞与額が改正後厚生年金保険法第七十八	施行日前の地方公共団体の長	旧地共済施行日前期間		当該	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求
					<p>間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額</p> <p>並びに離婚特例適用額</p> <p>政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額</p>

<p>れた</p>	<p>対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額</p>	<p>条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された</p>
<p>離婚特例適用請求 同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみ</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求 改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求 改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間に係るものに限る。）</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十七条の五</p>	<p>なされた期間（</p>	<p>第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十七条の五</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律及び適用する改正後厚生年金保険法</p>	
<p>の表第八十一条</p>	<p>第八十一条第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項</p>	
<p>第二項第一号の</p>	<p>当該各月以前の</p>	<p>の標準賞与額</p>	
<p>項</p>	<p>第七十七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月</p>	<p>の標準賞与額（第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）</p>	

なお効力を有す			なお効力を有す
以前の	前条第二項	特定離婚特例が適用された	第一項 法第七百七条の八 特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額
改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた	改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額並びに改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額	前条第二項及び第 前条第一項 当該標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定



<p>る改正前地共済 法第七七条の八 第二項</p>	<p>三項の規定により 特定離婚特例が適 用された</p>	<p>により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法第七七条の九</p>	<p>第七七条の七第二 項及び第三項の規 定により特定離婚 特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規 定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定さ れた</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法第七七条の九 の表第八十条第 一項の項</p>	<p>この法律 第七七条の七第四 項の規定により組 合員期間であつた ものとみなされた 期間（</p>	<p>この法律及び適用する改正後厚生年金保険法 改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養者み なし被保険者期間（第七七条の四第一項に規定する旧地共済施 行日前期間に係るものに限る。</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済法第七條の九の表第八十一條第二項第一號の項</p>	<p>第八十一條第二項第一號</p>	<p>適用する改正後厚生年金保險法第四十六條第一項</p>
<p>當該各月以前の第七十三項の規定の適用がなかつたものとした場合の當該各月以前の</p>	<p>當該各月以前の</p>	<p>の標準賞与額</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四百四十四條の二十五の二</p>	<p>第八十一條第七項（第九十二條第四項において準用する場合を含む。以下この條において</p>	<p>適用する改正後厚生年金保險法第四十六條第六項（改正後厚生年金保險法第五十四條第三項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）</p>

なお効力を有する改正前地共済法第四百四十四条の二十六第一項 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第三項及び第二十条の三第二項	及び第三項	五十円 百円	第八十一条第七項に	同じ。
	及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	五十銭 一円	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項に	

<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第四項</p>	<p>改定する</p>	<p>改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第五項</p>	<p>第七十九条第二項及び第三項 第三項の「</p>	<p>第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 適用する改正後厚生年金保険法（第九十九条の二の二第二項に規定する適用する改正後厚生年金保険法をいう。）第四十三条第三項の「</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第六項</p>	<p>当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>

<p>なお効力を有す</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第四項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第三項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第三項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第七項</p>
<p>及び第三項の規定</p>	<p>組合員期間の月数</p>	<p>第七十九条第三項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間</p>
<p>及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>	<p>旧地共済施行日前期間の月数</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>

<p>る改正前地共済 法附則第二十五 条の二第三項、 第二十五条の三 第三項及び第六 項並びに第二十 五条の四第三項 及び第六項</p>	<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十五 条の六第一項、 第三項及び第四</p>
	<p>組合員期間</p>
	<p>旧地共済施行日前期間</p>

項	なお効力を有する改正前地共済	第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済 法附則第二十五条の六第五項	組合員期間	旧地共済施行日前期間	
なお効力を有する改正前地共済 法附則第二十五条の六第六項	第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	
なお効力を有する改正前地共済 法附則第二十五条の六第七項及	及び第三項の規定	及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定	

<p>び第九項並びに 第二十六条第六 項</p>		
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十六 条の二第二項第 二号</p>	<p>第八十一条第一項 及び第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第十一条又は第十一条の二</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の二第 一項</p>	<p>第四十四条の二か ら第四十四条の五 まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>



<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項</p>	<p>第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項</p>	<p>第四十四条の三（第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条</p>	<p>第四十四条の四（第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>

<p>条の十二の二第 四項</p>	<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の二第 五項</p>	<p>第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>	
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の三</p>	<p>なお効力を有す る改正前地共済</p>	<p>第七百七条の三第一 項及び第二項の規 定により離婚特例 が適用された者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定 により標準報酬月額及び標準賞与額が改定又は決定された者</p>	
<p>なお効力を有す る改正前地共済</p>	<p>特定期間に係る</p>	<p>特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規</p>	<p>、特定期間」</p>	<p>、改定又は」</p>

<p>法附則第二十八 条の十二の四</p>	<p>並びに特定期間</p>	<p>定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の五</p>	<p>第七七条の七第二 項及び第三項の規 定により特定離婚 特例が適用された 者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項及び第二項の規 定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定が 行われた者</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八</p>	<p>特定期間 第七七条の七第二</p>	<p>特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規 定する特定期間をいう。） 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定</p>

<p>条の十二の六</p>	<p>項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用</p>	<p>により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一号</p>	<p>第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二</p>

		<p>十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第三号</p>	<p>第二条の規定による改正後</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第七項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定</p>

	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正</p>	<p>新共済法第八十一条第二項及び第八十二条第一項</p>	<p>にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。        第四十六條第六項</p>
<p>法附則第二十一条の二第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十</p>	<p>同項</p>	

---

年法律第百八号)

附則第十六条第一

項又は第四項の規

定により加算され

た金額に相当する

部分に」と、「加

算される金額を」

とあるのは「加算

される金額並びに

地方公務員等共済

組合法等の一部を

改正する法律(昭

和六十年法律第百

---

<p>八号) 附則第十六 条第一項又は第四 項の規定により加 算された金額を」 と、新共済法第八 十二条第一項</p>	
<p>加算される金額 加算される金額並 びに地方公務員等 共済組合法等の一 部を改正する法律 (昭和六十年法律 第百八号) 附則第</p>	<p>並びに第八十条の二第四項に規定する加算額 、第八十条の二第四項に規定する加算額並びに平成二十四年一 元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定(平 成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く 。 )による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正す る法律(昭和六十年法律第百八号) 附則第十六条第一項又は第</p>



	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十二條</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十七</p>
<p>十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額</p> <p>「とする</p>	<p>新共済法第八十二條</p>	<p>特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第九十三條の</p>
<p>四項の規定により加算された金額（以下「経過的加算額」という。）「と」、「加算額を除く。」とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。」とする</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六條</p>	<p>特例</p>

<p>条</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条第五項</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十五条</p>	<p>なお効力を有す</p>
<p>規定による支給の停止の特例</p>	<p>地方公務員等共済組合法第九十九条の四第三項</p>	<p>新共済法第一百五十五条第一項</p>	<p>同条から新共済法</p>
<p></p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第六十六条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項</p>	<p>新共済法第一百七条の四から</p>
<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条</p>	<p>に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による</p>	<p>に対する</p>	<p>新共済法第四十四条</p>

<p>る改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條第四項</p>	<p>條の二から第四十條の五まで</p>	<p>の五まで</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第一百五條第一項</p>	<p>前條</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六條又は平成二十七年経過措置政令第四十七條第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第九十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。第七條第一項において同じ。）附則第二十一條</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第七十七条第一項</p>	<p>前条において準用する附則第四百四条</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第五項において読み替えて準用する平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十九条</p>	<p>前条の規定により障害年金の支給を停止されている者</p>	<p>組合員である障害年金の受給権者</p>



---

令第一条

---

地方公務員等共済  
組合法（以下「法  
」という

---

法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以

---

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の二第三号</p>	
<p>国の新法</p>	<p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という）  国の旧法若しくは国の新法</p>
<p>部の改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準</p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一元化</p> <p>法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、</p> <p>国の新法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化</p>	<p>下同じ</p> <p>施行法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。以下同じ）  国の旧法</p>

なお効力を有す	
私立学校教職員共	<p style="text-align: center;">昭 和 六 十 年 国 の 改 正 法</p>
私立学校教職員共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条	<p>の 見 直 し 等 の た め の 国 家 公 務 員 退 職 手 当 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 （ 平 成 二 十 七 年 政 令 第 三 百 四 十 五 号 。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。） 第 十 五 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 規 定 に あ つ て は 同 項 の 規 定 に よ る 読 替 え 後 の も の と す る 。以下同じ。）</p> <p>昭 和 六 十 年 国 の 改 正 法 （ 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 三 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 第 九 十 八 条 の 規 定 （ 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 一 条 第 三 号 に 掲 げ る 改 正 規 定 を 除 く 。） に よ る 改 正 前 の 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 を い う 。以下同 じ。）</p>



<p>る改正前地共済 令第二十五条の 二第四号</p>	<p>済法</p>	<p>の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の三第一項第一号</p>	<p>法第八十一条第七項（法第九十二条第四項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項（適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の</p>	<p>限る。）及び私立学校教職員共済法施行令第七条にお</p>	<p>限る</p>

<p>三第一項第八号</p>	<p>いて準用する国家 公務員共済組合法 施行令第十一条の 七の四（同条第五 号に係る部分に限 る</p>	
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十五条の 三第一項第十号</p>	<p>限る。）及び第十 一条の七の四（同 条第五号に係る部 分に限る</p>	<p>限る</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十五条の</p>	<p>第二十三条の六第 二項</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（ 平成二十七年政令第 号）第一条の規定による改正後の第 二十三条の六第二項</p>

<p>三第一項第十一号</p>		
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条</p>	<p>第四十五条及び第四十六条</p>	<p>第四十六条</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一項第二号</p>	<p>国の新法第七十七条第四項</p>	<p>平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の</p>	<p>私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国</p>	<p>第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定に</p>

十五第一項第三号	の新法第七十七条第四項	より適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第二十一第一項	法第二百五条第二項に規定する離婚特例適用請求（以下「離婚特例適用請求	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第七十八条の第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第二十一第一項第一号	法第七十七条の第三第一項 離婚特例（法第二百五条第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条に	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の</p>	
<p>離婚特例が適用さ</p>	<p>法第七十七条の三第一項</p>
<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>
<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>離婚特例適用請求</p>	<p>標準報酬改定請求</p>
<p>適用された場合</p>	<p>賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた場合（以下この条において「標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合」という。）</p>
<p>において同じ。）が</p>	

<p>二十一第一項第 二号</p>	<p>れた場合 組合員期間及び</p>	<p>旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十六条の 二十一第一項第 三号</p>	<p>法第七十九条第三 項 法第七十七条の三第 一項 離婚特例が適用さ れた場合</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十六条の 二十一第一項第</p>	<p>法第七十七条の三第 一項 離婚特例が適用さ れた場合</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>

四号	なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第一項			組合員期間及び	旧地共済施行日前期間及び
五号	なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第一項			組合員期間 離婚特例適用請求	旧地共済施行日前期間 標準報酬改定請求
六号	なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第一項			組合員期間及び 離婚特例が適用された場合	旧地共済施行日前期間及び 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有す	法第七十九条第三			適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	

なお効力を有す	八号 第二十一第一項第 令第二十六条の 改正前地共済 なる なお効力を有す			七号 第二十一第一項第 令第二十六条の 改正前地共済			
法第七十七条の三第	組合員期間	離婚特例適用請求	離婚特例が適用された場合	法第七十七条の三第	組合員期間及び	離婚特例が適用された場合	法第七十七条の三第
改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	旧地共済施行日前期間	標準報酬改定請求	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	旧地共済施行日前期間及び	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項



<p>る改正前地共済 令第二十六条の 二十一第一項第 九号</p>	<p>一項 離婚特例が適用さ れた場合 組合員期間及び</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十六条の 二十一第一項第 十号</p>	<p>項 法第七十九条第三 項 法第七十七条の三第 一項 離婚特例が適用さ れた場合 組合員期間及び</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済</p>	<p>法第七十七条の三第 一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>

令第二十六条の 第二十一項第 十一号	離婚特例が適用さ れた場合	組合員期間及び 旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	法第七十七条の三第 一項	離婚特例が適用さ れた場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合	なお効力を有す る改正前地共済	令第二十六条の 第二十一項第 十二号	なお効力を有す る改正前地共済	法第七十七条の三第 一項	離婚特例が適用さ れた場合	組合員期間 旧地共済施行日前期間	離婚特例が適用さ れた場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合	なお効力を有す る改正前地共済	令第二十六条の 第二十一項第 十一号

<p>十三号</p> <p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の</p>	<p>組合員期間及び</p> <p>法第七十九条第三項</p>	<p>旧地共済施行日前期間及び</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>第二十一第一項第二十一第一項第十四号</p> <p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の</p>	<p>法第七十七条の三第一項</p> <p>離婚特例が適用された場合</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p> <p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>第二十一第一項第十五号</p> <p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の</p>	<p>法第七十七条の三第一項</p> <p>離婚特例が適用された場合</p> <p>組合員期間及び</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p> <p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p> <p>旧地共済施行日前期間及び</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十六号</p>	<p>法第七十九条第三項</p> <p>法第七十七条の三第一項</p> <p>離婚特例が適用された場合</p> <p>組合員期間及び</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p> <p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p> <p>旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十七号</p>	<p>法第七十七条の三第一項</p> <p>離婚特例が適用された場合</p> <p>組合員期間及び</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p> <p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p> <p>旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有す</p>	<p>法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>

<p>る改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十八号</p>	<p>一項 離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項 組合員期間及び</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十九号</p>	<p>一項 離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第二十号</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第二十一号</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>
<p>離婚特例が適用された場合</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>離婚特例が適用された場合</p>
<p>組合員期間及び旧地共済施行日前期間及び</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済 令第二十六条の 二十二の見出し</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済</p>
<p>項</p>	<p>離婚特例が適用された者</p>	<p>離婚特例が適用された</p>	<p>第百七条の三第一項</p>
<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額（第百七条の四第一項に規定する標準報酬月額をいう。第九十条第六項において同じ。）及び標準賞与額（第百七条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第九十条第六項において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>

<p>令第二十六条の 二十二の表法第 九十条第六項の 項</p>	<p>掛金の標準となつ た給料の額及び期 末手当等の額とみ なされた額</p>	<p>改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十六条の 二十二の表第四 十五条の項</p>	<p>国家公務員共済組 合法</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項 国の新法</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十六条の</p>	<p>前条第一項及び第 二項」とあるのは 「同条第二項及び</p>	<p>第七十八条の六第一項及び第二項</p>



<p>第三項」と、「離婚特例が</p>	
<p>特定離婚特例が」と、「対象期間」とあるのは「特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）」と、「離婚特例適用額」とあるのは「同条第五項に規定する特定離婚特例適用額」と、「当</p>	<p>第七十八条の十四第二項及び第三項</p>

<p>該離婚特例適用請求の」とあるのは「当該特定離婚特例の適用の請求が</p>	<p>同条第三項</p>	<p>同条第四項</p>	<p>期間（以下「離婚時みなし組合員期間</p>	<p>期間</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の</p>
	<p>第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間</p>	<p>第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間</p>	<p>離婚時みなし組合員期間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一</p>

<p>二十八の表法第二 二条第一項第三 号の項</p>	<p>公共団体の長であ つた期間とみなさ れた期間</p>	<p>元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを 合算した期間に限る。）</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十六条の 二十八の表法第 七十八条第一項 の項</p>	<p>第七十七条の七第二 項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十六条の 二十八の表法第 七十八条第一項 の項</p>	<p>同条第一項に規定 する特定離婚特例 が適用された</p>	<p>標準報酬月額（第七十七条の四第一項に規定する標準報酬月額を いう。第九十条第六項において同じ。）及び標準賞与額（第百 七条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第九十条第六項 において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十六条の 二十八の表法第 二十八の表法第</p>	<p>第七十七条の七第二 項 掛金の標準となつ た給料の額及び期</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>

<p>九十条第六項の 項</p>	<p>末手当等の額とみ なされた額</p>	
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令第二十七条第 三項及び第四項</p>	<p>法第八十一条第一 項若しくは附則第 二十五条の五第一 項</p>	<p>法附則第二十五条の五第一項若しくは適用する改正後厚生年金 保険法第四十六条第一項</p>
<p>法第九十二条第一 項若しくは第五項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項</p>	
<p>法第九十九条の四 第一項から第三項 まで若しくは第九 十九条の五第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、 第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項</p>	
<p>なお効力を有す</p>	<p>第八十一条第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項及び</p>

<p>る改正前地共済 令附則第三十条 の二十の二十四 項</p>	<p>第一号及び第八十 二条第一項並びに 第七十六条第二項 、第八十一条第二 項第一号及び第八 十二条第一項</p>	<p>第七十六条第二項</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済</p>	<p>法附則第二十六条 第一項</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項</p> <p>法附則第二十六条第二項</p>

令附則第三十条 の五第一項	法第七十九条第三 項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有す る改正前地共済 令附則第三十条 の十二の二第一 項	特定離婚特例適用 請求 同項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する請求 (以下「特定離婚特例適用請求」という。) 法第七十八条の八第一項
なお効力を有す る改正前地共済 令附則第三十条 の十二の二第一 項第一号及び第 二号	法第七十七条の七第 二項 特定離婚特例が適 用された場合 組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間

<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第三号</p>	<p>法第七十九条第三項 法第七十条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合 組合員期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第四号から第六号まで</p>	<p>法第七十条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合 組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第七号</p>	<p>法第七十九条第三項</p> <p>法第七十七条の七第二項</p> <p>特定離婚特例が適用された場合</p> <p>組合員期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p> <p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p> <p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第八号</p>	<p>法第七十七条の七第二項</p> <p>特定離婚特例が適用された場合</p> <p>組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p> <p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p> <p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有す</p>	<p>法第七十七条の七第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>



<p>る改正前地共済 令附則第三十条 の十二の二第一 項第九号</p>	<p>二項 特定離婚特例が適 用された場合</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令附則第三十条 の十二の二第一 項第十号</p>	<p>法第七十九条第三 項 法第七十七条の七第 二項 特定離婚特例が適</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>とみなされた期間 の長であつた期間 又は地方公共団体 により組合員期間</p>	<p>合算した期間に限る。 元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを 二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一 者みなし被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十 改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶</p>	

<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十四号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十一号から第十三号まで</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十四号</p>
<p>用された場合</p>	<p>法第七十七条の七第二項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>
<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>法第七十九条第三項</p>	<p>法第七十七条の七第二項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>
<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十五号</p>		<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十六号</p>	
組合員期間	法第七十九条第三項	組合員期間	法第七十九条第三項
旧地共済施行日前期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	旧地共済施行日前期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
組合員期間	法第七十九条第三項	組合員期間	法第七十九条第三項
用された場合	特定離婚特例が適用された場合	用された場合	特定離婚特例が適用された場合
旧地共済施行日前期間	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合	旧地共済施行日前期間	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合

<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十七号</p>	<p>法第七七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十八号から第二十一号まで</p>	<p>法第七七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済</p>	<p>法第七七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>

<p>令附則第七十四 条の三</p>	<p>離婚特例が適用さ れた者</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第二 条第一項第一号</p>	<p>地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（昭 和六十年法律第百 八号。以下「昭和 六十年改正法」と いう。）第一条の 規定による改正後 の地方公務員等共 済組合法をいう</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成 二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法 第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金 制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組 合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二 十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二号第一項第二号</p>	<p>昭和六十年改正法</p>	<p>「という。」第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二号第一項第二号</p>	<p>昭和六十年改正法第二条の規定による改正後</p>	<p>昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百条の規定による改正前</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二号第一項第二号</p>	<p>昭和六十年改正法</p>	<p>昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）</p>

<p>過措置政令第二 条第一項第三号</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二 条第一項第五号</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号」とい</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなお</p>	<p>その効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする</p>	<p>う。）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済</p>	<p>地方公務員等共済</p>

	<p>組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）を いう</p>	
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二 条第一項第六号</p>	<p>昭和六十一年政令第五十七号</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六</p>	<p>当該期間における</p>	<p>当該期間における平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の</p>



<p>条第三項</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十五条第二項</p>
<p>国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>	<p>新共済法第八十一条第七項又は第八項の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額の支給が停止される場合</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十二條の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額</p>

	<p>の支給が停止される場合</p> <p>(平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十二條</p>	
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十條第三項</p>	<p>新共済法第八十二條第一項</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項</p> <p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>
	<p>（新共済法第八十条第七項又は第八項</p>	

	同法	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）
なお効力を有する改正前昭和六	新共済法第九十二条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項
十一年地共済経過措置政令第二十五条第一項	新共済法第八十一条第七項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項
なお効力を有する改正前昭和六	及び第九十三条第一項並びに	並びに
十一年地共済経	新共済法第九十三	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項

<p>過措置政令第二 十五條第四項</p>	<p>なお効力を有する 改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第四 十八條第一項</p>	<p>條第一項</p>	<p>地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（昭 和六十年法律第百 八号）第一條の規 定による改正後の 地方公務員等共済 組合法第八十一條 第七項</p>
	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七條第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法（</p>		

<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項</p>	
<p>新共済法第一百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者（前条の規定により施行日前</p>	<p>退職共済年金若しくは障害共済年金又は同項に規定する退職、老齢若しくは障害を給付事由</p>
<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）が改定され、又は決定された者</p>	<p>昭和二十九年法律第百十五号）第四十六条第六項 老齢厚生年金、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項の表附則第二十條第二項の項</p>	
<p>通算退職年金の額</p> <p>(</p>	<p>の組合員期間に係る掛金の標準となつた給料の額に係る特例が適用された者を含む。次項において同じ。)</p>
<p>通算退職年金の額（平成二十七年経過措置政令第十四條第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第 号）第二條の規定による改正前の</p>	

<p>なお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第七 十八条の四第一 項の表附則第二 十一条第一項の 項</p>	<p>新共済法第一百五 条第一項</p>	<p>改正後厚生年金保 険法第七十八条の 二第一項</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第七 十八条の四第二 十八条の四第二 十八条の四第二</p>	<p>新共済法第一百七 条の三第一項及び第 二項の規定により 離婚特例が適用さ れた</p>	<p>改正後厚生年金保 険法第七十八条の 六第一項及び第二 項の規定により標 準報酬月額及び標 準賞与額が改定さ れ、又は決定され た</p>

<p>項の表以外の部分</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経</p>
<p>退職年金等</p>	<p>前条第一項の規定により換算給料額の特例が適用された</p>	<p>換算給料特例適用請求</p>
<p>退職年金等（退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金をいう。以下同じ。）</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額額の改定又は決定が行われた</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求</p>
<p>第一号換算給料特例適用者 昭和六十年改正法</p>	<p>第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。） 昭和六十年改正法</p>	<p>第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。） 昭和六十年改正法</p>



<p>過措置政令第七十八條の七第一項第一号</p>	<p>第一号換算給料特 例適用者の換算給料額</p>	<p>第一号改定者の改定前の標準報酬月額</p>
<p>離婚特例割合</p>	<p>改定割合（改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）</p>	
<p>分割対象期間</p>	<p>分割対象期間（対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する対象期間をいう。）に係る組合員期間をい、退職年金等の額の算定の基礎となる部分に限る。次号において同じ。）</p>	
<p>みなして</p>	<p>みなして平成二十七年経過措置政令第十八條第一項の規定により読み替えて適用する</p>	
<p>第二号換算給料特 例適用者</p>	<p>第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）</p>	
<p>なお効力を有する改正前昭和六</p>		

<p>十一年地共済経過措置政令第七十八条の七第一項第二号</p>	<p>離婚特例割合 第一号換算給料特例適用者の換算給料額</p>	<p>改定割合 第一号改定者の改定前の標準報酬月額</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の七第三項</p>	<p>第二号換算給料特例適用者 第一号換算給料特例適用者が 新共済法第一百七条の三第一項第一号に規定する第一号</p>	<p>第二号改定者 第一号改定者が 第一項第二号</p>
<p>みなして</p>	<p>みなして平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する</p>	

<p>特例適用者の掛金の標準となつた給料の額を第一項第二号に規定する第一号換算給料特例適用者の換算給料額とみなして、同号</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の九の表</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>特例適用者の掛金の標準となつた給料の額を第一項第二号に規定する第一号換算給料特例適用者の換算給料額とみなして、同号</p>	<p>新共済法第一百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例（同条第一項に規定す</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>

<p>以外の部分</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十八條の九の表附則第十六條第一項の項</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十八條の九の表附則第十六條第一項の項</p>
<p>る特定離婚特例をいう。）が適用された</p>	<p>新共済法第七條の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間</p>	<p>新共済法第七條の七第一項に規定する特定組合員</p>
<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）に係るものに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）</p>	<p>組合員又は組合員であつた者</p>	<p>組合員又は組合員であつた者</p>

<p>過措置政令第七 十八条の九の表 附則第二十一条 第一項の項</p>		
<p>なお効力を有する 改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第七 十八条の九の表 附則第二十九条 第一項の項</p>	<p>新共済法第一百七 条の七第四項の規 定により組合員期 間又は地方公共団 体の長であつた期 間とみなされた期 間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてなお効力を有

する改正前地共済法その他の法令を適用する場合には、改正前地共済法第八十四条第二項に規定する障害

等級の第一級、第二級又は第三級は、それぞれ第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二条第三項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級とみなす。

(端数処理に関する経過措置)

第十五条 前条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第四百四十四条の二十六第一項の規定は、平成二十八年四月分以後の月分の年金の支払額について適用する。

2 前項の規定は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三条第一項の規定にかかわらず、旧地共済法による年金である給付について準用する。

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用しない改正前地共済法等の規定)

第十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第三項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 なお効力を有する改正前地共済法第四十四条の二から第四十五条まで、第四十八条、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条、第九十三条、第九十九条の四、第九十九条の五、第一百五

から第百七条の三まで、第百七条の七、第百七条の十、第百七条から第百二十一条まで、第百四十四条の二十三並びに附則第二十三条、第二十四条の三第六項、第二十五条の七、第二十六条の三及び第二十七条の規定

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百四条、第百六条、第百八条及び第百十条の規定

三 なお効力を有する改正前地共済令附則第五十三条の十六の二から第五十三条の十六の十まで、第五十三条の十八の二から第五十三条の十八の四まで、第五十三条の十九の四から第五十三条の十九の十一まで、第七十二条の三の二及び第七十二条の八の二の規定

四 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十七条の二から第十七条の七まで、第二十五条の二、第二十五条の三、第三十一条の二から第三十一条の八まで及び第六十六条の二から第六十六条の二十二までの規定

五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年地共済改正令第十四条の規定による廃止前の地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に

## 関する政令の規定

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等）

第十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項、第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十条の二、第十一条第一項から第四項まで、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第六項及び第八項、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項並びに第七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定並びに平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項、第七項、第八項、第十一項、第十三項及び



第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条第三項</p>	<p>受給権者</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限り。）</p>
<p>前項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百</p>	

<p>被保険者であつた 期間</p>	
<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十 二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一 元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを</p>	<p>五十二号）をいう。以下同じ。）をいい、被用者年金制度の一 元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及 び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図 るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正 する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付 等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四 十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四 条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の 規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第七十九条第 二項</p>

	<p>老齢厚生年金</p> <p>とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にある場合は、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金</p>	<p>合算した期間をいう。（以下同じ。）</p> <p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金</p> <p>として、当該退職共済年金</p>
--	--	--

改正後厚生年金 保険法第四十三 条の二第一項	保険給付	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の二第二項第 一号	標準報酬（以下「 前年度の標準報酬	なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第一項に規定する 掛金の標準となつた給料の額（以下「掛金の標準となつた給料 の額」という。）と同条第二項に規定する掛金の標準となつた 期末手当等の額（以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」 という。）（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金 保険法第四十三 条の二第二項第 二号	標準報酬（以下「 前々年度等の標準 報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等 の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等
改正後厚生年金	標準報酬	掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等

<p>保険法第四十三 条の二第四項</p>		<p>の額</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の三第一項</p>	<p>受給権者</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の 受給権者</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の三第二項</p>	<p>前年度の標準報酬 及び前々年度等の 標準報酬</p>	<p>前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金 の標準となつた給料の額等</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の四第二項第 一号</p>	<p>前年度の標準報酬</p>	<p>前年度の掛金の標準となつた給料の額等</p>
<p>改正後厚生年金</p>	<p>前々年度等の標準</p>	<p>前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等</p>

<p>保険法第四十三 条の四第二項第 二号</p>	<p>報酬</p>	
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の四第三項</p>	<p>標準報酬</p>	<p>掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等 の額</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の五第二項第 一号</p>	<p>前年度の標準報酬</p>	<p>前年度の掛金の標準となつた給料の額等</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第四十三 条の五第二項第</p>	<p>前々年度等の標準 報酬</p>	<p>前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等</p>

二号	改正後厚生年金 保険法第四十三 条の五第三項	改正後厚生年金 保険法第四十六 条第一項	標準報酬	同条第四項
掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金	第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額	なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第一百二条第一項の	なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第一百二条第一項の





<p>保険法第五十四 条第三項</p>	<p>いて、第四十七 条第一項ただし書 の規定は、前項た だし書の場合</p>			<p>うち障害共済年 金</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第六十五 条の二</p>	<p>祖父母</p>	<p>祖父母（第四十七 条第二項に規定す る障害等級の一級 又は二級に該当す る障害の状態にあ る夫、父母又は祖 父母を除く。以下 この条において同 じ。）</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>平成二十四年一 元化法附則第六十 一条第一項に規定 する給付のうち遺 族共済年金</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第六十六 条第一項</p>	<p>被保険者</p>	<p>地方公務員共済組 合の組合員</p>	<p>遺族厚生年金</p>	<p>平成二十四年一 元化法附則第六十 一条第一項に規定 する給付のうち遺 族共済年金</p>

改正後厚生年金 保険法第六十六 条第二項	遺族厚生年金		平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
	被保険者	地方公務員共済組合の組合員	
改正後厚生年金 保険法第六十七 条第一項及び第 六十八条	遺族厚生年金		平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金
改正後厚生年金 保険法第九十二 条第一項	法律	なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付を
	保険給付を 又は一時金として 支払うものとされ る保険給付		

<p>改正後厚生年金 保険法第百条の 二第一項</p>	<p>実施機関は、相互 に、被保険者の資 格に関する事項</p>	<p>実施機関は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規 定する給付の支給の停止を行うため、相互に</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第百条の 二第三項</p>	<p>実施機関 年金たる保険給付 に関する処分に關 し</p>	<p>同項に規定する給付 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職 員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。） 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の 支給の停止を行うため</p>
<p>改正後厚生年金 保険法第百条の 二第四項</p>	<p>実施機関 年金たる保険給付 に関する処分に關 し</p>	<p>組合 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の 支給の停止を行うため</p>

改正後厚生年金 保険法附則第十 条の二	附則第八条  老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条  退職共済年金
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条第一項	附則第八条  老齢厚生年金（第 四十三条第一項及 び附則第九条の規 定によりその額が 計算されているも のに限る。第五項 において同じ	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条  退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る
	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九

	を	<p>条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）を</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十 一条第一項た だし書</p>	<p>当該老齢厚生年金 老齢厚生年金の額</p>	<p>当該退職共済年金 退職共済年金の額</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第一項</p>	<p>附則第八條 老齢厚生年金（附 則第九條及び第九 條の二第一項から</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九條 退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十二條の二第一項から第三項まで又は第二十二條の三の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法</p>

<p>第三項まで又は第九条の三の規定によりその額が計算されている</p>	<p>附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含む</p>
<p>障害者・長期加入者の老齢厚生年金</p>	<p>障害者・長期加入者の退職共済年金</p>
<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>当該退職共済年金</p>
<p>附則第九条の二第二項第二号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第二号</p>
<p>附則第九条の二第二項第一号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号</p>
<p>附則第九条の三第二項若し</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第二項若し</p>

改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第二項 ただし書	二項若しくは第四 項（同条第五項に おいてその例によ る場合を含む。）		くは第五項	
	第四十四条第一項	障害者・長期加入 者の老齢厚生年金	当該老齢厚生年金	当該退職共済年金
改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の二第二項	老齢厚生年金の額	退職共済年金の額	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第 二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正 前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く 。）	
	老齢厚生年金の全 部			

<p>改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の四第一項</p>	<p>障害者・長期加入 者の老齢厚生年金 老齢厚生年金に係 る附則第九条の二 第二項第一号</p>	<p>障害者・長期加入者の退職共済年金 退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二 十条の二第二項第一号</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第一項</p>	<p>附則第八条 老齢厚生年金（第 四十三条第一項、 附則第九条の二第 一項から第三項ま で又は附則第九条 の三及び附則第九</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第 一項、附則第二十条の二第一項から第三項まで又は第二十条の 三の規定によりその額が計算されているもの並びになお効力を 有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその 額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正 前地共済法第七十九条第一項又は附則第二十条の二第二項（な</p>



	<p>条の規定によりその額が計算されている</p>	<p>お効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。)の規定により計算した額を含む</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十条の六第一項 ただし書</p>	<p>当該老齢厚生年金 老齢厚生年金の額</p>	<p>当該退職共済年金</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十条の六第六項</p>	<p>附則第八条 老齢厚生年金</p>	<p>退職共済年金の額 退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。） 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金</p>
<p>前各項</p>	<p>前各項</p>	<p>第一項</p>

<p>改正後厚生年金 保険法附則第十 一条の六第八項</p>	<p>前各項 附則第八条</p>	<p>第一項及び第六項 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九条</p>
<p>改正後厚生年金 保険法附則第十 三条の五第六項</p>	<p>老齡厚生年金 老齡厚生年金（附 則第八条の二第三 項に規定する者で あることにより繰 上げ調整額が加算 されているものを 除く。次項及び第 八項において同じ 。）</p>	<p>退職共済年金 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち退職共済年金</p>

改正後厚生年金 保険法附則第十 三条の六第一項	附則第十三条の四 第三項の規定によ る老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの又はなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。以下この条において同じ。）
老齢厚生年金の額 （第四十四条第一 項）	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項	

			改正後厚生年金 保険法附則第十 三条の六第四項		改正後厚生年金 保険法附則第十 三条の六第一項 ただし書		
			第三項の規定によ る老齢厚生年金		部		
			、第一項及び第二 項				
			当該老齢厚生年金				
			第一項及び第二項				
			職共済年金				
			、第一項				
			当該退職共済年金				
			同項の規定を				
			平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退 職共済年金				
			退職共済年金の額				
			退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十 九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及 びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規 定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除く。）				
			当該老齢厚生年金				
			当該退職共済年金				

	の規定を	同項
改正後厚生年金 保険法附則第十 三条の六第四項 ただし書	これら 老齢厚生年金の額 （第四十四条第一 項	退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九 条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、な お効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定す る特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有 する改正前地共済法第八十条第一項
改正後厚生年金 保険法附則第十	附則第十三条の四 第三項	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十 九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及 びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規 定する特例加算額から政令で定める額を減じた額を除く。） 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項



本文

<p>附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。 の平均標準報酬月額</p>	<p>正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給料月額</p>
<p>となる標準報酬月額</p>	<p>となる掛金の標準となつた給料の額</p>
<p>額</p>	
<p>第一項並びに平成十二年改正法附則</p>	<p>同項及び平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条第二</p>

改正後平成六年	条の前の見出し 法附則第二十一 国民年金等改正 改正後平成六年	改正後厚生年金 保険法別表				
厚生年金保険法附	老齢厚生年金	被保険者	標準報酬月額に、	共済組合員期間	第二十条第一項第 一号及び改正前の 第四十三条第一項	
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一	退職共済年金	地方公務員共済組合の組合員	掛金の標準となつた給料の額に、	当該旧地共済施行日前期間	項	



国民年金等改正

法附則第二十一

条第一項

則第八条の規定に  
よる老齢厚生年金  
(附則第十八条、  
第十九条第一項か  
ら第五項まで、第  
二十条第一項から  
第五項まで又は前  
条第一項から第五  
項まで及び同法附  
則第九条の規定に  
よりその額が計算  
されている

部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改正前地共済法」という。)附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百

四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十  
四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項  
の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）附則第二十  
五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の三第一項から第  
三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十五条の四第一項か  
ら第三項まで、第五項若しくは第六項の規定によりその額が計  
算されているもの並びになお効力を有する改正前地共済法附則  
第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものの  
うち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の  
二第二項及び第三項（なお効力を有する改正前地共済法附則第  
二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又  
は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例による  
場合を含む。）の規定により計算した額を含む

<p>日（同法）</p>	<p>日（適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）</p>
<p>総報酬月額相当額 （同法）</p>	<p>総報酬月額相当額（適用する改正後厚生年金保険法</p>
<p>老齢厚生年金の額 （附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三</p>	<p>退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に定める金額、なお効力を有する改正前地共済法</p>

<p>改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十一 条第一項ただし 書</p>				
<p>部</p>	<p>老齢厚生年金の全</p>	<p>老齢厚生年金の額</p>	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>項若しくは第五項 又は前条第三項若 しくは第五項にお いて準用する同法 第四十四条第一項 が同法</p>
<p>二第二項第三号に定める金額及びなお効力を有する改正前地共</p>	<p>退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第 二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又 は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例による ものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の</p>	<p>退職共済年金の額</p>	<p>当該退職共済年金</p>	<p>附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及びなお効力を有 する改正前地共済法附則第二十五条の二第三項、第二十五条の 三第三項若しくは第六項又は第二十五条の四第三項若しくは第 六項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十 条第一項 が適用する改正後厚生年金保険法</p>

	改正後平成六年 前二項	済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。） 第一項
改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十一 条第三項	厚生年金保険法附 則第八条 老齡厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金
改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十四 条第四項	厚生年金保険法附 則第八条 老齡厚生年金（前 項各号のいずれか に該当するもの及 び同法	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五 条の五第二項各号のいずれかに該当するもの並びに適用する改 正後厚生年金保険法
改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十四 条第四項	厚生年金保険法附 則第八条 老齡厚生年金 同法第三十六条第 二項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九条 退職共済年金 なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項



<p>しくは第二十条の二第三項若しくは第五項又は同法附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する同法第四十条第一項</p>	<p>附則第二十一条（</p>
	<p>附則第二十一条</p>

<p>改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十四</p>				
<p>厚生年金保険法附</p>	<p>前三項</p>	<p>全部</p>	<p>二第二項第一号</p>	<p>附則第二十二條に おいて準用する場 合を含む。以下こ の項において同じ 。</p>
<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の</p>	<p>規定及び第四項</p>	<p>全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二 項第三号及び改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する 特例加算額を除く。）</p>	<p>号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一 号</p>



改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第一項	則第八條	うち改正前地共済法附則第十九條
	老齡厚生年金	退職共済年金
厚生年金保險法附 則第八條	同法第三十六條第 二項	なお効力を有する改正前地共済法第七十五條第二項
	老齡厚生年金（附 則第十八條、第十 九條第一項から第 五項まで、第二十 條第一項から第五 項まで又は第二十 條の二第一項から	平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九條
		退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五 條の二第一項から第三項まで、第二十五條の三第一項から第三 項まで、第五項若しくは第六項又は第二十五條の四第一項から第三 項まで、第五項若しくは第六項又は第二十五條の四第一項から第三 項まで、第五項若しくは第六項の規定によりその額が計算 されているもの並びになお効力を有する改正前地共済法附則第 二十四條第一項の規定によりその額が計算されているものう ち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十條の二

	<p>第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されている</p>	<p>第二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含む</p>
<p>改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第一項ただし 書</p>	<p>当該老齢厚生年金 老齢厚生年金の額 （附則第十八条第 三項、第十九条第 三項若しくは第五 項、第二十条第三 項若しくは第五項 又は第二十条の二 第三項若しくは第</p>	<p>当該退職共済年金 退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第三項、第二十五条の三第三項若しくは第六項又は第二十五条の四第三項若しくは第六</p>

	改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六	
五項において準用 する厚生年金保険 法第四十四条第一 項	老齢厚生年金の全 部	第一項各号に掲げ
項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十条 第一項	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）	退職共済年金 同項 同項各号に掲げる

条第三項

<p>る</p>	<p>厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号</p>	<p>加給年金額</p>	<p>全部</p>
	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び加給年金額</p>	<p>全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたな</p>

		<p>お効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）</p>
<p>改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第五項</p>	<p>老齢厚生年金 前各項</p>	<p>退職共済年金 同項及び第三項</p>
<p>改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第七項</p>	<p>から第四項まで 老齢厚生年金 厚生年金保険法第 三十六条第二項</p>	<p>、第三項 退職共済年金 なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項</p>
<p>改正後平成六年 国民年金等改正</p>	<p>前各項 老齢厚生年金</p>	<p>第一項、第三項及び前三項 退職共済年金</p>

<p>法附則第二十六 条第八項</p>		<p>改正後平成六年 厚生年金保険法</p>		<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>	
<p>国民年金等改正 法附則第二十六 条第十項</p>		<p>厚生年金 が加算された老齡 厚生年金</p>		<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>	
<p>改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第九項</p>		<p>次条第六項に規定 する繰上げ調整額 が加算された老齡 厚生年金</p>		<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項に 規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金</p>	
<p>第一項、第二項</p>		<p>前各項 同法</p>		<p>第一項、第三項及び第五項から前項まで</p>	
<p>第一項</p>		<p>障害者・長期加入 者の老齡厚生年金</p>		<p>障害者・長期加入者の退職共済年金</p>	

改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第十一項	改正後の厚生年金 保険法附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九条
	老齢厚生年金	退職共済年金
改正後平成六年 国民年金等改正 法附則第二十六 条第十四項	厚生年金保険法附 則第十一条の六及 び前各項	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項（ 第二項、第四項及び前二項を除く。）
	改正後の厚生年金 保険法附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の うち改正前地共済法附則第十九条
	老齢厚生年金	退職共済年金

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定

を適用する場合には、改正後厚生年令第三条の四、第三条の四の二、第三条の六から第三条の七まで及び第

六条の七の規定、平成二十七年厚生労働省関係整備政令第八条の規定による改正後の平成十六年度、平成

十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）以下この項において「改正後平成十六年厚生年経過措置政令」という。）附則第十三条の二第一項の規定並びに改正後再評価令第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第二の規定を用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚年令第 三条の四	法第四十三條の二 第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十 四年法律第六十三号）附則第六十一条第四項の規定により適用 するものとされた同法第一条の規定による改正後の法をいい、 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金 制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す
-----------------	---------------------	--



		<p>る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組  合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二  十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み  替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のもの  とする。以下同じ。）第四十三条の二第一項第二号イ</p>
改正後厚年令第 三条の四の二	法第四十三条の四 第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号
改正後厚年令第 三条の六（見出 しを含む。）	法第四十六条第一 項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
改正後厚年令第 三条の六の二	法第四十六条第二 項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第二項
改正後厚年令第	法第四十六条第六	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項

<p>三条の七の見出し</p>	<p>項</p>	
<p>改正後厚年令第 三条の七</p>	<p>法第四十六条第六 項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項</p>
<p>改正後厚年令第 六条の七（見出しを含む。）</p>	<p>法第五十四条第三 項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項</p>
<p>改正後平成十六 年厚年経過措置 政令附則第十三 条の二の見出し</p>	<p>平成十二年改正法 附則第二十一条第 一項及び第二項の 従前額改定率</p>	<p>従前額改定率</p>

改正後平成十六 年厚年経過措置	第四条第一項（同 項の表平成十六年	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成 十六年政令第二百八十七号）附則第二条第一項（同項の表第四
政令附則第十三	改正法第二十七条	号に係る部分に限る。）第二項（同項の表のうち同項に規定
条の二第一項	の規定による改正 前の平成十二年改	する改正前の平成十二年改正法附則第十条第二項若しくは第三 項又は第十一条第二項若しくは第三項の規定により読み替えら
	正法の項（平成十	れた同令附則第二条第三項に規定する改正前の法附則第十四条
	六年改正法第二十	の八に係る部分を除く。）第三項又は第四項
	七条の規定による	
	改正前の平成十二	
	年改正法附則第二	
	十条第一項に係る	
	部分に限る。）に	
	係る部分に限る。	

<p>附則第二十一条第 平成十二年改正法</p>	<p>「被保険者期間</p>	<p>厚生年金保険の被 保険者期間</p>	<p>）若しくは第二項 又は第五条第一項 若しくは第二項（ 同項の表昭和六十 年改正法附則第七 十八条の二の項に 係る部分に限る。</p>
<p>部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金</p>	<p>「組合員期間</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員期間</p>	

<p>改正後平成十六 年厚年経過措置 政令附則第十三</p>	
<p>被保険者期間</p>	<p>一項及び第二項の 従前額改定率（次 項において「平成 二十七年従前額 改定率」という。 ）</p>
<p>組合員期間</p>	<p>制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組 合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二 十七年政令第 号）第十八条第一項の規定により読み替え て適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（ 平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項、第二項、第 五項及び第六項の従前額改定率</p> <p>同令第十七条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金 法による改定率の改定等に関する政令</p>

<p>条の二第一項の表</p>	<p>改正後再評価令 第四条の見出し</p>	<p>厚生年金保険法</p>	<p>改正後厚生年金保険法</p>
<p>改正後再評価令 第四条第一項</p>	<p>厚生年金保険法第 四十三条第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第 四十三条第一項</p>	
<p>同法別表</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組</p>	<p>生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組</p>	

<p>改正後再評価令 第四条第三項</p>	
<p>同法</p>	<p>厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項まで</p>
<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法の</p> <p>合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。第六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）別表</p>

改正後再評価令 第五条（見出しを含む。）	厚生年金保険法		適用する改正後厚生年金保険法	
改正後再評価令 第六条第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次項において	附則第二十一条第一項及び第二項	附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項
改正後再評価令 第六条第二項	附則別表第一 定めるとおり	附則別表 定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一・二 二）	被保険者	地方公務員共済組合の組合員



別表第一

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法の規定の読替え)

第十八条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十条第一	法第七十九条第一	なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等
項	項、第八十七条第一	を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二
	一項及び第二項（	十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という
	昭和六十年改正法	。附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有する
	附則第百八条第二	ものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前
	項においてその例	の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金

<p>による場合を含む 。</p>	<p>保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第七十九条第一項、第八十七条第一項及び 第二項</p>
<p>昭和六十年改正法 附則第三十条第一 項</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等</p>

	<p>の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十条第一項</p>
<p>（法附則第二十条の三第一項及び第四項</p>	<p>（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項</p>
<p>並びに昭和六十年改正法附則第百四条第二項</p>	<p>、平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。以下同じ。）第四十六条第一項並びに平成二十七年経過措置政令第四十七条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一</p>

	附則第十条第一 項第二号	附則第十条第二 項	附則第十条第三 項
	昭 和 六 十 年 改 正 法	、 法	に 第 四 十 四 条 第 二 項
<p>条第四項の規定により適用するものとされた<del>は</del>適用する平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項</p>	<p>としてなお効力を有する改正前地共済法</p> <p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法</p>	<p>、 な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 地 共 済 法</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二</p>

<p>項 附則第十条第五 項第二号</p>	<p>法第百二条第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項</p>
<p>項 附則第十条第五</p>	<p>(法 、法</p>	<p>、なお効力を有する改正前地共済法 (なお効力を有する改正前地共済法</p>
<p>項 附則第十条第四</p>	<p>、法</p>	<p>、なお効力を有する改正前地共済法</p>
		<p>四 十七年政令第三百四十七号)第十四条第一項の規定により読み 替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。 以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則 第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の第四十 四条第二項に</p>

附則第十條第八項		、法		、なお効力を有する改正前地共済法	
附則第十一條第一項		法による年金である給付		平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付	
金額に従前額改定率を乗じて得た金額に		金額に従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一條第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に		（なお効力を有する改正前地共済法	
（法		（法		（なお効力を有する改正前地共済法	
として法		として法		としてなお効力を有する改正前地共済法	
昭和六十年改正法		昭和六十年改正法		なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法	
、法		、法		、なお効力を有する改正前地共済法	
昭和六十年改正法		昭和六十年改正法		なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法	
（法		（法		（なお効力を有する改正前地共済法	

<p>附則第十一条第三項</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十二号）第十三条の規定による改正後の</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第 号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する</p>
<p>係る</p>	<p>附則第十一条第二項</p> <p>係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共</p>	<p>附則第十一条第三項</p>

		<p>済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第 号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条</p>
<p>附則第十一条第 四項</p>	<p>同法第二条</p> <p>法第四十四条第二 項</p> <p>地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（平 成十六年法律第百 三十二号）第十三 条の規定による改</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項</p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み</p>



附則第十二条第 五項第二号	法第百二条第一項	なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項	附則第十二条第 五項	（法 、法 る給付	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付	附則第十二条第 五項	法による年金である給付	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付	正後の 別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	替えて適用する 改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
------------------	----------	------------------------	---------------	-----------------	--	---------------	-------------	--	--	--

六項	(法)	(なお効力を有する改正前地共済法
附則第十一条第 七項	地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（平 成十六年法律第百 三十二号）第十三 条の規定による改 正後の	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金 制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組 合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二 十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み 替えて適用する
附則第十一条第 八項	、法 地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律（平 成十六年法律第百	、なお効力を有する改正前地共済法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金 制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組

	<p>三十二号) 第十三条の規定による改正後の</p>	<p>合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する</p>
<p>附則第十一条の二の見出し</p>	<p>法による年金である給付</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付</p>
<p>附則第十一条の二第一項</p>	<p>法第四十四条の二から第四十四条の五まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>
<p>附則第十一条の二第二項</p>	<p>法第四十四条の二（法第四十四条の</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで</p>

					三から第四十四条の五まで
附則第十一条の二第二項第一号	附則第十一条の二第二項第一号	五	法第四十四条の三 (法第四十四条の五)	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五)	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項
附則第十一条の二第三項	附則第十一条の二第三項	五	法第四十四条の四 (法第四十四条の五)	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五)	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号
附則第十一条の二第四項	附則第十一条の二第四項	五	法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号
附則別表備考	附則別表備考				

第一項第一号

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十五年地共済改正令附則第二条、第五条第一項から第四項まで及び第六条から第十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十五年地共済改正令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二条	地方公務員等共済組合法（以下「法」という
法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前地共済法」という。）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図	

	<p>附則第五条第一 項</p>	
	<p>ついては、</p>	<p>法による</p>
<p>るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ</p>	<p>ついては、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち</p>
<p>改正前の法</p>	<p>同じ</p>	<p>「法による障害共済年金」という 平成十二年改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）</p>

<p>附則第五条第三項</p>	<p>法による</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち</p>
<p>附則第七条第三項及び第九条第三項</p>	<p>別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>
<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組</p>

		<p>合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律</p>
<p>附則第十条</p>	<p>平成十二年改正法 第四条の規定による改正後</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前</p>

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る改正後地共済法の規定の適用）

第十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による年金である給付の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条及び第百十七条から第百二十一条までの規定を適用する。この場合において、改正後地共済法第百十七条第一項中「及び退職等年金給付」とあるのは、「退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正



する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付」と、「徴収金」とあるのは「徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金」とする。

（平成二十七年度における給料年額改定率に関する読替え）

第二十条 平成二十七年度におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六に次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

(厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る特例)

第二十一条 第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額が改定された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含み、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されたものを除く。)の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有する場合には、なおその効力を有する改正前地共済法第八十条の規定は、適用しない。

(改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例)

第二十二条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条

の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されたものに限る。）については、当該退職共済年金の受給権者が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は改正後厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（改正前地共済法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第二十三条 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち

退職共済年金（当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）第七十八条の二第一項に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する場合において、施行日以後に平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金について、なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行うときは、当該申出は、当該老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出又は当該平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金に係るなお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第一項の規定による申出と同時に行わなければならない。

2 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項に規定する一年を経過した日

が施行日前にあり、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける場合において、施行日以後において平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項の規定による申出を行ったときは、当該申出は、施行日の前日に行われたものとみなす。

3 施行日において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第一項に規定する一年を経過した日が施行日以後にあるものに限る。）の受給権を有する者が改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける場合には、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定にかかわらず、なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二の規定は、適用しない。

（改正前地共済法による障害一時金に関する経過措置）

第二十四条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法第九十八条第一項の規定による障害一時金（施行

日の前日においてまだ支給されていないものに限る。)の支給については、なお従前の例による。

(施行日以後の離婚等により標準報酬月額等の改定又は決定が行われる場合の加給年金額の加算に関する特例)

第二十五条 施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者(同項第二号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数を合算した月数及び同項第三号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数がそれぞれ二百四十に満たない者であつて、改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有しないものに限る。)について改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合におけるなお効力を有する改正前地共済法第八条第一項の規定の適用については、同項中「その年金額の算定の基礎となる組合員期間」とあるのは「合算組合員期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間並

びに平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を合算した期間をいう。以下この項において同じ。」と、「前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された」とあるのは「厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十条に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

2 前項の規定は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間の月数が平成二十四年一元化法附則第十一条第一項第三号に掲げる年金たる給付の額の計算の基礎となる加入者期間の月数を超えない場合には、適用しない。

（改正前地共済法による脱退一時金に関する経過措置）

第二十六条 施行日の前日において日本国内に住所を有しない者の旧地方公務員共済組合員期間に基づく改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金については、なお従前の例による。ただし、その者が施行日以後に国民年金の被保険者となった場合又は日本国内に住所を有した場合は、この限りでない。

(改正前地共済法による職域加算額に係る平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定の適用に関する経過措置)

第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の受給権を有する者に対し施行日以後に改正前地共済法による職域加算額(退職を給付事由とするものに限る。以下この条において同じ。)を支給する場合には、当該改正前地共済法による職域加算額を同項に規定する年金である給付とみなして、平成二十四年一元化法附則第二百二十二条の規定を適用する。

(改正前地共済法による退職共済年金等及び改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金等の受給権者に係る退職一時金の返還に関する規定の適用の特例)

第二十八条 施行日の前日において平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付(退職又は障害を給付事由とするものに限る。)の受給権者に対し、施行日以後に改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金(第三号厚生年金被保険者期間を基礎とするものに限る。)の給付事由が生じ、かつ、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の二の規定が適用される場合には、平成二十四年一元化法附則第六十三条の規定は、適用しない。



(退職共済年金の支給の停止に関する特例)

第二十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の受給権者（昭和二十年十月二日以後に生まれた者に限る。）が、施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員、国家公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者である場合には、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有する者であるものとみなして、施行日の属する月において第三十九条第一項に規定する支給停止に関する規定を適用する。この場合において、当該規定の適用については、当該受給権者が施行日に平成二十四年一元化法附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

2 昭和二十年十月一日以前に生まれた者であり、かつ、改正後厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き地方公務員共済組合の組合員、国家公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）について

は、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同一の改正後厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所において改正後厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、施行日の属する月において適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十三条までにおいて同じ。）第四十六条第一項の規定を適用する。

（平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の準用に関する読替え等）

第三十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	改正前厚生年金保	附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附
	険法附則第八条の	則第十九条の規定による退職共済年金

<p>規定による老齢厚生年金</p>	<p>と改正後厚生年金保険法</p>	<p>）との合計額</p>
<p></p>	<p>と適用する改正後厚生年金保険法（附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。第一号において同じ。）</p>	<p>）から附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有す</p>

		<p>るものとされた改正前地共済法第八十二条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額を控除した額との合計額</p>
<p>第二項第一号</p>	<p>改正後厚生年金保険法 と基本月額</p>	<p>と当該控除した額</p>
	<p>険法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法</p>

第三十一条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項の規定によりその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定されたもの（以下「障害者・長期加入者の退職共済年金」という。）に限る。）の受給権者（次項及び第四十一条第一項に規定する者を除く。）について前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法

等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年厚生年経過措置政令」という。）第三十五条第一項の規定の例による。

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項及び附則第二十条の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（第四十一条第一項に規定する者を除き、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）又は高年齢再就職給付金（以下「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合に限る。）について前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚生年経過措置政令第三十五条第四項の規定の例による。

第三十二条 前条第一項に規定する受給権者（施行日前から引き続き厚生年金保険の被保険者若しくは私立

学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるもの（以下「継続被保険者等」という。）に限り、同項の規定により読み替えられた第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合には、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2 前条第二項に規定する受給権者（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であつて、継続被保険者等に限り、同項の規定により読み替えられた第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定を適用する場合には、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給

停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限り、次項及び第四十三条第一項に規定する者を除く。）については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十七条第一項の規定の例による。

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（第四十三条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）については、第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する。この場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十七条第二項の規定の例による。

第三十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によりその額が計算されてきているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の三第一項又は第二十五条の四第一項に該当する者であるものに限る。以下この条において同じ。）に限る。）の受給権者（次項から第四項まで及び第四十五条第一項に規定する者を除く。）について第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第一項の規定の例による。

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項各号のいずれかに該当するもの及び障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四項及び第四十五条第一項に規定する者を除く。）について第



三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読み替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第二項の規定の例による。

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の二、第二十五条の三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。）の受給権者（次項及び第四十五条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。）について第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読み替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第三項の規定の例による。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条及び第二十五条の二、第二十五条の

三第一項から第七項まで又は第二十五条の四第一項から第七項までの規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。)の受給権者(国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限り、第四十五条第一項に規定する者を除き、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合に限る。)について第三十条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合における同項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第三十八条第四項の規定の例による。

(併給年金の支給を受ける場合における改正前地共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例)

第三十五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において平成二十四年一元化法附則第十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項

厚生年金保険法に

附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第

<p>よる老齡厚生年金</p>	<p>七十八条の規定による退職共済年金</p>
<p>改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職</p>	<p>厚生年金保険法による老齡厚生年金その他の老齡又は退職</p>
<p>改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替</p>

	<p>えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この項及び次項において同じ。）第四十六条第一項及び</p>
<p>は、改正後厚生年金保険法</p>	<p>は、適用する改正後厚生年金保険法</p>
<p>「老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第十四条の三第四項に規定する加算額</p>	<p>「退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額</p>
<p>老齢厚生年金等の額の合計額（当該</p>	<p>退職共済年金の額と他の年金との合計額（当該退職共済年金の額と平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により</p>

<p>老齡厚生年金の額 と被用者年金制度 の一元化等を図る ための厚生年金保 険法等の一部を改 正する法律（平成 二十四年法律第六 十三号）附則第十 四条第一項の政令 で定める年金たる 給付の額との合計 額をいい、第二十 四条第一項の規定</p>	<p>読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項にお いて準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令 で定める年金たる給付の額との合計額をいい、なお効力を有す る改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお 効力を有する改正前地共済法第一百二条第一項の規定により加算 される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の 規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政 令で定めるものに規定する加給年金額並びになお効力を有する 改正前地共済法第八十条の二第四項</p>
---	--

---

又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及び第四十条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法

---

<p>律第六十三号) 附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)</p>	<p>当該老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下こ</p>
	<p>当該退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く</p>

第二項		の項において同じ
	改正後厚生年金保険法 陰法	適用する改正後厚生年金保険法
	老齢厚生年金	退職共済年金

2 組合が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により同項に規定する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の支給の停止を行う場合には、改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚年令第三条の六第一項に定める額とする。



4 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚年令第三条の六第二項に定める額とする。

5 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げる給付とする。

一 改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金

二 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。

以下「旧船員保険法」という。）老齢年金及び通算老齢年金

四 平成二十七年厚年経過措置政令第四十条第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付

6 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二

十四年一元化法附則第十四条第一項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三十七条第一項において同じ。）の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十四条第一項

二 なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項

三 なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条第一項

四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下この号及び次項第一号において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第三十八条第一項

7 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四

十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項（平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する場合を含む。）

二 なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項

三 なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第四項

8 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する改正後厚生年金保険法第四十六条及び平成二十四年一元化法附則第十三条の規定は、適用しない。

第三十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において平成二十四年一元化法附則第十五条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項

<p>職          濟年金その他の退          職          規定による退職共          改正前国共済法の</p>	<p>厚生年金保険法附          則第八条の規定に          よる老齡厚生年金</p>
<p>又は退職          改正後厚生年金保険法の規定による老齡厚生年金その他の老齡</p>	<p>附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附          則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正          前地共済法（同項の規定によりなおその効力を有するものとさ          れた改正前地共済法をいう。以下この項において同じ。）第七          十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びな          お効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定に          よりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有          する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額          を含むものに限る。）</p>

<p>改正後厚生年金保険法附則第十一条 第一項及び第五項</p>	<p>改正後厚生年金保険法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）附則第十一条第一項</p>
<p>同条第一項</p>	<p>同項</p>
<p>と老齢厚生年金の額</p>	<p>の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二</p>

<p>と老齢厚生年金等の額の合計額（附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則</p>	<p>の合計額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）と平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十五条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう</p>
	<p>四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ</p>

	第二項	第三項
第十五条第一項の 政令で定める年金 たる給付の額との 合計額をいう。)	当該老齢厚生年金 改正後厚生年金保 険法	当該老齢厚生年金 国家公務員共済組 合の組合員、地方 公務員共済組合の 組合員若しくは
	当該退職共済年金 適用する改正後厚生年金保険法	当該退職共済年金 改正後厚生年金保険法第二十七条に規定する被保険者（昭和六 十年国民年金等改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被 保険者を除く。）
改正後厚生年金保	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項	

険法附則第十一条

第一項及び第五項

- 2 組合が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定により改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の支給の停止を行う場合には、適用する改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げる給付とする。
  - 一 改正後厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金
  - 二 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金
  - 三 旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金
  - 四 平成二十七年厚年経過措置政令第四十八条第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付
- 4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定





第三十八条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者であつて改正後厚生年金保険法による老齡厚生年金、旧厚生年金保険法による老齡年金及び通算老齡年金、旧船員保険法による老齡年金及び通算老齡年金並びに平成二十七年厚年経過措置政令第四十五条第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達しているものに限る。）であるものについては、第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。

2 前項の場合において、第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項に規定する受給権者（平成二十七年厚年経過措置政令第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者を除く。）が継続第三号厚生年金被保険者である場合について準用する。

（準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する政令で定める規定）

第三十九条 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項にお

いて準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項（第四十一条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。））、第四十三条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第四十五条第二項（同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。））において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める規定は、適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第十一条第一項、第十一条の二第一項、第二項及び第四項、第十一条の六第一項及び第六項から第八項まで並びに第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項の規定並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法をいい、第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十五条までにおいて同じ。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定とする。

2 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用



十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項から第四項まで並びに適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合におけるこれらの規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第一項の規定の例による。

2 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第三号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第二項の規定の例による。

3 第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項から第四項まで並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第三項の規定の例による。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定

による退職共済年金の受給権者であつて、第三十六条第三項に規定する年金たる給付（第四十三条第四項において「特例による老齢厚生年金」という。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。）であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第四項の規定の例による。

第四十二条 前条第一項に規定する受給権者（継続被保険者等であつて、障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であるものに限る。次項において同じ。）について前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合（前条第二項において準用する第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により退職共済年金の支給が停止される場合を除く。）には、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。

2 前条第一項に規定する受給権者について同項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定を適用する場合（前条第二項において準用する第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止される場合を除く。）には、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項の規定を適用した場合における前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。

（改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例）

第四十三条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて第三十六条第三項に規定する年金たる給付

の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合における同条の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第一項の規定の例による。

2 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合（同項に規定する受給権者が継続第三号厚生年金被保険者である場合に限る。）について準用する。この場合において、同項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六の規定を適用する場合における第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第二項の規定の例による。

3 第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二



第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて第三十六条第三項に規定する年金たる給付（特例による老齢厚生年金に限る。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達していないものに限る。）であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十三条第一項の規定の例による。

第四十四条 前条第一項に規定する受給権者（継続被保険者等であつて、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）については、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第六項の規定は、適用しない。

（改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の適用する改正後平成六年国民年金等改正法の規定による支給停止に関する特例）

第四十五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者であつて第三十六条第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて適用

する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定を適用する場合におけるこれらの規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十五条第一項の規定の例による。

2 第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十五条第二項の規定の例による。

3 第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。（旧地共済法による給付について適用する改正後厚生年金保険法等の規定）

第四十六条 旧地共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定す

る政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。

(旧地共済法による年金である給付の支給の停止に係る改正後厚生年金保険法等の規定の読替え等)

第四十七条 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)が施行日に地方公務員等共済組合の組合員である場合又は施行日以後に地方公務員等共済組合の組合員となつた場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	老齢厚生年金の受給権者	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下この項において「昭和六十年地共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項及び第五項において「旧地共済法」という。)による退職年金又は通算退

	職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）
被保険者（	第三号厚生年金被保険者（
、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は	又は
当該適用事業所に	地方公務員共済組合の組合員である

<p>において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する</p>	<p>得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び</p>
<p>得た額（</p>	

<p>標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、</p>	<p>老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項</p>
	<p>当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる地方公務員共済組合の組合員であつた期間を基礎として被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共</p>

---

において同じ

---

済組合法（以下この項において「なお効力を有する改正前地共済法」という。）附則第二十条の二第二項の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この項において「なお効力を有する改正前地共済施行法」という。）第十三条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八条及び第十五条の

---

	<p>当該老齢厚生年金</p>	<p>規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。</p>
<p>第一項ただし書</p>	<p>老齢厚生年金の額</p>	<p>在職中支給基本額</p>
<p>老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額</p>	<p>旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の全部（当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。）</p>	



第五項	老齢厚生年金	旧地共済法による退職年金又は通算退職年金
	第三十六条第二項	旧地共済法第七十五条第二項

2 前項の規定は、旧地共済法による減額退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）が施行日に地方公務員共済組合の組合員である場合又は施行日以後に地方公務員共済組合の組合員となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するときについて準用する。この場合において、前項の表第一項の項中「相当する額を除く。」とあるのは「相当する額を除く。」から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額を控除して得た額（」と、同表第一項ただし書の項中「額に限る。」）とあるのは「額に限る。」から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ同号に掲げる額に相当する額から減ずる額として政令で定める額を控除して得た額」と読み替えるものとする。

3 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る

。が施行日に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは七十歳以上就労者等（国国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は改正後厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（地方公務員共済組合の組合員である者を除く。）をいう。以下この項において同じ。）である場合又は施行日以後に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは七十歳以上就労者等となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	老齢厚生年金の受給権者	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。第五項において「旧地共済法」という。）による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）
被保険者	第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者	

	<p>該当する者に限る</p> <p>老齢厚生年金の額</p> <p>(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ)</p>	<p>該当する者に限り、地方公務員共済組合の組合員を除く</p> <p>当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額(以下この項において「停止対象年金額」という)</p>
<p>第一項ただし書</p>	<p>当該老齢厚生年金</p> <p>老齢厚生年金の額</p> <p>老齢厚生年金の全部(同条第四項に</p>	<p>当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金</p> <p>当該停止対象年金額</p> <p>停止対象年金額に相当する額</p>

		規定する加算額を 除く。）
第五項	老齢厚生年金	旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
	第三十六条第二項	旧地共済法第七十五条第二項

4 旧地共済法による退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日において

第三号厚生年金被保険者である場合又は施行日以後に第三号厚生年金被保険者となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる改正後平成六年国民年金等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十一条 の前の見出し	老齢厚生年金	退職年金
附則第二十一条	厚生年金保険法附	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年
第一項	則第八条の規定に	法律第百八号。以下この項において「昭和六十年地共済改正法

<p>よる老齢厚生年金  (附則第十八条、  第十九条第一項か  ら第五項まで、第  二十条第一項から  第五項まで又は前  条第一項から第五  項まで及び同法附  則第九条の規定に  よりその額が計算  されているものに  限る。)の受給権  者</p>	<p>「という。」第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組  合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項及び第三項  において「旧地共済法」という。)による退職年金の受給権者  (六十歳以上六十五歳未満である者に限る。)</p>
--	--

<p>厚生年金保険の被 保険者</p>	<p>である日（同法</p>	<p>第三号厚生年金被保険者</p>	<p>である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。 以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第一 条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において 「改正後厚生年金保険法」という。）</p>
<p>又は国会議員若し くは地方公共団体 の議会の議員（前 月以前の月に属す る日から引き続き 当該国会議員又は</p>	<p>が属する月</p>		

<p>地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。)が属する月</p>	<p>総報酬月額相当額(同法)</p>	<p>老齢厚生年金の額(附則第十八条第</p>
	<p>総報酬月額相当額(改正後厚生年金保険法)</p>	<p>当該退職年金の額のうちその算定の基礎となっている地方公務員共済組合の組合員であった期間を基礎として平成二十四年一</p>

<p>三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ</p>	<p>元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「なお効力を有する改正前地共済法」という。）附則第二十条の二第二項の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この項において「なお効力を有する改正前地共済施行法」という。）第十三条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改</p>
--	---



	附則第二十一条 第一項ただし書	
	同法附則第十一条 第二項	当該老齡厚生年金
<p>正前の昭和六十年地共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という</p>	改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	当該退職年金
<p>有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力の算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効</p>	在職中支給基本額	老齡厚生年金の全部（当該退職年金の額のうちその算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効
部	老齡厚生年金の全	老齡厚生年金の額

	附則第二十一条 第三項		
	前二項	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金	同法第三十六条第二項
力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。）を除く。）	第一項	旧地共済法による退職年金	旧地共済法第七十五条第二項

5 前項の規定は、旧地共済法による減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日に第三号厚生年金被保険者である場合又は施行日以後に再び第三号厚生年金被保険者となった

場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、前項の表附則第二十一条第一項の項中「相当する額を除く。」とあるのは「相当する額を除く。」から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額を控除して得た額（「と、同表第一項ただし書の項中「額に限る。」）とあるのは「額に限る。」から、当該減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ同号に掲げる額に相当する額から減ずる額として政令で定める額を控除して得た額」と読み替えるものとする。

6 旧地共済法による退職年金又は減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が施行日に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者若しくは国会議員等（国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）である場合又は施行日以後に第一号厚生年金被保険者、第四号厚生年金被保険者<sup>II</sup>若しくは国会議員等となった場合において、平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項

の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる改正後平成六年国民年金等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第二十一条 の前の見出し</p>	<p>老齢厚生年金</p>	<p>退職年金又は減額退職年金</p>
<p>附則第二十一条 第一項</p>	<p>厚生年金保険法附 則第八条の規定に よる老齢厚生年金 (附則第十八条、 第十九条第一項か ら第五項まで、第 二十条第一項から 第五項まで又は前 条第一項から第五</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第三項において「旧地共済法」という。)による退職年金又は減額退職年金の受給権者(六十歳以上六十五歳未満である者に限る。)</p>

<p>総報酬月額相当額</p>	<p>である日（同法</p>	<p>厚生年金保険の被 保険者</p>	<p>項まで及び同法附 則第九条の規定に よりその額が計算 されているものに 限る。）の受給権 者</p>
<p>総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法</p>	<p>である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保 険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号） 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項にお いて「改正後厚生年金保険法」という。）</p>	<p>第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者</p>	

<p>(同法)</p>	<p>老齢厚生年金の額  (附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下</p>
	<p>当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額 (以下この項において「停止対象年金額」という</p>

		附則第二十一条	附則第二十一条	附則第二十一条	附則第二十一条	附則第二十一条	附則第二十一条	附則第二十一条
		第三項	第一項ただし書	第一項ただし書	第一項ただし書	第一項ただし書	第一項ただし書	第一項ただし書
同法第三十六条第	よる老齢厚生年金	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金	部	老齢厚生年金の全	老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金	第二項	この項において同じ
同法第三十六条第	よる老齢厚生年金	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金	部	老齢厚生年金の全	老齢厚生年金の額	当該老齢厚生年金	第二項	この項において同じ
旧地共済法第七十五条第二項		旧地共済法による退職年金又は減額退職年金	第一項	停止対象年金額	当該停止対象年金額	当該退職年金又は減額退職年金	改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	

(第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者である間の減額退職年金の支給の停止の特例)

第四十八条 前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び前条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項に規定する減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額は、旧地共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額(同項第三号に掲げる金額に相当する金額を除く。 )に、当該減額退職年金の受給権者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。



一 次に掲げる旧地共済法による減額退職年金の受給権者 ○・○四に当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた旧地共済法による退職年金の支給を開始することとされてゐた年齢と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た率

イ 昭和五十五年七月一日前に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済法による減額退職年金

ロ 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済法による減額退職年金で昭和十五年七月一日以前に生まれた者が支給を受けるもの

ハ 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧地共済法による退職年金に係る旧地共済法による減額退職年金で旧地共済法附則第十八条の三第二項に規定する政令で定める者又は旧地共済法附則第十八条の四に規定する政令で定める者に該当した者が支給を受けるもの（ロに掲げる旧地共済法による減額退職年金を除く。）

二 前号に掲げる者以外の旧地共済法による減額退職年金の受給権者 六十歳と当該減額退職年金の支給

が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数のなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十五条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率

- 2 前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び前条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項に規定する減額退職年金の給付事由となった退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額から減ずる額として政令で定める額は、旧地共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。）に、当該減額退職年金の受給権者の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額と

する。

(改正前地共済法による給付等の支給停止の特例)

第四十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金又は障害共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給を停止する。

2 旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職年金又は通算退職年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。）の支給を停止する。

3 旧地共済法による減額退職年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員で

ある間、当該減額退職年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（同項第三号に掲げる金額に相当する金額に限る。）から、前条第二項に規定する額を控除して得た額の支給を停止する。

4 旧地共済法による障害年金の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該障害年金の額のうち、その算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第八十七条の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第八十七条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる金額に相当する金額、同条第四項各号に掲げる金額のうちなお効力を有する改正前地共済令第二十五条第一項第一号に掲げる金額に相当する金額並びになお効力を有する改正前地共済法第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により算定した金額のうちなお効力を有する改正前地共済令第二十五条第一項第二号に掲げる金

額に相当する金額に限る。)の支給を停止する。

第五十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定により加算される金額の支給を停止する。

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第二百三条第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該障害共済年金のうち、これらの規定により加算される金額の支給を停止する。

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、当該退職共済年金のうち、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に

相当する金額の支給を停止する。

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定の例によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に、一からなお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第一項に規定する減額率を控除した率を乗じて得た金額の支給を停止する。

5 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。）の受給権者が地方公務員共済組合の組合員であるときは、当該組合員である間、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十六条第五項の規定による減額後の額の支給を停止す

る。

（併給年金の支給を受ける場合における旧地共済法による退職年金等の支給の停止に関する特例）

第五十一条 第三十五条の規定は、旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）について準用する。

第五十二条 第三十六条の規定は、旧地共済法による退職年金又は減額退職年金の受給権者（六十五歳未満である者に限る。）について準用する。

第二款 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例

（追加費用対象期間）

第五十三条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二（なお効力を有する改正前地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 なお効力を有する改正前地共済施行法第七条第一項各号に掲げる期間であつて法令の規定により組合員期間（なお効力を有する改正前地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）

に算入するものとされた期間

二 なお効力を有する改正前地共済施行法第七十八条に規定する沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間及びなお効力を有する改正前地共済令附則第七十二条の二第二項各号に掲げる期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間

三 なお効力を有する改正前地共済施行法第八十三条第一項各号に掲げる期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間（地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号）附則第一条第一項本文に規定する施行日前の期間に限る。）

四 なお効力を有する改正前地共済施行法第九十一条に規定する沖縄の共済法の規定により当該期間に算入された期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間

（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等）

第五十四条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（次項において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率をいう。以下同じ。）と



する。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。）

二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間（改正後厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十二条第二項において同じ。）における改定基準率は、当該年度における物価変動率に調整率（改正後厚生年金保険法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率をいう。以下この項及び第二百二十二条第二項において同じ。）を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率

が一を上回る場合 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率

が一以下となる場合 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が当該年度の  
前年度の改定基準率を下回るときは、一）

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（第五十八条第一  
項及び第六十七条第一項において「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これ  
を切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

（改正前地共済法による退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第五十五条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前地共済施行法第十三  
条の二第一項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した  
額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当する  
ものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に

第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第五十六条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（平成二十四年一元化法附則第九十一条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「改正後平成八年厚生法等改正法」という。）附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前地共済法による職域加算額

- 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）
- 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 四 旧地共済法による年金である給付
- 五 改正前国共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。以下同じ。）
- 六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
- 七 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。第百五十二条において同じ。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第三号厚生年金」という。）又は第二号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第二号厚生年金」という。）に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における改正前地共済法による退職共済年金の額の特例）

第五十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二若しくはなお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者（平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、第三号厚生年金又は第二号厚生年金の受給権者に限る。）を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	とする。)	とする。)と併給年金(第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。)の額との合計額
第三項	の退職共済年金の額 、控除調整下限額	の退職共済年金の額と併給年金の額との合計額 、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第五十八条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項の規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項の規定による控除が行われる場合(当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金(以下この項において「併給年金」という。)のいずれかが、控除対象年金である場合に限る。)であつて、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額(以下この項において

「控除後退職共済年金額」という。）と年金額控除規定の適用後の併給年金額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定又はなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法

の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」とする。

3 第一項に規定する「控除対象年金」とは、次に掲げる年金のうち、当該年金の額の算定の基礎となった組合員期間、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）又は国の組合員期間（なお効力を有する改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。）、国共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。）若しくは旧適用法人施行日前期間（改正後平成八年厚年法等改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）のうちに追加費用対象期間（なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済施行法（以下「なお効力を有する改正前国共済施行法」という。）第十三条の二（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十二条第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項及び第四十八条第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合



合を含む。)において準用する場合を含む。以下同じ。)第一項に規定する追加費用対象期間又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。)第五十四条に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。)があるものをいう。

- 一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付
- 二 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金(改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、当該改正前地共済法による職域加算額を含む。)
- 三 旧地共済法による年金である給付
- 四 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
- 五 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金(改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、当該改正前国共済法による職域加算額を含む。)

六 旧国共済法による年金である給付

4 第一項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

一 なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二（なお効力を有する改正前地共済施行法第三十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項又は第二項

二 なお効力を有する改正前昭和六十年改正法附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項及び第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第九十八条の四第一項若しくは第二項

三 平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項又は第二項

四 第八十四条第一項又は第二項

五 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の四（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十二條第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、

第二十三条第一項及び第四十八条第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項又は第二

## 項

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国共済改正法（以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第五十条七条の四第一項若しくは第二項

七 平成二十四年一元化法附則第四十八条第一項又は第二項

八 平成二十七年国共済経過措置政令第八十四条第一項又は第二項

九 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号。次条において「平成二十七年国共済改正令」という。）第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「改正後平成九年国共済経過措置政令」という。）第十七条の二の三

、第十七条の三又は第十七条の四の二

第五十九条 第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第二項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするものをいう。以下同じ。））、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金」という。）並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするものをいう。以下同じ。））、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち遺族共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金」という。）並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）についてなお効力を有する改正前地共済法第四十六条若しくは第九十九条の六、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項若しくは第五項、なお効力を有

する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済法第四十六条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済法第九十八条第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくはなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第四十六条第三項、なお効力を有する改正前国共済法第四十四条若しくは第九十三条、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項若しくは第五項、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第四十四条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済改正令第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第四十七条又は改正後厚生年金保険法第六十条第三項若しくは第六十五条若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項若しくは第二項の規定（以下「遺族支給特例規定」と総称する。）が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該

併給年金の額とみなして、第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二の規定及び前条の規定を適用する。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前地共済法による退職共済年金の額の特例）

第六十条 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項及び第三項の規定並びに第五十八条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前地共済	の額（	の額から新法第八十条第一項に規定する加給年金額（第三項に
		おいて「加給年金額」という。）を控除して得た額（

<p>施行法第十三条 の二第一項</p>		
<p>なお効力を有する 改正前地共済 施行法第十三条 の二第三項</p>	<p>が控除調整下限額 をもって</p>	<p>から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額 に当該相当する額を加えた額をもって</p>
<p>第五十八条第一 項</p>	<p>が控除調整下限額 をもって</p>	<p>から加給年金額（改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額をいう。）に相当する額を控除した額が控除調整下限額 に当該相当する額を加えた額をもって</p>

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該退職共済年金の額を改定する。

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法による退職共済年金の額の特例)

第六十一条 共済控除期間等の期間(なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条第一項(なお効力を有する改正前地共済施行法第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する共済控除期間等の期間をいう。第六十四条及び第七十一条において同じ。)を有する者(組合員期間が二十年以上である者及びなお効力を有する改正前地共済施行法第八条から第十条までの規定の適用を受ける者に限る。))に対するなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、「月数から同条第一項(第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する共済控除期間等の期間の月数を控除した月数を」とする。

(加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前地共済法による障害共済年金の額の特例)

第六十二条 なお効力を有する改正前地共済法第八十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてなお



効力を有する改正前地共済法第八十八条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは同項に規定する給付のうち障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）又はなお効力を有する改正前地共済令第二十五条の六各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の二（なお効力を有する改正前地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	）の	）の額から新法第八十八条第一項に規定する加給年金額（第二項において「加給年金額」という。）を控除して得た
第三項	が控除調整下限額をもつて	から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額に当該相当する額を加えた額をもつて

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該障害共済年金の額を改定する。

（障害を併合しない場合における改正前地共済法による障害共済年金の額の特例）

第六十三条 なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の十第一項の規定により障害基礎年金の給付事由となった障害とその他の障害とが併合しないものとされる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十五条の十第二項」とする。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法による障害共済年金の額の特例）

第六十四条 共済控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）に対するなお効力を有する改正前地共済施行法第二十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、「月数から同条（第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数を」とする。

（改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第六十五条 なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 改正前地共済法による職域加算額
- 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）
- 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 四 旧地共済法による年金である給付

五 改正前国共済法による職域加算額

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における改正前地共済法による遺族共済年金の額の特例）

第六十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	とする。）	とする。）と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額
-----	-------	--

第三項	
の遺族共済年金の額	の遺族共済年金の額と併給年金の額との合計額
、控除調整下限額	、当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第六十七条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第二項の規定及びなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少

ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項に規定する控除前遺族共済年金額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額と」とする。

3 第一項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

- 一 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項又は第二項
  - 二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
  - 三 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項
  - 四 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項又は第二項
  - 五 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
  - 六 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項又は第二項
  - 七 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七条の四の二
- 第六十八条 第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするものをいう。以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年金（以下「平成二十四

年一元化法附則第六十五条退職共済年金」という。）、旧国共済職域加算退職給付（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするものをいう。以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金」という。）及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二の規定及び前条の規定を適用する。

（同順位者が二人以上ある場合における改正前地共済法による遺族共済年金の額の特例）

第六十九条 なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二に規定する遺族共済年金についてなお効力を有する改正前地共済法第四十六条の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、なお効



力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二の規定にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	)の額	)の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
第三項	の遺族共済年金の額	の遺族共済年金の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
	をもつて	に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて

2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数に増減を生じたときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額を改定する。

(妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前地共済法による遺族共済年金の額の特例)

第七十条 なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の三又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算額（これらの規定により加算する金額をいう。）が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金について、その受給権者である妻が、四十歳未満である場合、組合員若しくは組合員であった者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、改正後厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合若しくはなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基礎年金、旧国民年金法（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法をいう。第三百三十六条において同じ。）の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項及び第三項の規定並びに第六十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前地共済 施行法第二十七 条の二第一項</p>	<p>）の</p>	<p>）の額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七十条第一項に規定する加算額（第三項において「加算額」という。）を控除して得た</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済 施行法第二十七 条の二第三項</p>	<p>が控除調整下限額 をもつて</p>	<p>から加算額に相当する額を控除した額が控除調整下限額 に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて</p>

第六十七条第一項	が控除調整下限額をもつて	から第七十条第一項に規定する加算額に相当する額を控除した額が控除調整下限額に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて
----------	--------------	--

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該遺族共済年金の額を改定する。

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る改正前地共済法による遺族共済年金の額の特例)

第七十一条 共済控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対するなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、「月数から前条（第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第七十二条　なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第五項の規定により旧地共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又はなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第五項の規定により旧国共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第四項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第六項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項及び第三項並びに第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前

地共済施行法第二十七条の二第一項の規定並びに第五十八条第一項及び第六十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項</p>	<p>の額（ ）の額</p>	<p>の額の二分の一に相当する額（ ）の額（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の新法（第三項において「昭和六十年改正法による改正前の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p> <p>平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。</p>
<p>平成二十四年法律第六十三号</p>	<p>平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。</p>	<p>平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。</p>

<p>第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第三項</p>	<p>と併給年金 相当する</p>	<p>の二分の一に相当する額と併給年金 相当する額に二を乗じて得た</p>
<p>第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二</p>	<p>額との</p>	<p>額（改正前地共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条</p>

---

## 第一項

---

第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付(以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。)のうち退職共済年金若しくは昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正前国共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。)のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第

---



	<p>第五十八条第一</p>	
<p>項</p>	<p>適用後の併給年金の額</p>	<p>という。)と</p>
<p>控除後年金総額を</p>	<p>適用後の併給年金の額(旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。)</p>	<p>一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)との</p>
<p>控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>		

	相当する	相当する額に二を乗じて得た
第六十七条第一項	併給年金の額と	併給年金の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）
	控除後年金総額を	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の

額との合計額を

第七十三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十二号。以下「平成十六年地共済改正法」という。）附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十九条の二の規定により遺族共済年金の額が算定される場合におけるなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「新法第九十九条の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第四百四条第一項」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十二号）附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四条の規定による改正前の新法第九十九条の二第一項及び第二項、第九十九条の三並びに第四百四条第一項」とする。

2 平成十六年地共済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六条の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定

によりなおその効力を有するものとされた改正前平成十六年国共済改正法（平成二十四年一元化法附則第九十九条の規定による改正前の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十号）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の二の規定又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年国民年金法等改正法」という。）附則第四十四条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国民年金法等改正法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第三十八条の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この項において同じ。）のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第

一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項及び第三項並びに第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項及び第三項の規定並びに第五十八条第一項及び第六十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正	の額（ ）の額	の額の二分の一に相当する額（ ）の額（改正前地共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法
------------------------------	------------	--

---

前地共済施行法

第十三条の二第

一項

---

「という。」附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。以下同じ。）のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。）のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項

---

---

---

の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。）に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第三号厚生年金」という。）又は第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年

金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号被保険者期間をいう。)に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付(以下「第二号厚生年金」という。)に限る。)のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)第一条の規定による改正前の新法(以下「昭和六十年改正法による改正前の新法」という。)の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。)



<p>第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第</p>	
<p>相当する</p>	<p>と併給年金          被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）</p>
<p>相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>の二分の一に相当する額と併給年金          平成二十四年一元化法</p>

三項	第六十六条の規 定により読み替 えられたなお効 力を有する改正 前地共済施行法 第二十七条の二 第一項	の額（ 額との	の額の三分の二に相当する額（ 額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由と するもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定 する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六 十五条年金のうち退職共済年金若しくは昭和六十年改正法によ る改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは 通算退職年金、改正前国共済法による職域加算額のうち退職を 支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第 一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化 法附則第四十一条年金のうち退職共済年金若しくは昭和六十年 改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しく は通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険
----	---	------------	--

<p>第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法</p>	
<p>相当する額</p>	<p>新法第九十九条の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第百四条第一項</p>
<p>相当する額に二分の三を乗じて得た額</p>	<p>給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）との  地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四条の規定による改正前の新法第九十九条の二第一項及び第二項、第九十九条の三並びに第百四条第一項  の三分の二に相当する額と併給年金</p>

<p>第二十七条の二 第三項</p>	<p>第五十八条第一 項</p>	<p>適用後の併給年金 の額</p>	<p>という。)と  という。)の二分の一に相当する額と</p>
<p>適用後の併給年金の額（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相</p>			

<p>第六十七条第一</p>	<p>項</p>		<p>控除後年金総額を</p>	
<p>適用後の併給年金の額</p>	<p>という。)と</p>	<p>相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>相当する</p>	<p>当する額とし、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>
<p>十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四</p>	<p>適用後の併給年金の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六</p>	<p>という。）の三分の二に相当する額と</p>	<p>控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>	

相当する	控除後年金総額を	
相当する額に二分の三を乗じて得た	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を	<p>年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十条年金のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>

第七十四条 前条第二項に規定する者であつて追加費用対象期間を有するものに対するなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「並びに前条」とあるのは、「並びに前条並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十二条の三第二項」とする。

（追加費用対象期間を有する団体職員であつた再就職者に係る退職共済年金等の額の特例）

第七十五条 なお効力を有する改正前地共済施行法第八十九条各号に掲げる者に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金の額については、これらの者は団体更新組合員（なお効力を有する改正前地共済施行法第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員をいう。）であるものとみなして、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二、第二十二條の二及び第二十七條の二の規定を適用する。

（退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第七十六条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第七十七条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第六項に規定する政令で定め



る年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（改正後平成八年厚年法等改正法附則第  
四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前地共済法による職域加算額

二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成

二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）

三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

四 旧地共済法による年金である給付

五 改正前国共済法による職域加算額

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における退職年金を受けることができた者等に係る退職共済

年金の額の特例)

第七十八条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二若しくはなお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者（平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、第三号厚生年金又は第二号厚生年金の受給権者に限る。）を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	とする。）	とする。）と併給年金（第六項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第四項において同じ。）の額との合計額
第四項	が控除調整下限額	と併給年金の額との合計額が控除調整下限額

	、控除調整下限額	、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額
--	----------	--

第七十九条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第三項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第三項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する控除調整下限額（以下この款に

において「控除調整下限額」という。）より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第四項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第二項の規定又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第三項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」とする。

第八十条 第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条の規定及び前条の規定を適用する。

（退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る退職共済年金の額の特例）

第八十一条 共済控除期間等の期間（なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十四条第二

項に規定する共済控除期間等の期間となお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この款において同じ。）を有する者に対するなほ効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、「月数から共済控除期間等の期間（附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。）の月数を控除した月数を」とする。

（障害共済年金のみなし従前額の特例）

第八十二条 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十五条第一項又は第三項の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（公務等による障害共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金をいう。第一百七十条第二項及び第四百四十四条第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害

共済年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三日月未満であるときは、三日月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「が控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」と、「控除調整下限額を」とあるのは「当該控除した額を」とする。

（退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有す

るものに係る障害共済年金の額の特例)

第八十三条 共済控除期間等の期間を有する者に対する前条第一項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、「月数から共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から百二十月（旧地共済法第八十七条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金については、二百四十月）を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数を」とする。

（遺族共済年金のみなし従前額の特例）

第八十四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十一条第一項の規定又はなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第三十条第四項の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金（公務等による遺族共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金をいう。第百四十四条第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額をそれぞれ加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺



族共済年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十一条第一項及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第三十条第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「が控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額から国民年金法の

規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」と、「控除調整下限額を」とあるのは「当該控除した額を」とする。

5 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。）が改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）、「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金若しくは旧国共済法による年金である給付又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）の支給を併せて受けることができる場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	とする。)	とする。)と併給年金(第五項に規定する年金である給付をいう。第三項において同じ。)の額との合計額
第三項	の遺族共済年金の額	の遺族共済年金の額と併給年金の額との合計額
、控除調整下限額	、当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額	

第八十五条 前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び前条第二項の規定による控除が行われる場合(当該控除に係る同条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する併給年金)以下この項において「併給年金」という

。のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。)であつて、前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び前条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額(以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。)と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額

(以下この項において「控除後年金総額」という。)が控除調整下限額より少ないときは、前条第五項の規定により読み替えられた同条第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率(前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。)を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から同法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

第八十六条 第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する併給年金(旧地共済職域

加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに前条の規定を適用する。

（同順位者が二人以上ある場合におけるみなし従前額の特例の適用を受ける遺族共済年金の額の特例）

第八十七条 第八十四条第一項に規定する遺族共済年金についてなお効力を有する改正前地共済法第四十六条の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、第八十四条の規定にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺

族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	)の額	)の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
第三項	控除後の遺族共済年金の額 をもつて	控除後の遺族共済年金の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額 に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて

2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数に増減を生じたときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額を改定する。

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係るみなし従前額の特例の適用を受ける遺族共済年金の額の特例)

第八十八条 共済控除期間等の期間を有する者(組合員期間が二百四十月を超えるものに限る。)の遺族に対する第八十四条第一項の規定の適用については、同項中「月数を」とあるのは、「月数から共済控除期

間等の期間の月数を控除した月数を」とする。

（改正前昭和六十年地共済改正法の規定により退職年金とみなされた退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合等における年金の額の特例）

第八十九条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第五項の規定により退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又はなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十一条第五項の規定により旧国共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十一条第四項の規定又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第五項の規定により旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又

は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項及び第四項の規定並びに第七十九条第一項の規定、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び第八十五条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項</p>	<p>退職共済年金の額</p> <p>（</p>	<p>退職共済年金の額の二分の一に相当する額（</p>
<p>）の額</p>	<p>）の額（退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「昭和六十年改正前の国の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当す</p>	



	第七十八条の規	定により読み替	えられたなお効	力を有する改正	前昭和六十年地	共済改正法附則	第二十一条第四	項	第七十九条第一	項
	と併給年金	相当する						という。）と	適用後の併給年金	の額
額とする。第四項において同じ。）	の二分の一に相当する額と併給年金	相当する額に二を乗じて得た						という。）の二分の一に相当する額と	適用後の併給年金の額（旧地共済法による退職年金、減額退職	年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の

	<p>控除後年金総額を</p>	<p>一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>
<p>第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項</p>	<p>相当する額との</p>	<p>相当する額に二を乗じて得た</p> <p>額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）と</p>

	第八十五条第一	の
項	適用後の併給年金の額	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）
控除後年金総額を	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を

第九十条 平成十六年地共済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六条の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の二の規定又は平成十六年国民年金法等改正法附則第四十四条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国民年金法等改正法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この項において同じ。）のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共

済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項及び第四項の規定並びに第七十九条第一項の規定、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに第八十五条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十八条の規定により読み替	退職共済年金の額 (	退職共済年金の額の二分の一に相当する額 (
えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則	)の額	)の額 (改正前地共済法による職域加算額 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。) 附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法に

---

第二十一条第二

項

---

よる職域加算額をいう。)のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合(平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付(以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。)のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。)のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水

---

---

---

準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。）に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第三号厚生年金」という。）又は第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間

---

<p>第七十八条の規 定により読み替</p>	
<p>相当する</p>	<p>と併給年金</p>
<p>相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>をいう。)に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付(以下「第二号厚生年金」という。)に限る。)のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「昭和六十年改正前の国の新法」という。)の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第四項において同じ。)</p> <p>の二分の一に相当する額と併給年金</p>



<p>えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第四項</p>	<p>第七十九条第一項</p>
	<p>という。)と適用後の併給年金の額</p>
	<p>という。)の二分の一に相当する額と適用後の併給年金の額(旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は厚生</p>

<p>項の規定により</p>	<p>第八十四条第五</p>			
<p>の額</p>	<p>の額</p>	<p>相当する</p>	<p>控除後年金総額を</p>	
<p>の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附</p>	<p>の額の三分の二に相当する額</p>	<p>相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>額との合計額を</p>	<p>年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>

<p>読み替えられた 同条第一項</p>		<p>則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p>
<p>第八十四条第五 項の規定により 読み替えられた</p>	<p>と併給年金 相当する</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金 相当する額に二分の三を乗じて得た</p>

同条第三項	第八十五条第一	項	適用後の併給年金の額
という。）と	という。）に三分の二を乗じて得た額と	適用後の併給年金の額	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項に

		控除後年金総額を	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金額との合計額を	おいて同じ。）
相当する			相当する額に二分の三を乗じて得た	

（退職年金又は減額退職年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額）

第九十一条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十三条第四項、第四十四条第五項、第四十五条第三項、第六十三条第四項、第六十四条第四項、第六十六条第三項、第七十二条第四項、第七十三条第四項、第七十五条第三項、第八十六条第四項、第八十七条第五項又は第九十八条第一項の規定により算定した退職年金又は減額退職年金の額を、その額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数で除して得た額に追加費用対象期間の年数（共済控除期間等の期間を有する者にあつては、共済控除期間等の期間の年数を控除した年数）を乗じて得た額とする。

（退職年金又は減額退職年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第九十二条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第六項（なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

- 一 改正前地共済法による職域加算額
- 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）
- 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 四 旧地共済法による年金である給付
- 五 改正前国共済法による職域加算額
- 六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
- 七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における退職年金又は減額退職年金の額の特例）

第九十三条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項、第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	が控除調整下限額	と併給年金（第六項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項（第五項において準用する場合を含む。）及び第四項において同じ。）の額との合計額が控除調整下限額
第三項（第五項において準用する場合を含む。）	が控除調整下限額 、控除調整下限額	と併給年金の額との合計額が控除調整下限額 、当該控除後の退職年金又は減額退職年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

)		
第四項	が控除調整下限額	と併給年金の額との合計額が控除調整下限額

第九十四条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十条の二第一項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第四項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第五項において準用する同条第二項の規定（以下この項において「退職年金額等控除規定」と総称する。）による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、退職年金額等控除規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額（以下この項において「控除後退職年金額」という。）と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正



前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項（なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、控除後退職年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に規定する控除前退職年金等の額と当該年金額を控除して得た額に対する退職年金額等）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって退職年金又は減額退職年金額とする。

2 前項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

一 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項若しくは第二項又は第二十七条の二第一項若しくは第二項

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第九十八条の四第一項若しくは第二項

- 三 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項若しくは第二項又は第七十四条第一項若しくは第二項
- 四 第八十四条第一項又は第二項
- 五 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項若しくは第二項又は第十三条の四第一項若しくは第二項
- 六 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第五十七条の四第一項若しくは第二項
- 七 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項
- 八 平成二十七年国共済経過措置政令第八十四条第一項又は第二項
- 九 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三、第十七条の三の三又は第十七条の四の二
- 第九十五条 第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並

びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二の規定及び前条の規定を適用する。（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る退職年金又は減額退職年金の額の特例）

第九十六条 共済控除期間等の期間を有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「年数を」とあるのは、「年数から共済控除期間等の期間（附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この項において同じ。）の年数（組合員期間の年数が四

十年を超えるときは、共済控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数）を控除した年数を」とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る退職年金等の額の特例）

第九十七条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十四条第三項、第八十六条第二項及び第八十七条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十三条第二項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第六十四条第二項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第七十三条第二項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第七十二条第二項の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八十二条第三項、第八十三条第三項、第九十一条第四項、第一百五十五条並びに第一百七十条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十三条第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される退職年金又は減額退職年金に係るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第一項

及び第四項の規定並びに第九十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項</p>	<p>附則第四十三条第一項及び第二項</p>	<p>附則第四十三条第一項及び第二項（附則第四十四条第三項、附則第八十六条第二項及び附則第八十七条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>附則第六十三条第一項及び第二項</p>	<p>附則第六十三条第一項及び第二項（附則第六十四条第二項において準用する場合を含む。）</p>	
<p>附則第七十二条第一項及び第二項</p>	<p>附則第七十二条第一項及び第二項（附則第七十三条第二項において準用する場合を含む。）</p>	
<p>並びに附則第九十条第一項</p>	<p>、附則第九十一条第四項、附則第九十七条第一項、附則第一百五一条第一項並びに附則第一百七一条第一項</p>	
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第七十五条第三項</p>	<p>附則第七十五条第三項、附則第八十二条第三項、附則第八十三条第三項</p>	

第九十一条	<p>十年地共済改正 法附則第九十八 条の二第四項</p>
第七十五条第三項	<p>又は前条第一項</p>
第七十五条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項	<p>、前条第一項、附則第一百五條第二項若しくは附則第一百七條第二項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第六十三条第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項においてその例による場合を含む。）</p>

	<p>又は第九十八条第一項、第九十八条第二項若しくは第九十八条第三項</p>
<p>一項</p> <p>又は第九十八条第一項、第九十八条第二項若しくは第九十八条第三項、第九十八条第四項、第九十八条第五項若しくは第九十八条第六項、第九十八条第七項若しくは第九十八条第八項、第九十八条第九項若しくは第九十八条第十項、第九十八条第十一項若しくは第九十八条第十二項、第九十八条第十三項若しくは第九十八条第十四項、第九十八条第十五項若しくは第九十八条第十六項、第九十八条第十七項若しくは第九十八条第十八項、第九十八条第十九項若しくは第九十八条第二十項、第九十八条第二十一項若しくは第九十八条第二十二項、第九十八条第二十三項若しくは第九十八条第二十四項、第九十八条第二十五項若しくは第九十八条第二十六項、第九十八条第二十七項若しくは第九十八条第二十八項、第九十八条第二十九項若しくは第九十八条第三十項、第九十八条第三十一項若しくは第九十八条第三十二項、第九十八条第三十三項若しくは第九十八条第三十四項、第九十八条第三十五項若しくは第九十八条第三十六項、第九十八条第三十七項若しくは第九十八条第三十八項、第九十八条第三十九項若しくは第九十八条第四十項、第九十八条第四十一項若しくは第九十八条第四十二項、第九十八条第四十三項若しくは第九十八条第四十四項、第九十八条第四十五項若しくは第九十八条第四十六項、第九十八条第四十七項若しくは第九十八条第四十八項、第九十八条第四十九項若しくは第九十八条第五十項、第九十八条第五十一項若しくは第九十八条第五十二項、第九十八条第五十三項若しくは第九十八条第五十四項、第九十八条第五十五項若しくは第九十八条第五十六項、第九十八条第五十七項若しくは第九十八条第五十八項、第九十八条第五十九項若しくは第九十八条第六十項、第九十八条第六十一項若しくは第九十八条第六十二項、第九十八条第六十三項第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十三条第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項においてその例による場合を含む。）</p>	

（障害年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額）

第九十八条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八条第六項、第六十七条第四項、第七十六条第四項又は第九十八条第一項の規定により算定した障害年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用対象期間の年数（共済控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から共済控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年（旧地共済法第八十七条第二項の規定によりその額が算定される障害年金については、二十年）を控除した年数を超えるときは、その控除した年数）を乗じて得

た額とする。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の算定の基礎となる組合員期間の特例)

第九十九条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八条第二項第一号に掲げる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。

(併給年金の支給を受けることができる場合における障害年金の額の特例)

第一百条 障害年金の受給権者が第九十二条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項及び第二項の規定及び並びに同条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九十八条の三第一項	の額	の額と第三項において準用する前条第六項に規定する政令で定める年金である給付(次項において「併給年金」という。)



		の額との合計額
附則第九十八條の三第二項	算定した額が	算定した額と併給年金の額との合計額が
附則第九十八條の三第三項において準用する附則第九十八條の二第三項	の退職年金又は減額退職年金の額	の障害年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百條の規定により読み替えられた次条第一項に規定する併給年金の額との合計額
	、控除調整下限額	、当該控除後の障害年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第百一条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項及び前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第二項及び前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定（以下この条において「障害年金額控除規定」と総称する。）による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項に規定する併給年金（以下この条において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、障害年金額控除規定による控除後の障害年金の額（以下この条において「控除後障害年金額」という。）と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この条において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有す

る改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定にかかわらず、控除後障害年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項に規定する障害年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する障害年金額控除規定による障害年金の控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって障害年金の額とする。

第百二条 第百条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項に規定する併給年金（旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生

年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。)について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第百条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三の規定及び前条の規定を適用する。

(追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る障害年金の額の特例)

第百三条 共済控除期間等の期間を有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項の規定の適用については、同項中「年数を」とあるのは、「年数から共済控除期間等の期間(附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この項において同じ。)の年数(その年数が組合員期間の年数から十年を控除した年数を超えるとき(組合員期間の年数が四十年を超える場合を除く。))はその控除した年数とし、組合員期間の年数が四十年を超えるときは共済控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数(当該年数が三十年を超える場合には、三十年)とする。」を控除した年数とする。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の額の特例)

第四百四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四十八条第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十三条第一項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害年金に係るなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項及び第二項の規定並びに第九十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の三第一項	附則第四十八条第二項	附則第四十八条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）
なお効力を有する改正前昭和六	又は附則第九十八条第一項	若しくは附則第九十八条第一項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二

<p>十年地共済改正 法附則第九十八 条の三第二項</p>	<p>第九十八条</p>
	<p>又は第九十八条第 一項</p>
<p>十四年法律第六十三号) 附則第六十一条第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行 令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十 六号) 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等 の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭 和六十一年政令第五十八号。以下この項において「なお効力を 有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。) 第 六十三条第一項(なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済 経過措置政令第六十四条第一項においてその例による場合を含 む。)</p>	<p>若しくは第九十八条第一項又はなお効力を有する改正前昭和六 十一年地共済経過措置政令第六十三条第一項(なお効力を有す る改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第一項に</p>

おいてその例による場合を含む。）

（遺族年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額）

第百五条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十六条、第六十八条第二項、第六十九条第三項、第七十七条第二項、第七十八条第三項、第八十四条第三項、第八十八条第三項又は第九十八条第二項若しくは第三項の規定により算定した遺族年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用対象期間の年数（組合員期間が二十年以上の場合であつて共済控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から共済控除期間等の期間の年数を控除した年数）を乗じて得た額とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る遺族年金の算定の基礎となる組合員期間の特例）

第百六条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十一条第一項第三号に掲げる遺族年金（その額の算定の基礎となつた組合員期間の年数が十年以下であるものに限る。）の支給を受ける場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項の規定の適用について

は、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。

(遺族年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付)

第七百七条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するな  
お効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第六項に規定する政令で定める年金で  
ある給付は、次に掲げる年金であつて、公務(改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に規定する旧適  
用法人の業務を含む。)による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前地共済法による職域加算額

二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付(平成

二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。)

三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

四 旧地共済法による年金である給付

五 改正前国共済法による職域加算額

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付



七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における遺族年金の額の特例）

第百八条 遺族年金の受給権者が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項及び第二項並びに同条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九十八条の四第一項	）の額	）の額と第三項において準用する附則第九十八条の二第六項に規定する政令で定める年金である給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第九十八条	算定した額が	算定した額と併給年金の額との合計額が

<p>の四第二項</p>	<p>附則第九十八條の四第三項において準用する附則第九十八條の二第三項</p>	<p>の退職年金又は減額退職年金の額</p>	<p>、控除調整下限額</p>
	<p>の遺族年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百八條の規定により読み替えられた附則第九十八條の四第一項に規定する併給年金の額との合計額</p>	<p>の遺族年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百八條の規定により読み替えられた附則第九十八條の四第一項に規定する併給年金の額との合計額</p>	<p>、当該控除後の遺族年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額</p>

第百九條 前條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の四第一項及び前條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則

第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定又は前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第二項及び前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第二項の規定（以下この項において「遺族年金額控除規定」と総称する。）による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、遺族年金額控除規定による控除後の遺族年金の額（以下この項において「控除後遺族年金額」という。）と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定にかかわらず、控除後遺族年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差

額に調整率（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定する遺族年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する遺族年金額控除規定による遺族年金の控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって遺族年金の額とする。

2 前条項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

一 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項又は第二項

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第九十八条

の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条

の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第九十八条の四第一項若しくは第二項

三 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項

四 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項又は第二項

五 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、第五十七条

の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七条

の四第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第五十七條の四第一項若しくは第二項

六 平成二十四年一元化法附則第四十六條第一項又は第二項

七 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七條の二の三、第十七條の三の三又は第十七條の四の二

(遺族年金と併せて支給を受けることができる退職共済年金の額の特例)

第一百十條 第一百八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の二第三項に規定する併給年金(旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。)のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。)について第十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六條第六項の規定が適用される場合には、同項の

規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四の規定及び前条の規定を適用する。

(同順位者が二人以上ある場合における遺族年金の額の特例)

第百十一条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項に規定する遺族年金についてはなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済法第四十六条の規定が適用される場合における当該遺族年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四の規定にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定を適用するとしたならば算定されることとなる遺族年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九十八條の四第一項	)の額	)の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
附則第九十八條の四第三項において準用する附則第九十八條の二第三項	の額が	を受給権者である遺族の人数で除して得た金額が
	をもつて	に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて
とする	に相当する額とする	

2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

(扶養加給額に相当する額の支給が停止されている場合における遺族年金の額の特例)

第百十二条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十二条の規定により扶養加給額(な

お効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第四十六条第三項に規定する扶養加給額をいう。

)が加算された遺族年金についてその受給権者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡

について旧厚生年金保険法、旧船員保険法又は旧地共済法による遺族年金の支給を受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二第三項の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項の規定並びに第九十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六	が控除調整下限額
	<p>から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令</p>



2 遺族年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないことと

<p>十年地共済改正 法附則第九十八 条の二第三項</p>		<p>「という。」第四十六条第三項に規定する扶養加給額に相当する額を控除した額が控除調整下限額</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項</p>	<p>をもつて</p>	<p>に当該扶養加給額に相当する額を加えた額をもつて</p>
<p>第九十九条第一項</p>	<p>という。」が</p>	<p>「という。」からなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第四十六条第三項に規定する扶養加給額に相当する額を控除した額が</p>
<p>をもつて</p>	<p>に当該扶養加給額に相当する額を加えた額をもつて</p>	<p>置政令第四十六条第三項に規定する扶養加給額を控除して得た額</p>

なつたときは、当該遺族年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る遺族年金の額の特例）

第百十三条 共済控除期間等の期間を有する者の遺族に対するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第一項の規定の適用については、同項中「年数を」とあるのは、「年数から共済控除期間等の期間（附則第四十四条第二項に規定する共済控除期間等の期間と附則第八十七条第二項に規定する団体共済控除期間とを合算した期間をいう。以下この項において同じ。）の年数（組合員期間の年数が四十年を超えるときは、共済控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数とする。）を控除した年数を」とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る遺族年金の額の特例）

第百十四条 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十一条の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十八条第二項、第五十九条第二項、第六十九条第二項、第七十条第二項、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第八十四条第二項及び第八十八条第二項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十三条の規定、なお効力を有する改正前昭和六

十年地共済改正法附則第五十八条第一項及び第三項、第五十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第三項の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十三条第二項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第二項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される遺族年金に係るなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第九十八条の四第一項及び第二項の規定並びに第二百五条の規定の適用については、次の表の上欄に

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済改正法附則第九十八条の四第一項	附則第五十一条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九條第一項、附則第七十七条第一項	附則第五十一条（第一号に係る部分を除く。）、附則第五十三条（附則第五十八条第二項、附則第五十九条第二項、附則第六十九条第二項、附則第七十条第二項、附則第七十八条第二項、附則第七十九条第二項、附則第八十四条第二項及び附則第八十八条第二項において準用する場合に限る。）、附則第五十八条第一項、附則第五十九条第一項、附則第六十八条第一項、附則
-------------------------------------	--	--

	<p>、附則第七十八条 第一項</p>	<p>第六十九条第一項、附則第七十条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第七十九条第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の四第二項</p>	<p>附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項</p>	<p>附則第五十八条第三項、附則第五十九条第三項、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第七十九条第三項</p>
	<p>又は附則第九十八条第二項若しくは第三項</p>	<p>若しくは附則第九十八条第二項若しくは第三項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年</p>

	<p>第百五条</p>
	<p>第六十八条第二項、第六十九条第三項、第七十七条第二項、第七十八条第三項</p>
<p>政令第三百四十六号) 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に關する政令(昭和六十一年政令第五十八号。以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。) 第六十三条第二項(なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第二項においてその例による場合を含む。)</p>	<p>第五十八条第三項、第五十九条第三項、第六十八条第二項、第六十九条第三項、第七十条第三項、第七十七条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第三項</p>
<p>又は第九十八条第</p>	<p>若しくは第九十八条第二項若しくは第三項又はなお効力を有す</p>

	<p>二項若しくは第三項</p>
<p>る改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十三条第二項（なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第六十四条第二項においてその例による場合を含む。）</p>	

（なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定により退職年金、減額退職年金又は通算退職年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第百十五条 旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項又はなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第四項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の二第一項の規定、第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改

正法附則第九十八条の二第一項、第三項及び第四項の規定、第三百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定並びに第六十七条第一項、第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項並びに第八十五条第一項、第九十四条及び第三百三十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十六条の規定により読み替えられたなお効力を有する地共済施行法第二十七条の二第一項	額との
	<p>額（改正前地共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第</p>

---

---

五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)第一条の規定による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正前国共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。)のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改正後の国家公務員共済組

---



	第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二	と いう。 と	
<p>合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）との</p>	と いう。 の二分の一に相当する額と	の額	<p>第九十三条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条の二</p>
<p>うち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一</p>	<p>（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の</p>	の額	<p>第九十八条の二</p>

---

---

項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正前国共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のため）の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合

---

	<p>第九十三條の規 定により読み替 えられたなお効 力を有する改正 前昭和六十年地 共済改正法附則 第九十八條の二 第三項</p>	<p>第九十三條の規</p>
	<p>と併給年金 相当する と併給年金</p>	<p>と併給年金</p>
<p>会をいう。)が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項及び第四項において同じ。)</p>	<p>の二分の一に相当する額と併給年金 相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>の二分の一に相当する額と併給年金</p>

<p>定により読み替 えられたなお効 力を有する改正 前昭和六十年地 共済改正法附則 第九十八条の二 第四項</p>	
<p>第三百三十三条の 規定により読み 替えられた平成 二十四年一元化 法附則第七十四 条第一項</p>	<p>）の額</p>
	<p>）の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退</p>

	第六十七条第一 項
	適用後の併給年金 の額
<p>職年金又は改正前国共済法による職域加算額（附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p>	<p>適用後の併給年金の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金</p>

<p>第八十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項</p>	
<p>額との</p>	<p>控除後年金総額を</p>
<p>額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条</p>	<p>又は改正前国共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。） 控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>

	<p>第八十五条第一 項</p>
	<p>適用後の併給年金 の額</p>
<p>第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元 化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退 職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その 額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）と の</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十 四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職 共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通 算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元 化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは 旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年</p>

		<p>金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p> <p>控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金額との合計額を</p>
第九十四条	<p>適用後の併給年金額</p> <p>という。）と</p>	<p>という。）の二分の一に相当する額と</p> <p>適用後の併給年金額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年</p>



		<p>金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>
<p>第三百三十四条第一項</p>	<p>適用後の併給年金の額</p>	<p>控除後年金総額を の合計額を 控除後退職年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額と 相当する額に二を乗じて得た</p> <p>適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金</p>

控除後年金総額を	金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）
額との合計額を	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を

第三節 退職等年金給付に係る併給の調整の特例等

(退職等年金給付の受給権者が改正前地共済法による職域加算額等の支給を受けることができる場合の併給の調整に関する経過措置)

第一百六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第三項において改正後地共済法第八十条第二項から第五項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	前項
	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項及び第四項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十

第四項	同項	これら
	第一項	平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項又は第二項
第三項	退職等年金給付	退職等年金給付等
	第一項	平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項又は第二項
	同項	同条第一項又は第二項
	退職等年金給付	退職等年金給付又は同項各号に掲げる年金（次項及び第四項において「退職等年金給付等」という。）
		一条の二第二項又は第二項

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第四項において改正後地共済法第八十二条第三項の規定を準

用する場合には、同項中「、公務障害年金」とあるのは「、公務障害職域加算額等（被用者年金制度の一

元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十

条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額又は同法附則第六十一条の二第二項第二号に規定す

る旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものをいう。以下この項において同じ。）」と、「支払うべき公務障害年金」とあるのは「支払うべき公務障害職域加算額等」と読み替えるものとする。

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第五項において改正後地共済法第九十三条第三項の規定を準用する場合には、同項中「公務遺族年金を」とあるのは「公務死亡職域加算額等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額又は同法附則第六十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものをいう。以下この項において同じ。）を」と、「公務遺族年金の」とあるのは「公務死亡職域加算額等の」と読み替えるものとする。

（公務等による障害共済年金に係る障害と公務によらない障害厚生年金に係る障害を併合した場合に支給する障害共済年金の額の特例）

第一百七十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条の三に規定する場合におけるなお効力を有する改正前地共済法第八十七条第一項及び第九十条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前地共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八十七条第一 項第二号</p>	<p>第八十七条第一 項第一号</p>
<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>
<p>旧地方公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間を合算した期間</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）及び厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（同法第四十七条第一項に規定する障害認定日の属する月後における被保険者期間及び平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。以下同じ。）を合算した期間</p>

第九十条第一項	第九十条第二項
障害共済年金を	公務等によらない 障害共済年金（障 害共済年金のうち 、公務等による障 害共済年金以外の 障害共済年金をい う。以下同じ。）
<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第三号厚生年金被保険者期間にあるものに限り、その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。次項において同じ。）を</p>	<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</p>
場合又は公務等に	場合

第九十条第二項 第二号	算定されるべき	旧地方公務員共済組合員期間と追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として算定されるべき	よらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合	
----------------	---------	---	---	--

2

公務等による障害共済年金を受ける権利を有する者（その給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）に対して更に改正後厚生年金保険法による障害厚生年金（初診日が第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間にあるものに限り、その給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）を支給すべき事由が生じたときは、なお効力を有する改正前地共済法第九十一条第一項の規定により当該障害共済年金の額を改

定する。

(退職一時金を返還する場合の利子の利率等)

第百十八条 平成二十四年一元化法附則第六十三条第四項(平成二十四年一元化法附則第六十四条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。)に規定する利率は、次の表の上欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月まで	年五・五パーセント
平成十三年四月から平成十七年三月まで	年四パーセント
平成十七年四月から平成十八年三月まで	年一・六パーセント
平成十八年四月から平成十九年三月まで	年二・三パーセント
平成十九年四月から平成二十年三月まで	年二・六パーセント
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	年三・二パーセント



平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	年二パーセント
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	年一・七パーセント
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	年二パーセント
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	年二・四パーセント
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	年二・八パーセント
平成三十一年四月から平成三十二年三月まで	年三・一パーセント
平成三十二年四月から平成三十三年三月まで	年三・四パーセント
平成三十三年四月から平成三十四年三月まで	年三・七パーセント
平成三十四年四月から平成三十五年三月まで	年三・九パーセント

2 平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項又は第六十四条第一項前段若しくは第二項前段の規定により返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しない。

#### 第四節 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の特例

(追加費用対象期間の算入に関する法令の規定)

第百十九条 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、なお効力を有する改正前地共済施行法及びこれに基づき又はこれを実施するための命令の規定でなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二に規定する追加費用対象期間の組合員期間への算入に関するものとする。

(地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用)

第二百十条 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金を支給する場合には、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金を、それぞれ第三号厚生年金被保険者期間又は改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金若

しくは遺族厚生年金とみなして、改正後厚生年金保険法その他の法令の規定を適用する。

（控除期間等の期間を有する者で国民年金法による老齢基礎年金が支給されるものに係る退職共済年金の額の特例）

第二百一十一条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち、平成二十四年一元化法附則第六十九条第一項第一号に規定する地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等）

第二百二十二条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（次項において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率

二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における物価変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が以下となる場合 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が当該年度の前年度の改定基準率を下回ることとなるときは、一）

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

（平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第二百二十三条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置令第十二条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第二百二十四条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（改正後平成八年厚年法等改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前地共済法による職域加算額

二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）

三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

四 旧地共済法による年金である給付

五 改正前国共済法による職域加算額

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額の特例）

第二百二十五条 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二若しくはなお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者（平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、第三号厚生年金又は第二号厚生年金の受給権者

に限る。)を除く。)が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第一項	若しくは障害基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額	又は障害基礎年金
	とする。)とする。)と併給年金(第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。)の額との合計額	、附則第六十五条第一項及び第六十九条	、附則第六十五条第一項及び第六十九条
	同項	これら	
	が控除調整下限額	と併給年金の額との合計額が控除調整下限額	



	、控除調整下限額	、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額
--	----------	--

第二百二十六条 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定又は平

成二十四年一元化法附則第七十二条第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額と第五十八条第四項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。)を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」とする。

第二百二十七条 第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する併給年金(旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定

する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条の規定及び前条の規定を適用する。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の特例）

第二百二十八条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止されることとなる場合における平成二十四年一元化法附

則第七十二条第一項及び第三項の規定並びに第二百二十六条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項</p>	<p>が控除調整下限額</p>	<p>同項</p>	<p>、附則第六十五条第一項</p>	<p>の額（</p>
<p>という。）が</p>	<p>をもって</p>	<p>から加給年金額相当額を控除した額が控除調整下限額</p>	<p>これら</p>	<p>、附則第六十五条第一項及び第六十九条</p>	<p>の額から改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額（第三項において「加給年金額相当額」という。）を控除して得た額（</p>
<p>第二百二十六条第</p>	<p>という。）から加給年金額相当額を加えた額をもって</p>	<p>から加給年金額相当額を控除した額が控除調整下限額</p>	<p>これら</p>	<p>、附則第六十五条第一項及び第六十九条</p>	<p>の額から改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額（第三項において「加給年金額相当額」という。）を控除して得た額（</p>

一 項		定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額をいう。）を控除した額が に当該加給年金額相当額を加えた額をもって
をもって		

2 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額の特例）

第二百二十九条 控除期間等の期間（平成二十四年一元化法附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間をいう。以下同じ。）を有する者（地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）に対する平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「、附則第六十五条第一項」とあるのは「、附則第六十五条第一項及び第六十九条」と、「同項」とあるのは「これら」と、「月数を」

とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数を」とする。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条障害共済年金の特例）

第三百三十条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金について改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同項の規定によりその者について加算が行われることとなる配偶者が老齢厚生年金（その年金額の算定の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金若しくは国民年金法による障害基礎年金又は改正後厚年令第三条の七各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

障害共済年金の額

障害共済年金の額から改正後厚生年金保険法の規定を適用する

第三項		(	としたならば改正後厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額（第三項において「加給年金額相当額」という。）を控除して得た額（
	は、同項	同項の規定により	は、附則第六十五条第一項及び第六十九条
	が控除調整下限額	これらの規定により	
	をもって	から加給年金額相当額を控除した額が控除調整下限額	
		に当該加給年金額相当額を加えた額をもって	

2 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該障害共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附則第六十条障害共済年金の特例）

第三百三十一条 控除期間等の期間を有する者（地共済組合員等期間が二十五年以上である者に限る。）に対する平成二十四年一元化法附則第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「は、同項」とあるの

は「は、同項及び附則第七十条」と、「同項の規定により」とあるのは「これらの規定により」と、「月数を」とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数を」とする。

（平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第三百三十二条 平成二十四年一元化法附則第七十四条第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 改正前地共済法による職域加算額
- 二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）
- 三 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 四 旧地共済法による年金である給付



五 改正前国共済法による職域加算額

六 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付

七 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

八 旧国共済法による年金である給付

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額の特例）

第三百三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権者（改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは遺族基礎	又は遺族基礎年金
-----	----------	----------

第三項	年金又は改正前地 共済法による職域 加算額				
	とする。）	は、同項	同項の規定により	が控除調整下限額	、控除調整下限額
	とする。）と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額	は、附則第六十五条及び第六十九条	これらの規定により	と併給年金の額との合計額が控除調整下限額	、当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第三百二十四条 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する併給年金（以下この項にお

いて「併給年金」という。）のいずれかが、第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第七十四条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と第六十七条第三項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項

の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額と」とする。

第三百三十五条 第三百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項に規定する併給年金（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後、に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第三百三十三条の規定に

より読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条の規定及び前条の規定を適用する。

(妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における平成二十四年一元化法附則第六十条遺族共済年金の特例)

第三百三十六条 改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により加算が行われることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金について、その受給権者である妻が、組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができ、改正後厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基礎年金若しくは旧国民年金法の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項及び第三項の規定並びに第三百三十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>平成二十四年一元化法附則第七 十四条第三項</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第七 十四条第一項</p>	<p>をもつて</p>	<p>が控除調整下限額</p>	<p>同項の規定により</p>	<p>は、同項</p>	<p>の額（</p>
<p>に当該加算額相当額を加えた額をもつて</p>	<p>から加算額相当額を控除した額が控除調整下限額</p>	<p>これらの規定により</p>	<p>は、附則第六十五条第一項及び第六十九条</p>	<p>の額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第 号）第三百三十六条第一項に規定する規定により加算されることとなる額（第三項において「加算額相当額」という。）を控除して得た額（</p>		

<p>第百三十四条第 一項</p>	<p>が控除調整下限額 をもって</p>	<p>から第百三十六条第一項に規定する規定により加算されること となる額（以下この項において「加算額相当額」という。）を 控除した額が控除調整下限額 に当該加算額相当額を加えた額をもって</p>
-----------------------	--------------------------	---

2 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額の特例）

第百三十七条 控除期間等の期間を有する者（地共済組合員等期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「は、同項」とあるのは「は、同項及び附則第七十一条」と、「同項の規定により」とあるのは「これらの規定により」と、「月数を」とあるのは「月数から附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月

数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数を」とする。

（昭和六十年国民年金等改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第三百三十八条　なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第五項の規定により退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第五項の規定により旧国共済法による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定が適用されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十条第四項、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一条第四項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第六項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第三十



七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項並びに第三百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項の規定並びに第二百二十六条第一項及び第三百三十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項	の額（ ）の額	の額の二分の一に相当する額（ ）の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする

	<p>。第三項において同じ。）</p>
<p>第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項</p>	<p>と併給年金 相当する</p>
<p>第三百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項</p>	<p>）の額</p>
<p>）の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退</p>	<p>の二分の一に相当する額と併給年金 相当する額に二を乗じて得た</p>

<p>一 項</p>	<p>第百二十六条第</p>
<p>適用後の併給年金 の額</p>	<p>という。)と</p>
<p>適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この</p>	<p>職年金又は改正前国共済法による職域加算額（附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p> <p>という。)の二分の一に相当する額と</p>

	<p>控除後年金総額を</p>	<p>項において同じ。）</p> <p>控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>
<p>第百三十四条第一項</p>	<p>適用後の併給年金の額</p>	<p>相当する額に二を乗じて得た</p> <p>適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下こ</p>

	<p>控除後年金総額を</p>	<p>の項において同じ。）</p> <p>控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>
--	-----------------	--

第百三十九条 平成十六年地共済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六条の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の二の規定又は平成十六年国民年金法等改正法附則第四十四条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金又は改正後厚生年金保険法

による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この条において同じ。）のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項並びに第三百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項及び第三項の規定並びに第二百二十六条第一項及び第三百三十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二百二十五条の	の額（	の額の二分の一に相当する額（
規定により読み替えられた平成	）の額	）の額（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするもの、附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺

---

二十四年一元化

法附則第七十二

条第一項

---

族共済年金若しくは附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち遺族共済年金、改正前国共済法による職域加算額（附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち死亡を支給事由とするもの、附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付又は第二号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、改

---

	<p>第二百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項</p>		<p>第三百三十三条の規定により読み</p>
	<p>と併給年金</p>	<p>相当する</p>	<p>の額（ ）の額</p>
<p>正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p>	<p>の二分の一に相当する額と併給年金</p>	<p>相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>の額の三分の二に相当する額（ ）の額（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事</p>



---

替えられた平成

二十四年一元化

法附則第七十四

条第一項

---

由とするものにあつては、その額の三分の二に相当する額とし、改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、改正前国共済法による職域加算額（附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。）のうち退職を支給事由とするもの、附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金

---

<p>第百三十三条の規定により読み替えられた平成</p>	
<p>相当する</p>	<p>と併給年金</p> <p>附則第六十五条及び第六十九条</p>
<p>相当する額に二分の三を乗じて得た</p>	<p>若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付又は第二号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第四十四条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条及び第六十一条</p> <p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>

<p>二十四年一元化 法附則第七十四 条第三項</p>	<p>第二百二十六条第 一項</p>		<p>という。)と 適用後の併給年金 の額</p>		<p>という。)の二分の一に相当する額と 適用後の併給年金の額(旧地共済職域加算遺族給付、平成二十 四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族 共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共 済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附 則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しく は平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金又は改正 後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第三号厚生年金又 は第二号厚生年金に限る。)のうち遺族厚生年金にあつては、 その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済職域加算退職給</p>
-------------------------------------	------------------------	--	-----------------------------------	--	---

		<p>付、旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p> <p>控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p>
<p>第百三十四条第 一項</p>	<p>相当する という。）と 適用後の併給年金 の額</p>	<p>相当する額に二を乗じて得た という。）の三分の二に相当する額と</p> <p>適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算遺族給付にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金、減額退職</p>

	<p>相当する</p> <p>控除後年金総額を</p>	<p>年金若しくは通算退職年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。）</p> <p>控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を</p> <p>相当する額に二分の三を乗じて得た</p>
--	-----------------------------	--

（追加費用対象期間を有する団体職員であつた再就職者に係る退職共済年金等の額の特例）

第四百四十条 なお効力を有する改正前地共済施行法第八十九条各号に掲げる者に係る平成二十四年一元化法

附則第六十五条退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条障害共済年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額については、これらの者は団体更新組合員（なお効力を有する改正前地共済施行法第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員をいう。）であるものとみなして、平成二十四年一元化法附則第七十二条、第七十四条及び第七十六条の規定を適用する。

第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例

第四百十一条 改正前地共済法による退職共済年金等及び改正前地共済法による遺族共済年金等（なお効力を有する改正前地共済法第九十七条第二項又はなお効力を有する改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法をいい、平成二十七年厚年経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第六十条第二項の規定によりその額が算定されるものを除く。）の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二、なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。）について、これらの年金である給付のいずれかが第五十八条第三項に規定する控除対象年金であり、かつ、控

除前退職共済年金等の額（退職共済年金額算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）及び老齡厚生年金額算定規定により算定した額（第三号厚生年金のうち老齡厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。）の合計額をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、退職特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる退職特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を有する者については、老齡厚生年金相当額を加えた額とする。次項において同じ。）と控除前遺族共済年金等の額（遺族共済年金額算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）又は遺族厚生年金額算定規定により算定した額（第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。）をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる遺族特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を

有する者については、平成二十七年国共済経過措置政令第三百三十八条第一項に規定する改正後平成九年国共済経過措置政令第十三条第一項第九号又は第十号の規定により算定した額を基礎として財務大臣が定める額を加えた額とする。次項において同じ。）とのうちいずれか多い額が控除前控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、同項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該退職共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金でない場合 退職共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該退職共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合 退職共済年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が



支給される場合には、第五十五条に規定する乗じて得た額を加えた額とする。以下このロにおいて「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額

二 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 老齢厚生年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には第二百一十三条に規定する乗じて得た額を、改正前地共済法による職域加算額が支給される場合にはその額を、それぞれ加えた額とする。以下この号において「控除前退職共済年金額」という。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額

三 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該遺族共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金でない場合 第一号に定める額又は

前号に定める額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該遺族共済年金が第五十八条第三項に規定する控除対象年金である場合 第一号に定める額又は前号に定める額となお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（改正前地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額

四 第三号遺族厚生年金 第一号に定める額又は第二号に定める額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

五 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 第一号に定める額又は第二号に定める額と改正前厚生年金保険法第六十条第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額（改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数（改正

後厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金にあつては、当該月数が三日月未満であるときは、三日月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額を基礎として遺族厚生年金額算定規定の例により算定した額

2 前項の場合において、控除後退職共済年金等の額（同項第一号に定める額、第三号厚生年金のうち老齢厚生年金について老齢厚生年金額算定規定により算定した額（第三号厚生年金のうち老齢厚生年金のうち老齢厚生年金の受給権を有しない者については、零とする。）及び同項第二号に定める額の合計額をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、退職特例年金給付が支給される者については、老齢厚生年金相当額を加えた額とする。以下この項において同じ。）と控除後遺族共済年金等の額（前項第三号に定める額、同項第四号に定める額又は同項第五号に定める額をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付の受給権を有する者については、控除後遺族厚生年金相当額を加えた額とする。以下この項において同じ。）のいずれも

が控除調整下限額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、同項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下である場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 控除後控除調整下限額（第三号厚生年金のうち老齢厚生年金（以下この項において「第三号老齢厚生年金」という。）の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額）

ロ 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 控除後控除調整下限額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ニ 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

二 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下であり、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超える場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第一号に定

める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 前項第二号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 控除後控除調整下限額（遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を除いた額。ニ及びホにおいて同じ。）

ニ 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 控除後控除調整下限額

三 控除前退職共済年金等の額及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限額を超えてい  
る場合であつて、控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額を超える場合 次のイからホ  
までに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 控除後控除調整  
下限額（第三号老齢厚生年金の受給権を有する場合には当該第三号老齢厚生年金の額を、退職特例年  
金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額）

ロ 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 控除後控除調整下限額（退職特例年金給付が  
支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定  
める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族  
共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより  
算定した額を加えた額

ニ 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

四 控除前退職共済年金等の額及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限額を超えてい  
る場合であつて、控除後退職共済年金等の額が控除後遺族共済年金等の額以下である場合 次のイから  
ホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第一号に定  
める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族  
共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の  
額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金 前項第二号に定める額に、控除後控除調整下



限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ハ 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 控除後控除調整下限額（遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を除いた額。ニ及びホにおいて同じ。）

ニ 第三号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額

ホ 平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金 控除後控除調整下限額

3 前二項の規定により算定された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金（以下この条において「遺族共済年金等」という。）の支給を受ける者がなお効力を有する改正前地共済法第九十九条の七第一項第二号から第五号まで又は改正後厚生年金保険法第六十三条第一項第二号から第五号までのいずれ

かに該当することにより当該遺族共済年金等を受ける権利を失ったときは、当該遺族共済年金等と併せて支給されていた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額又は平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額を改定する。

4 共済控除期間等の期間を有する者（組合員期間又は地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）に対する前三項の規定の適用については、第一項第一号口中「月数を」とあるのは「月数からなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間の月数を控除した月数を」と、同項第二号中「月数を」とあるのは「月数から平成二十四年一元化法附則第六十九条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数を」とする。

5 共済控除期間等の期間を有する者（組合員期間又は地共済組合員等期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項第三号口中「月数を」とあるのは「月数からなお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条第一項に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数を」と、同項第五号中「月数を」とあるのは「月数から平成二十四年一元化法附則第六十九

条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

6 前各項の規定は、改正前地共済法による退職共済年金等及び改正前地共済法による遺族共済年金等（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第二項又はなお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	<p>次項において同じ 。）と控除前遺族 共済年金等の額</p>	<p>この項及び次項において同じ。）と控除前遺族共済年金等支給額</p>
<p>（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定</p>	<p>から控除前退職共済年金等の額になお効力を有する改正前地共済法第九十九条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項</p>	

<p>する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）又は</p>	<p>に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない場合又は当該控除して得た額が零を下回る場合については、零とする。）及び</p>
<p>（第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。）</p>	<p>から控除前退職共済年金等の額になお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（第三号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権のいずれも有しない者又は当該控除して得た額が零を下回る場合については、零とする。）の合計額</p>

	<p>第二項</p>	<p>うちいずれか多い 合計額</p>
	<p>控除後遺族共済年金等の額（前項第三号に定める額、三号に定める額、同項第四号に定める額又は同項第五号に定める額をい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし</p>	<p>控除後遺族共済年金等支給額（前項第三号に定める額から控除後退職共済年金等の額になお効力を有する改正前地共済法第十九条の二第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない場合又は当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。））、前項第四号に定める額から控除後退職共済年金等の額になお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（第三号遺族厚生年金の受給権を有しない場合又は当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする</p>

<p>第二項第一号</p>	<p>、遺族特例年金給付の受給権を有する者については、控除後遺族厚生年金相当額を加えた額とする。以下この項において同じ。のいずれも</p>	<p>。及び前項第五号に定める額から控除後退職共済年金等の額に同条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額を控除して得た額（平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権を有しない場合又は当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額をいい、改正前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付の受給権を有する者については、控除後遺族厚生年金相当額を加えた額とする。以下この条において同じ。）との合計額</p>
<p>第二項第一号</p>	<p>控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下である</p>	<p>控除前遺族共済年金等支給額が零となる</p>

第二項第二号	控除前遺族共済年金等の額	控除前退職共済年金等の額と控除前遺族共済年金等支給額との合計額
第二項第二号ハ	控除後控除調整下限額（遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額	前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

	第二項第二号二
<p>算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額を除いた額。ニ及びホにおいて同じ。）</p>	<p>控除後控除調整下限額</p>
<p>前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところ</p>	



	第二項第二号ホ	控除後控除調整下 限額	<p>ろにより算定した額を加えた額</p> <p>前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額</p>
第二項第三号	<p>及び控除前遺族共 済年金等の額がと もに控除前控除調 整下限額</p>	<p>が控除前控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金等支給額が零</p>	
	<p>控除後退職共済年 金等の額が控除後 遺族共済年金等の</p>	<p>控除後遺族共済年金等支給額が零となる</p>	

	額を超える	
第二項第四号	及び控除前遺族共 済年金等の額がと もに控除前控除調 整下限額	が控除前控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金等 支給額が零
第二項第四号イ 及びロ	控除後退職共済年 金等の額が控除後 遺族共済年金等の 額以下である	控除後遺族共済年金等支給額が零を超える
第二項第四号ハ	控除後控除調整下 限額（遺族特例年	前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退 職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を
	金等の額	合計額

---

金給付が支給される場合には、控除後遺族厚生年金相当額に控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

---

控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加

---

	<p>えた額を除いた額 。ニ及びホにおいて同じ。）</p>	
<p>第二項第四号ニ</p>	<p>控除後控除調整下 限額</p>	<p>前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額</p>
<p>第二項第四号ホ</p>	<p>控除後控除調整下 限額</p>	<p>前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額</p>

7 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第二号厚生年金のうち遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金を平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金と、第二号厚生年金のうち遺族厚生年金を第三号遺族厚生年金と、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金を平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金とそれぞれみなして前各項の規定を適用した場合に算定される額とする。

8 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、第二号厚生年金のうち老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則

第六十五条遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の額は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金を平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金と、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金を平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金とそれぞれみなして、第一項から第六項までの規定を適用した場合に算定される額とする。

9 改正前地共済法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は改正後厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば改正後厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金について第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額の算定その他の前各項の規定の適用について必要な事項は、

総務省令で定める。

10 第一項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項に規定する「改正前地共済法による退職共済年金等」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号に規定する退職共済年金等をいう。

11 第一項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「改正前地共済法による遺族共済年金等」とは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金若しくは第三号遺族厚生年金をいう。

12 第一項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「退職共済金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項及び第二項、第八十条第一項及び第二項、第八十条の二第四項並びに附則第二十四条の二第四項及び第二十六条第十項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定並びになお効力を有する改正前地共済令附則第七十二条の三第一項の規定をいう。

13 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「老齢厚生年金

額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第四十三条第一項、第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の三第四項並びに附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定をいう。

14 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「老齢厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第十二項に規定する退職共済年金額算定規定の例により算定した額（改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とする。）をいう。

15 第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第十九条の二第一項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び



第二項の規定をいう。

16 第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第六十条第一項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第二項の規定並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定をいう。

17 第一項から第三項まで（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）、第七項、第八項及び第十一項に規定する「第三号遺族厚生年金」とは、第三号厚生年金のうち遺族厚生年金をいう。

18 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除前控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三第一項に規定する控除前退職特例年金給付額、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第一項に規定する控除前遺族特例年金給付額又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第一項第一号に規定する控除前特例年金給付額を、国民年金法の規定による老齢基

礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齡基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう。

19 第二項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除後遺族厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第一項第三号の例により算定される額（改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除した額）を基礎として総務大臣が定める額をいう。

20 第二項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除後控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三第三項第一号に規定する控除後退職特例年金給付額、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三第三項第一号に規定する控除後遺族特例年金給付額又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第三項に規定する控除後特例年金給付額を、国民年金法の規定による老齡基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齡基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう。

21 第十四項及び第十九項に規定する「みなし組合員期間」とは、改正後平成八年厚年法等改正法附則第三十一条第一号に規定する被保険者期間とみなされた組合員期間をいう。

#### 第六節 費用の負担等に関する経過措置

(平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付等に要する費用)

第四百二十二条 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号に規定する政令で定める費用は、改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条、第八十条、第八十四条及び第八十五条の規定の例により算定した額を合算した額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第七十五条第四号の規定により国又は地方公共団体が毎年度において負担すべき額の算定及びその地方公務員共済組合への払込みについては、改正前昭和六十一年経過措置政令第八十一条から第八十三条までの規定の例による。

第四百四十三条 地方公共団体は、地方公務員共済組合の毎事業年度において、平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である

給付に係る当該地方公務員共済組合の事務に要する費用（国の職員（改正後地共済法第四百二十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、国が改正後国共済法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により総務大臣が定めるところにより算定した額を負担する。

2 前項の場合においては、改正後地共済法第百十六条及び改正後地共済令第三十条の二の二の規定を準用する。

3 国は、警察共済組合の毎事業年度において、平成二十四年一元化法附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に係る警察共済組合の事務に要する費用（国の職員に係るものに限る。）について、国が毎年度の予算で定める額を負担する。

4 前項の場合においては、改正後地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後地共済法第百十六条第一項の規定及び改正後地共済法第百十六条第二項の規定を準用する。

（地方の組合の経過的長期給付）

第四百四十四条 平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める給付は、次に掲げ

る給付とする。

- 一 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち公務等による障害共済年金及び公務等による遺族共済年金
- 二 旧地共済法による年金である給付のうち旧地共済法第八十六条第二項に規定する公務による障害年金及び旧地共済法第九十三条第一号の規定による公務による遺族年金
- 三 旧地共済法による年金である給付（前号に掲げる給付及び旧地共済法第三百三十七条第一項第二号の規定によりその額が算定された給付を除く。）の額の百十分の十に相当する給付
- 四 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第七条の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年地共済改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年地共済改正法附則第三百三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の百十分の十に相当する給付
- 五 平成二十四年一元化法附則第五十六条第一項の規定による障害一時金のうち同項においてその例によ

ることとされる改正前地共済法第九十八条第二号の規定の例により算定した額の百分の二百に相当する  
給付

六 改正前地共済施行法第三条及び第三条の二の規定による給付

(平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める費用)

第四百四十五条 平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する政令で定める費用は、同項に規定する地方の組合の経過的長期給付(以下「地方の組合の経過的長期給付」という。)に係る事務に要する費用(第四百四十三条第一項又は第三項の規定により地方公共団体又は国が負担するものを除く。)とする。

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金の積立て)

第四百四十六条 改正後地共済令第十五条第三項及び第四項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金(以下「地方の組合の経過的長期給付組合積立金」という。)の積立てについて準用する。

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用)

第四百四十七条 改正後地共済令第十六条の二及び第十六条の三（改正後地共済令第二十条において準用する場合を含む。）の規定は、組合における地方の組合の経過的長期給付組合積立金その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十六条の二の見出し</p>	<p>厚生年金保険給付 組合積立金等資金 及び退職等年金給付 組合積立金等資金</p>	<p>経過的長期給付組合積立金等資金</p>
<p>第十六条の二第一項</p>	<p>厚生年金保険給付 組合積立金等資金 及び退職等年金給</p>	<p>経過的長期給付組合積立金等資金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一</p>

	<p>付組合積立金等資 金</p>	<p>元化法」という。) 附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。)</p>
<p>第十六条の二第 一項第十一号</p>	<p>厚生年金保険給付 組合積立金等資金</p>	<p>厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金</p>
<p>は退職等年金給付</p>	<p>は地方の組合の経過的長期給付(平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付をいう。)</p>	
<p>退職等年金給付組 合積立金等資金</p>	<p>経過的長期給付組合積立金等資金</p>	
<p>厚生年金保険給付 に係る経理</p>	<p>厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理</p>	



第十六条の二第 三項	及び退職等年金給 付組合積立金等資 金	、退職等年金給付組合積立金等資金及び経過の長期給付組合積 立金等資金
第十六条の二第 四項	厚生年金保険給付 組合積立金等資金 及び退職等年金給 付組合積立金等資 金	経過の長期給付組合積立金等資金

2 改正後地共済令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会における平成二十

四年一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過の長期給付調整積立金（以下「地方の組合の経過の長期給付調整積立金」という。）その他の地方の組合の経過の長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十六条の二の見出し</p>	<p>第十六条の二第一項</p>
<p>厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金</p>	<p>組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）</p>
<p>経過的長期給付調整積立金等資金</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p> <p>経過的長期給付調整積立金等資金（被用者年金制度の一元化等</p>

	<p>組合積立金等資金 及び退職等年金給 付組合積立金等資 金</p>	<p>を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。）</p>
<p>第十六条の二第 一項第三号ロ</p>	<p>組合</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>
<p>第十六条の二第 一項第四号</p>	<p>組合員</p>	<p>全ての組合の組合員</p>
<p>第十六条の二第 一項第十号</p>	<p>地方公共団体の一 時借入れ</p>	<p>組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ</p>
<p>第十六条の二第</p>	<p>厚生年金保険給付</p>	<p>厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積</p>

<p>第十六条の二第二項</p>	<p>一項第十一号</p>
<p>組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金</p>	<p>組合積立金等資金 は退職等年金給付 退職等年金給付組 合積立金等資金 厚生年金保険給付 に係る経理</p>
<p>地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金、退職等年金給付調整積立金等資金及び経過的長期給付調整積立金等資金</p>	<p>立金等資金 は地方の組合の経過的長期給付（平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付をいう。以下この条において同じ。） 経過的長期給付調整積立金等資金 厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理</p>

<p>第十六条の二第 四項</p>	<p>組合の厚生年金保 険給付組合積立金 等資金及び退職等 年金給付組合積立 金等資金</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>
<p>第十六条の三</p>	<p>組合</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の当初額の積立て)

第四百四十八条 改正前地共済法第二十四条(改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む)。  
 第五百五十三条において同じ。)に規定する積立金のうち、その額から平成二十七年厚年経過措置政令第百十三条の規定により組合に係る実施機関積立金(改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この条において同じ。)として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から平成二十七年厚年経過措置政令第一百三十三条の規定により地方公務員共済組合連合会に係る実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

(地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付)

第四百四十九条 改正後地共済法第二十一条の二第二項の規定は、地方の組合の経過的長期給付に要する資金について準用する。

(地方の組合の経過的長期給付に係る収入)

第二百五十条 平成二十四年一元化法附則第七十六条第二項に規定する政令で定める収入は、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る収入その他の総務大臣が定めるものとする。

(地方の組合の経過的長期給付に係る支出)

第五百十一条 平成二十四年一元化法附則第七十六条第三項に規定する政令で定める支出は、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る支出その他の総務大臣が定めるものとする。

第百五十二条 改正後地共済令第三十条の六第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定による国家公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令第三十条の六の規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一項</p>	<p>法第百十六条の三 第一項（第四号を除く。）</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項</p>
<p>第二項</p>	<p>地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額</p>	<p>地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の額</p>
	<p>地方の厚生年金保険給付概算財政調</p>	

<p>整拠出金の額</p>	<p>法第百十六条の三 第一項（第四号を 除く。）</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項</p>
<p>国家公務員共済組 合法施行令第二十 八条第一項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百四十八条において準用する国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項</p>	
<p>国の厚生年金保険 給付概算財政調整</p>	<p>国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額</p>	



第三項	国の厚生年金保険 給付概算財政調整 拠出金の額	国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額
	国家公務員共済組 合法第二百二条の三 第一項（第四号を 除く。）	平成二十四年一元化法附則第五十条第一項

第四章 厚生年金保険給付及び退職等年金給付に関する経過措置

（厚生年金保険給付組合積立金等の当初額の積立て）

第百五十三条 改正前地共済法第二十四条に規定する積立金のうち、その額から第百四十八条第一項の規定

により地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第二十四条（改正後

地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から第四百四十八条第二項の規定により地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、総務省令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

（改正後地共済法による退職年金の支給要件に関する経過措置）

第百五十四条 当分の間、改正後地共済法第八十八条第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（平成二十七年十月一日に引き続き被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間を除く。）」とする。

（退職等年金給付に関する規定を適用しない者等に関する経過措置）

第百五十五条 当分の間、改正後地共済法の退職等年金給付に関する規定は、地方公務員共済組合の組合員

のうち平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者とならない者については、適用しない。

2 平成二十七年地共済改正令第三条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）第二条第三項の規定は、改正後地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用について準用する。

（公務傷病に係る初診日が施行日以後にある場合の公務障害年金の額の特例）

第百五十六条 平成二十四年改正法附則第六条第三項の規定により改正後地共済法第九十八条の規定による公務障害年金の額を算定する場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と同法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の第八十七条第

一項第二号又は第二項第二号の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務障害年金の額として支給する」とする。

（公務傷病に係る初診日が施行日以後にある場合の公務遺族年金の額の特例）

第百五十七条 平成二十四年改正法附則第六条第四項の規定により改正後地共済法第百四条の規定による公務遺族年金の額を算定する場合における同条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と同法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の第九十九条の二第一項第一号イ(2)又はロ(2)（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。

（実施機関積立金の基本方針に関する経過措置）

第百五十八条 組合は、平成二十四年一元化法附則第二十八条第三項の規定により管理運用の方針が定めら

れたときは、施行日前においても、改正後地共済法第百十二条の四の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針（次項において「基本方針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において改正後地共済法第百十二条の四の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本指針に係る経過措置）

第百五十九条 総務大臣は、施行日前においても、改正後地共済法第二十七条の二の規定の例により、同条第一項に規定する基本指針（次項において「基本指針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本指針は、施行日において改正後地共済法第二十七条の二の規定により定められ、公表したものとみなす。

（地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本指針）

第百六十条 改正後地共済法第二十七条の二の規定は、地方の組合の経過的長期給付調整積立金について準用する。この場合において、同条第一項中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金」と、「法第百十二条

の十第二項各号」とあるのは「平成二十四年一元化法附則第七十五条の三において準用する法第一百十二条の十第二項各号」と読み替えるものとする。

（地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の方針に関する基本指針に係る経過措置）

第六百六十一条 総務大臣は、施行日前においても、前条において読み替えて準用する改正後地共済令第二十七条の二の規定の例により、前条において読み替えて準用する改正後地共済令第二十七条の二第一項に規定する基本指針（次項において「基本指針」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本指針は、施行日において前条において準用する改正後地共済令第二十七条の二の規定により定められ、公表したものとみなす。

## 第五章 その他の経過措置

（災害給付積立金に係る標準報酬等合計額に関する経過措置）

第六百六十二条 改正後地共済令第十八条の規定は、平成二十八年一月十日以後に同条の払込みの期限が到来する災害給付積立金（地方公務員等共済組合法第三十六条第一項に規定する災害給付積立金をいう。以下この条において同じ。）の払込みについて適用し、平成二十七年十月十日以前に改正後地共済令第十八条

の払込みの期限が到来する災害給付積立金の払込みについては、なお従前の例による。

（育児休業等を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置）

第六十三條 改正後地共済法第四十三條第十二項及び第十三條の規定は、平成二十七年十月一日以後に終了した同條第十二項に規定する育児休業等について適用する。

（産前産後休業を終了した際の標準報酬の月額の改定に関する経過措置）

第六十四條 改正後地共済法第四十三條第十四項及び第十五條の規定は、平成二十七年十月一日以後に終了した同條第十四項に規定する産前産後休業について適用する。

（高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る標準報酬の月額に関する経過措置）

第六十五條 改正後地共済法第二十三條の三の四第一項及び第二十三條の三の七第一項（同條第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給について適用し、施行日前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（休業給付に係る標準報酬の日額等に関する経過措置）

第百六十六条 改正後地共済法第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条、第七十条の二第一項及び第三項、第七十条の三第一項及び第三項並びに第七十一条の規定は、施行日以後に給付事由が生じた休業給付（地方公務員等共済組合法第五十三条第一項第八号から第十号の三までに掲げる給付（これらに係る附加給付を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち施行日前に退職した者に支給される同項第八号及び第九号に掲げる給付（以下この条において「施行日前退職者に係る傷病手当金等」という。）以外のものについて適用し、施行日前に給付事由が生じた休業給付及び施行日以後に給付事由が生じた施行日前退職者に係る傷病手当金等については、なお従前の例による。

（災害給付に係る標準報酬の月額に関する経過措置）

第百六十七条 改正後地共済法第七十二条及び第七十三条の規定は、施行日以後に給付事由が生じた災害給付（地方公務員等共済組合法第五十三条第一項第十号から第十三号までに掲げる給付（これらに係る附加給付を含む。）をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた災害給付については、なお従前の例による。

（育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担に係る標準報酬等合計額に関する経過措置）



第百六十八条 施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度における改正後地共済令第二十九条第一項及び第四十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第一項	組合の毎事業年度	当該事業年度における当該	標準報酬等合計額の総額に対する
平成二十四年一元化法の施行の日（第四十三条の二において「施行日」という。）の属する組合の事業年度	当該	平成二十七年四月から九月までの標準給与（掛金の標準となる給料（平成二十四年一元化法改正前の法第一百四十三条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料（平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。以下この項において同じ。）の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与	

標準報酬等合計額	<p>の月額平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値（特別職の職員等（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の第十八条に規定する特別職の職員等をいう。）である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（平成二十四年一元化法改正前の法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この項及び第四三条の二において同じ。）の総額と平成二十七年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額に対する</p> <p>平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月か</p>
----------	--

第四十三条の二					
の総額と	標準報酬等合計額 の総額（	標準報酬等合計額 の総額に当該	との合計額	警察共済組合の毎 事業年度	額に、当該事業年 度における
ら平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額 及び	平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月か ら平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額 （	平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月か ら平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額 に当該	の合算額	施行日の属する警察共済組合の事業年度	額に、

	標準報酬等合計額の総額	平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額
--	-------------	--

(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担に係る厚生年金保険標準報酬等合計額に関する経過措置)

第六十九條 施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度において改正後地共済法第一百三條第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額は、改正後地共済法第二十九條の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地方公務員共済組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号及び次項において同じ。） 次に掲げる額の合計額
  - イ 平成二十七年厚年経過措置政令第一百五條の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの当該地方公務員共済組合の組合員の標準給与（掛金の標準となる給料（改正前地共済法第

百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となった改正前地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。)の額に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値(特別職の職員等(改正前地共済令第十八条に規定する特別職の職員等をいう。))である組合員については、一)を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等(改正前地共済法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となった改正前地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。)の額との合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の総額に対する平成二十七年四月から九月までの次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

(1) 当該地方公共団体の職員(改正後地共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)である組合員の標準給与の総額

(2) 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)の職員である組合員の標準給与の総額(当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあ

つては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)

(3) 当該地方公共団体を公庫等職員（改正後地共済法第百四十条第一項に規定する公庫等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職した継続長期組合員（改正後地共済法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下この項において同じ。）の標準給与の総額

(4) 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（改正後地共済法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(5) 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（改正後地共済法第百四十一条の三

に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(6) 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（改正後地共済法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から

平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額（改正後地共済令第二十九条の二第一項第一号に規定する厚生年金保険標準報酬等合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総額に対する平成二十七年十月から平成二十八年三月までの次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

- (1) 当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額
- (2) 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）
- (3) 当該地方公共団体を公庫等職員となるため退職した継続長期組合員のうち第三号厚生年金被保険者であるものの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額
- (4) 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険



者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(5) 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

(6) 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継

等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)

二 指定都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により指定都市職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの指定都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する前号イ(1)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合（改正後地共済法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。次項において同じ。）の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号ロ(1)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

三 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第一百五十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの全ての旧構成組合（改正前地共済法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。次項において同じ。）の組合員の標準給与の総額に対する第一号イ(1)から(6)までに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

ロ 前号ロに掲げる額

2 前項に規定するもののほか、施行日の属する地方公務員共済組合の事業年度において組合役職員（改正後地共済法第四百十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下この項において同じ。）に係る改正後地共済法第一百三十三条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額は、改正後地共済令第四十一条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地方公務員共済組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 地方公務員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第一百五十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担することと

なる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの当該地方公務員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公務員共済組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に同年四月一日における当該地方公務員共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により当該地方公務員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの当該地方公務員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該地方公務員共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に施行日における当該地方公務員共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

二 指定都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により指定都市職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの指定都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する指定都市職員共済組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に同年四月一日における指定都市職員共済組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての新構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に施行日における全ての新構成組合を組織する職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

三 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合 次に掲げる額の合計額

イ 平成二十七年厚年経過措置政令第一百五十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの全ての旧構成組合の組合員の標準給与の総額に対する全ての旧構成組合の組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に同年四月一日における全ての旧構成組合を組織する職員である組合員の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額

ロ 平成二十七年厚年経過措置政令第一百五十五条の規定により全国市町村職員共済組合連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの全ての新構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての新構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に施行日における全ての新構成組合の職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者

の数の割合を乗じて得た額

3 施行日の属する改正後地共済法第四百四十一条第二項に規定する連合会、警察共済組合及び地方職員共済組合の事業年度における改正後地共済令第四百四十一条第二項及び第三項、第四十四条並びに第六十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十一条第二項</p>	<p>連合会（法第四百四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。）の毎事業年度の</p> <p>国民年金法第九十条の四</p>	<p>平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）の属する連合会（法第四百四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。）の事業年度</p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号</p>
-----------------	--	---

	<p>。以下「平成二十七年厚年経過措置政令」という。）第百十五 条</p>
<p>の額</p>	<p>の額（以下この項において「連合会役職員組織組合基礎年金拠 出金負担額」という。）</p>
<p>二分の一</p>	<p>四分の一</p>
<p>当該事業年度にお ける</p>	<p>平成二十七年四月から九月までの当該組合の組合員の標準給与 （掛金の標準となる給料（平成二十四年一元化法改正前の法第 百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給 料（平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第五号に規 定する給料をいう。以下この項において同じ。）の額に地方公 務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給 料の額に対する給与の月額平均的な割合を基礎として総務省 令で定める数値（特別職の職員等（地方公務員等共済組合法施</p>



---

---

行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の第十八条に規定する特別職の職員等をいう。）である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（平成二十四年一元化法改正前の法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下同じ。）の総額（当該組合が市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額）に対する当該組合の組合員である連合会役職員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に平成二十七年四月一日における当該連合会役職員が勤務する連合会を組織する全ての組合を組織する職員で

---

	<p>第四十一条第三 項</p>
	<p>当該事業年度の初 日</p>
<p>額と</p>	<p>警察共済組合の毎 事業年度</p>
<p>国民年金法第九十 四条の四</p>	<p>ある組合員（当該連合会が市町村連合会の場合にあつては、全 ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を組織する職員 である組合員）の総数に対する当該地方公共団体の職員である 組合員の数の割合を乗じて得た額と、連合会役職員組織組合基 礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、同年十月から 平成二十八年三月までの 施行日 額の合計額と 施行日の属する警察共済組合の事業年度 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条</p>

額と	日 当該事業年度の初		二分の一	の額
額の合計額と	施行日	に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの じて得た額と、警察共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一 る組合員の総数に対する国の職員である組合員の数の割合を乗 おける警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）であ 標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に同年四月一日に 給与の総額に対する警察共済組合の組合役職員である組合員の 平成二十七年四月から九月までの警察共済組合の組合員の標準	四分の一	の額（以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎 年金拠出金負担額」という。）

第四十四条

<p>警察共済組合の毎 事業年度</p>	<p>施行日の属する警察共済組合の事業年度</p>
<p>国民年金法第九十 四条の四の規定に より警察共済組合 が負担することと なる基礎年金拠出 金に係る負担に要 する費用の額</p>	<p>警察共済組合基礎年金拠出金負担額</p>
<p>二分の一</p> <p>当該事業年度にお ける</p>	<p>四分の一</p> <p>平成二十七年四月から九月までの警察共済組合の組合員の標準 給与の総額に対する国の職員である組合員の標準給与の総額と 、警察共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額</p>

	第六十五条第二項	
	地方職員共済組合 の毎事業年度 国民年金法第九十 四条の四 の額 二分の一 当該事業年度にお ける	に、同年十月から平成二十八年三月までの 額の合計額と 施行日の属する地方職員共済組合の事業年度 平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条 の額（以下この項において「地方職員共済組合基礎年金拠出金 負担額」という。） 四分の一 平成二十七年四月から九月までの地方職員共済組合の組合員の 標準給与の総額に対する当該団体の職員である組合員の標準給 与の総額と、地方職員共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の 一に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの

額とし

額の合計額とし

4 第一項及び第二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

(短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金に関する経過措置)

第七十条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における改正後地共済法第一百四十三条に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共済令第二十八条の一を乗じて得た額」と、「当該事業年度の前事業年度における」とあるのは「平成二十七年十月から平成二十八年三月までの」と、「標準報酬等合計額」とあるのは「標準報酬等合計額の見込額」とする。

2 平成二十八年度における改正後地共済法第一百四十三条に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定に係る改正後地共済令第二十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「費用の額」とあるのは「費用の額に二分の一を乗じて得た額」と、「当該事業年度の前事業年度における」とあるのは「平成二十七年十月から平成二十八年三月までの」とする。

(国の職員に係る報酬に関する経過措置)

第七十一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）附則第十六条の規定の適用を受ける国の職員に係る改正後地共済令第四十三条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第一条」とあるのは、「第一条並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）附則第十六条第二項、第三項、第五項及び第六項」とする。

(任意継続組合員に係る標準報酬の月額等に関する経過措置)

第七十二条 改正後地共済令第四十六条第一項の規定は、施行日以後に退職した者に係る地方公務員等共済組合法第四十四条の二第一項に規定する申出について適用し、施行日前に退職した者に係る同項に規定する申出については、なお従前の例による。

2 改正後地共済令第四十六条の二の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員（地方公務員等共済組合法第四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。次項において同じ。）について適用する。この場合において、平成二十七年十月分から平成二十八年三月分までの任意継続掛金（同条第二項に規定する任意継続掛金をいう。次項において同じ。）に係る改正後地共済令第四十六条の二の規定の適用に

については、同条第二号中「毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）」とあるのは「平成二十七年一月一日」と、「（任意継続組合員を除く。）の標準報酬の月額」とあるのは「の掛金の標準となつた給料（平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。以下この号において同じ。）の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」とする。

3 改正後地共済令第四十八条第三項の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員について適用し、施行日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分以後の任意継続掛金に係る改正前地共済令第四十八条第三項の規定の適用については、同項第一号中「給料の額」とあるのは「給料の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」と、同項第二号中「組合員の掛金の標準となつた給料」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）の地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚



生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額」とする。

（全国市町村職員共済組合連合会が行う共同事業に係る標準報酬等合計額に関する経過措置）

第七十三条 改正後地共済令附則第三十条の二及び第三十条の二の二の規定は、平成二十八年四月一日に始まる事業年度以後の各事業年度において全国市町村職員共済組合連合会が行う事業について適用し、同年三月三十一日に終わる事業年度において全国市町村職員共済組合連合会が行う事業については、なお従前の例による。

2 改正後地共済令附則第三十条の二の五第二項の規定は、施行日以後に同項の払込みの期限が到来する同項各号に定める拠出金の払込みについて適用し、施行日前に改正前地共済令附則第三十条の二の五第二項の払込みの期限が到来した同項各号に定める拠出金の払込みについては、なお従前の例による。

（平成二十七年度における地方公務員等共済組合法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る部分の経過措置）

第七十四条 平成二十七年度における平成二十七年地共済改正令第二条による改正後の地方公務員等共済

組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る額のうち公的負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た率とし、同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち公的負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た」とあるのは、「に掲げる給付に係るものにあつては地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第 号）第二条の規定による改正前の第七十九条第三項第一号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第二号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第三号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第四号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第三号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第五号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第五号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、

次項第六号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第六号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した」とする。

（改正前地共済法による職域加算額のうち公務等によるもの及び障害厚生年金等の支給を受ける場合における労働者災害補償保険法の適用に関する経過措置）

第七百七十五条 改正前地共済法による職域加算額（第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（第七百七十八条第二項において「地方の公務等による旧職域加算障害給付」という。）又は第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（第七百七十八条第二項において「地方の公務等による旧職域加算遺族給付」という。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、平成二十四年一元化法附則第一百五十五条の

規定による改正後の労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）別表第一第一号及び第二号の規定は、適用しない。

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第七十六条 平成二十七年地共済改正令第六条の規定による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）附則第三条の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第十二条の二に規定する年金たる損害補償（以下この条において「年金たる損害補償」という。）及び同令第一条第二号に規定する休業補償（以下この条において「休業補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第七十七条 平成二十七年地共済改正令第七条の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び

学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）附則第三条の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の三第一項に規定する年金たる補償（以下この条において「年金たる補償」という。）及び同令第四条に規定する休業補償（以下この条において「休業補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七十八條 平成二十七年地共済改正令第八條の規定による改正後の地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）附則第三条及び第三条の二の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第九項に規定する年金たる補償（以下この項において「年金たる補償」という。）及び同法第二十五条第一項第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係

る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 改正前国共済法による職域加算額（平成二十七年国共済経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は改正前地共済法による職域加算額（地方の公務等による旧職域加算障害給付又は地方の公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、地方公務員災害補償法附則第八条第一項の規定は、適用しない。

（経過措置に関する総務省令等への委任）

第七百七十九條 第三條から前条までに定めるもののほか、地方公務員共済組合の組合員又は組合員であつた者に係る平成二十四年一元化法及び平成二十四年改正法の実施のための手続その他これらの法律の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、総務省令又は主務省令で定める。

(主務省令)

第八百八十條 この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・文部科学省令とする。

#### 附 則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第五百五十八條、第五百五十九條及び第六十一條の規定は、公布の日から施行する。

## 理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、組合が支給する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日前の期間を有する者に係る同法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法による長期給付の支給要件、当該長期給付の額の算定、当該長期給付に係る費用の負担等に関し必要な経過措置を定める必要があるからである。